

平成21年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）

平成20年8月25日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成19年10月1日改正）に基づき、平成21年度予算概算要求等にあたって、63件の施策について政策アセスメント（事前評価）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性の観点等から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。新規施策等の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図るものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、法令等）や、既存の施策等のうち、その改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果等について説明し、有効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。さらに、事後検証の実施方法及び時期を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成21年度予算概算要求にあたって、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする63の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

政策アセスメント 施策一覧（平成21年度予算概算要求等関係）

No	施策等名	ページ
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1	公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金の拡充	1
2	既存住宅取得支援制度（仮称）の創設	3
3	マンション等安心居住推進事業（仮称）の創設	5
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
4	高齢者の居住の安定確保を図るための支援措置の創設・拡充	7
5	下水道未普及解消重点支援制度（仮称）の創設	9
6	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進（新世代下水道支援事業制度の拡充）	11
7	海岸漂着ゴミによる海岸保全施設の機能低下防止対策の推進	13
8	まちづくりと一体となった賑わいの水辺空間の創出	14
政策目標 3. 地球環境の保全		
9	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充	16
10	ITを活用したトラック事業者の低燃費運転・配送の効率化支援	18
11	低炭素型超小型モビリティの開発・実用化の推進	20
12	内航海運省エネ化促進調査事業	22
13	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設	24
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減		
14	市町村単位の気象警報の発表	26
15	静止地球環境観測衛星の整備	28
16	火山監視・情報センターシステムの機能強化	30
17	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化	32
18	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（仮称）の創設	34
19	下水道浸水被害軽減総合事業（仮称）の創設	36
20	下水道総合地震対策事業（仮称）の創設	38
21	密集市街地の整備促進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の拡充）	40
22	気候変動に伴う水災害リスク対策の推進	42
23	ライフサイクルコストの縮減に向けた河川管理施設の戦略的維持管理	44
24	超過洪水に対応するための既設ダム治水機能増強	46
25	気候変動に伴う集中豪雨の頻発・激化に対応する流域対策の推進	48
26	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化	50
27	甚大な土砂災害が発生した地域における抜本的な土砂災害対策の強化	52
28	観測施設の整備など情報基盤整備の推進及び局所的な堤防等未整備箇所の解消	54
29	砂浜侵食海岸における堤防の緊急対策事業の推進	56
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
30	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組	58
31	国産旅客機の開発に伴う新たな安全審査方式の導入	60
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
32	スーパー中核港湾プロジェクトの充実・深化	62
33	観光振興拠点となる旅客船ターミナル等の整備	64
34	離島航路の再生等の取組と連携した港湾整備の推進	66
35	港湾における効率的な物流体系の構築や船舶からのCO2等の排出源対策等による低炭素社会構築の推進	68
36	多様な関係者の連携による物流効率化促進事業（仮称）の創設	70
37	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	72
38	観光地の魅力向上に向けた評価手法調査	74
39	観光の振興に寄与する人材の育成	76

40	ユニバーサルツーリズム促進事業	79
41	空港周辺地域振興交付金(仮称)の創設	81
政策目標 7. 都市再生・地域再生等の推進		
42	民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進(都市環境改善支援事業(仮称)の創設等)	83
43	まちづくり交付金の拡充	85
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
44	コミュニティ・レール化の推進	87
45	地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充	89
46	バス産業将来ビジョン策定調査	91
47	総合交通戦略の更なる推進のため、人と環境にやさしい自転車利用環境の整備について都市交通システム整備事業を拡充	93
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
48	ICTを活用した建設生産システムの普及促進	95
49	不動産投資市場の安定成長のための不動産投資顧問業務の促進	97
50	既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査	99
51	未完成マンションの重要事項説明における情報提供のあり方検討	101
52	不動産市場データベースの構築	103
53	官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業	105
54	地域の中堅・中小建設者に対する経営相談の強化等の建設業経営支援緊急対策の実施	107
55	都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業(仮称)の創設	109
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
56	広域地方計画先導事業(仮称)の創設	111
57	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業(仮称)の創設	113
58	モビリティサポートの推進	115
政策目標 12. 国際協力、連携等の推進		
59	交通分野における地球環境・エネルギー対策に関する国際連携の強化	117
政策目標 13. 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
60	庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準の確立	119
その他		
61	大規模な河川災害対策の推進	121
62	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備の推進	123
63	タクシー事業の構造改善に関する調査	125

政策アセスメントの様式

施策等名		担当課 (担当課長名)	・ ・ 局 ・ ・ 課 (課長 ・ ・ ・ ・ ・)
施策等の概要	○導入しようとする施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 ○法令関係の場合、法令名、予算要求の場合は予算要求額、税制改正要望の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	○導入しようとする施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
政策目標	○どの政策目標に関連するか		
施策目標	○どの施策目標に関連するののか		
業績指標	○どの業績指標に関連するか		
業績指標の 目標値(目標 年次)	○上記指標に係る目標値(目標年次)		
施策等の必要性	○基本的方針等に照らして、導入しようとする施策等が必要であることを説明する。その際、下記の項目についてもそれぞれ説明する。		
社会的ニーズ	○導入しようとする施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与	○行政の関与の必要性、官民の役割分担		
国の関与	○国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率性	○施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について十分に説明する。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効性	○目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを十分に説明する。施策等により目標達成にどのように貢献するか、得ようとする効果(「どの程度」)を可能な限り明らかにする(可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させるかの予測も明らかにするよう努める。)		
その他特記すべき事項	○審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ○目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ○政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 ○事後検証の実施方法及び時期 等		

事前評価票【No. 1】

施策等名	公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金の拡充	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅総合整備課 (課長 本東 信)
施策等の概要	<p>○ 公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るため、以下の支援措置を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅等の長寿命化のための計画策定費や改善費等を地域住宅交付金の助成対象に追加 等（予算関係） ・ 地方公共団体が自ら所有する住宅等を改良して供給する住宅を地域優良賃貸住宅とする場合の改良費を地域住宅交付金の基幹事業に追加（予算関係） <p>【予算要求額：250,000 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○「平成 20 年度予算の編成等に関する建議」（平成 19 年 11 月 19 日財政制度等審議会）における、「ライフサイクルコストの縮減の観点から、あらゆる事業分野において長寿命化計画の策定を進めるべき」との指摘を踏まえ、公営住宅等の長寿命化のための計画策定費や改善費等を地域住宅交付金の助成対象に追加すること等により、予防保全的な修繕等を計画的に進め公営住宅等の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	3 住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率）		
業績指標の目標値（目標年次）	①約 35 年（平成 22 年） ②約 7.5%（平成 17～22 年）		
施策等の必要性	<p>○地方公共団体は、更新期を迎えつつある昭和 40 年代後半に大量供給された公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応しなければならない。一方で、築 30 年以上の公営住宅ストックがストック全体の約 53%を占め、老朽化したストックの解消が進んでいない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○その原因としては、地方公共団体において、厳しい財政状況下にあることのほか、長寿命化の視点を含めた効率的な更新計画等の策定が不十分であることが挙げられる。（＝原因分析）</p> <p>○公営住宅等長寿命化計画（仮称）を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な修繕、耐久性の向上等を図る改善事業、建替事業を推進し、公的賃貸住宅ストックを有効活用しつつ、効率的かつ円滑な更新も推進する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○長寿命化のための計画策定費や改善費等を、地域住宅交付金の基幹事業である公営住宅ストック総合改善事業の助成対象に追加するとともに、同計画に基づく建替え、改修等に関し提案事業枠の拡充を図る。また、地方公共団体が自ら所有する住宅等を改良して供給する住宅を地域優良賃貸住宅とする場合の改良費を地域住宅交付金の基幹事業に追加する。（＝施策の具体的な内容）</p>		
社会的二一 ズ	○社会資本ストックの戦略的な維持管理による長寿命化とライフサイクルコストの縮減が求められている。		

行政の関与	○公営住宅等の整備は、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットを構築する上で必要不可欠であり、公営住宅需要に対応し、適切かつ効率的に公営住宅ストックの更新を図るため、行政による支援が必要である。
国の関与	○社会資本ストックの戦略的な維持管理による長寿命化とライフサイクルコストの縮減については、「平成 20 年度予算の編成等に関する建議」（平成 19 年 11 月 19 日財政制度等審議会）においても示されており、国の関与により推進すべき課題と考えている。
施策等の効率性	○公営住宅等長寿命化計画（仮称）の策定、予防保全的な修繕、耐久性の向上等を図る改善事業、建替事業を推進することによって、公営住宅等の長寿命化を計画的に進めることが可能となり、ライフサイクルコストの縮減が図られる。 ○また、地方公共団体自ら所有する住宅等を有効活用することで、新築する場合と比較して大幅にコスト縮減をしつつ、公的賃貸住宅ストックの供給促進が図られる。
施策等の有効性	○本施策により、予防保全的な修繕等を計画的に進めることにより、公営住宅等の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストの縮減に寄与する。また、地方公共団体自ら所有する住宅等を公的賃貸住宅ストックとして有効活用することが可能となり、住宅セーフティネットの構築に寄与する。
その他特記すべき事項	○平成 21 年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 2】

施策等名	既存住宅取得支援制度（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	住宅局総務課民間事業支援調整室 （室長 瀬口 芳広）
施策等の概要	<p>○既存住宅取引を活性化することにより、住宅ストックの有効活用や子育て世帯の居住水準の向上等を図るため、住宅金融支援機構による証券化支援業務において既存住宅取得支援制度（金利の引下げ）を創設する。 （予算関係） 【予算要求額：45,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○既存住宅取引を活性化し、住宅ストックの有効活用や子育て世帯等の住替えによるライフステージに適った居住水準の向上等を図るため。</p>		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	5 既存住宅の流通シェア		
業績指標の目標値（目標年次）	19%（平成22年）		
施策等の必要性	<p>○良質な住宅ストックの活用を図る上で、既存住宅の流通量の増加が求められているが、住宅取得機会の大半が既存住宅である欧米（（例）アメリカの既存住宅流通量 77.6%（平成18年））に対し、日本は相変わらず新築中心の市場構造となっており（既存住宅流通量 13%（平成15年））、既存住宅市場が未発達の状態にある。 （＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○既存住宅取得に対して、リフォームを伴うことが多いため、購入費に加えリフォーム費用が必要となることなどから、民間金融機関からの資金調達の円滑化が必要である。 （＝原因分析）</p> <p>○既存住宅の取得を促進し、良質な住宅ストックの活用を図るとともに子育て世帯等の住替えによりライフステージに適った居住水準の向上等をするため、既存住宅取得を支援する融資を行う必要がある。 （＝課題の特定）</p> <p>○既存住宅取引を活性化することにより、子育て世帯の居住水準の向上等を図るため、住宅金融支援機構による証券化支援業務において既存住宅取得支援（金利の引下げ）を行う。 （＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>○持家に比べ借家ストックの住戸は規模が小さく、借家から持家への住み替え理由の多くは子供の誕生・成長に備えることを理由としている。また、既存住宅購入者の約4分の3は3人以上の居住人数であり、既存住宅市場はファミリー世帯に居住水準を向上する機会を提供している。</p>		
行政の関与	<p>○長期間固定で相対的に低金利の住宅ローンを安定的に供給し、利用者が安心して既存住宅取得やリフォームを行うことができるよう、住宅金融支援機構の証券化支援業務の活用を通じて支援するため、行政の</p>		

	関与・支援が不可欠である。
国の関与	○長期間固定で相対的に低金利の住宅ローンを安定的に供給し、利用者が安心して既存住宅取得やリフォームを行うことができるよう、住宅金融支援機構の証券化支援業務の活用を通じて支援するため、国が関与することが必要である。
施策等の効率性	○住宅金融支援機構の証券化支援業務を通じて、民間金融機関の取組を支援することから民間金融機関の活力を活用し既存住宅市場を活性化するため、効率的に施策を行うことができる。
施策等の有効性	○住宅金融支援機構の証券化支援業務を活用し、長期間固定で相対的に低金利の融資を受けることができるため、安心して既存住宅取得及びリフォームを行うことが可能となり、既存住宅市場が活性化される。これにより、住宅ストックの活用や子育て世帯等の居住水準の向上等が図られる。
その他特記すべき事項	○住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）に、「既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合【13%（平成15年）→23%（平成27年）】」と記述。 ○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施。

事前評価票【No. 3】

施策等名	マンション等安心居住推進事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	住宅局市街地建築課マンション政策室 （室長 山崎 房長）
施策等の概要	<p>○分譲マンションのソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援を行い、また、地域レベルの相談体制の整備等を推進するマンション等安心居住推進事業を創設する。（法令関係、予算関係） 【予算要求額：500百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○良質な分譲マンションストック形成を促進するため、マンションの維持管理、修繕、建替え等について、マンション再生計画や長寿命化計画の策定などソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援するとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進する制度を創設する。</p>		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合		
業績指標の目標値（目標年次）	38%（平成22年）		
施策等の必要性	<p>○良質な住宅ストック形成を図る上で、分譲マンションの適正な維持・管理等が必要とされている一方、マンションが適切な維持管理、修繕、再生がなされないままに放置されると、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。実際に、マンション総合調査（平成15年度）によると、管理組合運営について将来への不安を感じている管理組合が多く存在している（内訳：区分所有者の高齢化（44.5%）、管理組合活動に無関心な所有者増加（41.0%）、大規模修繕工事の実施（35.7%）等）。 （＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○一つの建物を多くの人が区分所有するマンションは、各区分所有者等の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、建物構造上の技術的判断の難しさなどから、マンション管理組合で合意形成を行うことが困難である。 （＝原因分析）</p> <p>○良質な住宅ストック形成を図る上で、マンションの適正な維持・管理、また改修・建替えが円滑になされていないため、主体となる管理組合のこれらの取り組みを円滑化する必要がある。 （＝課題の特定）</p> <p>○分譲マンションの維持管理、修繕、建替え等について、マンション再生計画や長寿命化計画の策定など、マンションのソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象に、モデル的に支援。</p> <p>○維持管理、修繕、建替え等に関する地域レベルの相談窓口の整備のため、相談員等のスキルアップのための研修会開催、マニュアル作成を実施。</p> <p>○長期修繕計画の策定、修繕積立金の積み立ての普及、管理の専門家に</p>		

	<p>よる第三者管理方式の導入、紛争処理の円滑化や改修・建替えの促進のため、人材育成研修の実施等について支援。 (=施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>○分譲マンションは、近年では年間約 20 万戸が供給され、その累計は平成 19 年末現在約 528 万戸、約 1,300 万人が持ち家として所有する我が国における重要な居住形態であり、その数は着実に増加している。こうした中、少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進の観点からはもとより、都市景観の改善、治安の維持といった観点からもマンションの適正な維持、管理、再生に対する社会的意義が高まっている。</p>
行政の関与	<p>○良質なマンションストックの形成は、区分所有者自らの居住環境の維持のみならず、ひいては周辺環境や都市環境の維持に資する。また、マンションの適切な管理、維持、修繕の促進のためには、ノウハウと資金面の支援が必要であることから、行政の関与・支援が不可欠である。</p>
国の関与	<p>○良質な分譲マンションストック形成を促進するためには、民間事業者等の取り組みを支援、規制するもので、法改正を含めた検討・策定が必要である。また、全国的に存在する分譲マンションストックに対して支援が必要である。さらに、これまでに管理組合等が準拠すべき基準として国が策定している「マンション標準管理規約、マンション管理標準指針等」を、人材育成研修の実施等により一層普及させていく必要があることから、国が直接関与することが必要である。</p>
施策等の効率性	<p>○マンションの維持管理、修繕、建替え等について、モデル事業により直接支援を行うことにより、各々に必要とされるノウハウや技術上の課題が明らかにされ、管理組合等の知識の向上が図られ、それらの知識を共有することで、広く活用することが可能になることから、マンション問題の解決にあたり効率的な施策であると考えられる。</p>
施策等の有効性	<p>○マンションのソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル事業を行うことにより得られるノウハウを全国的に活用すること等により、将来世代にわたって安心して居住できる良質なマンションストックの形成を図る上で有効な施策であると考えられる。</p>
その他特記すべき事項	<p>○住生活基本計画（全国計画）（平成 18 年 9 月 19 日）に、「25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【20%（平 15）→50%（平 27）】」と記述。 ○平成 21 年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 4】

施策等名	高齢者の居住の安定確保を図るための支援措置の創設・拡充	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅総合整備課 (課長 本東 信) 住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 瀬口 芳広)
施策等の概要	<p>○ 高齢化の一層の進展等を踏まえ、住宅政策と福祉政策の連携のもと、高齢者の居住の安定確保を図るため、以下の支援措置を創設・拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地の再生や賃貸住宅の整備に際して高齢者生活支援施設の整備を緊急的に促進する事業を創設（予算関係） ・高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組みを支援（予算関係） ・地方公共団体による高齢者の居住の安定確保を図るための計画の策定費に対する地域住宅交付金による助成の拡充（予算関係） ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備に要する費用等に対する地域住宅交付金による助成の拡充（予算関係） ・民間金融機関における住宅改良等資金に係るリバースモーゲージに対して住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用を拡充する（予算関係） 等 ・高齢者の居住の安定確保に係る税制特例の創設（税制関係） 等 <p>【予算要求額：18,600百万円】</p>		
施策等の目的	○『社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～』（平成20年7月29日）を踏まえ、福祉施策との連携のもと、高齢者が自立し、安心して暮らし続けることができる社会の実現を図る。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	1 4 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）		
業績指標の目標値（目標年次）	①56%(平成22年度) ②17%(平成22年度)		
施策等の必要性	<p>○高齢者の増加、特に単身高齢者や要介護高齢者が増加する中、高齢者が自立し、安心して暮らし続けることができる社会の構築に向け、高齢者の状況に応じた住まいの場と生活支援・介護サービスの確保が必要となっている。一方で、高齢者が居住する住宅においてバリアフリー化（手すりの設置、段差の解消、広い廊下幅の確保）がなされた住宅の割合は6.7%、借家においては2.6%であるなど対応が立ち遅れている。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○その原因としては、高齢化が急速に進展しているほか、地方公共団体において厳しい財政状況にあり、住宅部局と福祉部局の連携した取り組みや、民間誘導施策が不十分であることが挙げられる。（＝原因分析）</p> <p>○単身高齢者や要介護高齢者など急速かつ多量に増加する高齢者への対応を中心に対策を講じ、高齢者が安心して暮らし続けることができる社会を構築する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○住宅団地の再生や賃貸住宅の整備に際して高齢者生活支援施設の整備を緊急的に促進する事業を創設し、また高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組みを支援する。 また、地方公共団体による高齢者の居住の安定確保を図るための計画</p>		

	<p>の策定費に対する地域住宅交付金による助成の拡充をするとともに、高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備に要する費用等に対する地域住宅交付金による助成の拡充、民間金融機関における住宅改良等資金に係るリバースモーゲージに対する住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用の拡充を行うほか、高齢者の居住の安定確保に係る税制特例の創設を行う。(=施策の具体的な内容)</p>
社会的二一 ズ	<p>○高齢者が可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができる環境が求められている。</p>
行政の関与	<p>○高齢者の増加、特に単身高齢者や要介護高齢者の増加は本人の自助努力だけでは解決できない社会全体として受けとめるべき課題である。また、行政が適切に関与することにより、要介護者の減少、施設介護から在宅介護へのシフトも期待でき、介護給付の削減にも寄与する。</p>
国の関与	<p>○高齢者の居住の安定確保やケア付き住宅の整備促進については、『社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～』（平成20年7月29日）においても示されており、国の関与により推進すべき課題と考えている。</p>
施策等の効率 性	<p>○高齢者の居住の安定確保を図るための計画に基づき、住宅のバリアフリー化、生活支援・介護サービスを提供するための高齢者生活支援施設の供給を計画的に進めることにより、効率的に高齢者が安心して暮らし続けられる社会の構築が図られる。</p>
施策等の有効 性	<p>○本施策により、住宅のバリアフリー化、生活支援・介護サービスを提供するための高齢者生活支援施設の供給を計画的に進めることにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる社会の構築に寄与する。</p>
その他特記す べき事項	<p>○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 5】

施策等名	下水道未普及解消重点支援制度（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局下水道部下水道事業課 （課長 岡久 宏史）
施策等の概要	<p>財政力が脆弱で下水道の普及が遅れている市町村が、人口の集中している地区について概ね10年以内に未普及解消を図ることを目的とした計画を策定した場合、同計画に位置づけられた管きよの補助対象範囲を拡充するなど重点的に支援する。</p> <p>なお、同計画計画期間の中間年度時点に、整備目標の達成状況等を検証する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：26,500百万円】</p>		
施策等の目的	<p>下水道処理人口普及率は全国で約7割に達しているが、未だに地方都市の郊外部、あるいは中小市町村では多くの未普及地域を抱えている。また、近年、人口減少、高齢化等により社会情勢が大きく変化している。以上を踏まえ、社会情勢の変化を前提に下水道計画の見直しを行うとともに、地域活性化の観点から、今後、概ね10年以内に人口の集中している地区を対象に未普及の解消を図り、下水道の普及率の地域間格差の是正を推進する。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 下水道等の汚水処理施設はナショナルミニマムとして普及率を100%とすることが求められるが、下水道処理人口普及率は全国では約7割に達しているものの、中小市町村では多くの未普及地域を抱えており、地域間格差が大きい。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 厳しい財政状況や人口減少、高齢化等の社会情勢の変化により、とりわけ中小市町村においては、下水道の未普及解消のための予算確保が困難な状況。（＝原因分析）</p> <p>○ 限られた財源の中で効率的に未普及解消を図るため、計画の見直しによる下水道整備の重点化・効率化を行うとともに、ナショナルミニマムの観点や地域間格差の是正の観点から、特に財政状況の厳しく未普及地域の広範な地方公共団体に対しては、国による支援の必要性が高い。（＝課題の特定）</p> <p>○ 人口減少等の社会情勢を踏まえた下水道計画の見直しに基づき、人口の集中している地区等の下水道整備の必要性が高い地域の整備に対しては、管きよの補助対象範囲を拡充し、概ね10年以内の概成を図る。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>「経済財政改革の基本方針2008」においても、市街地の中心部に公共施設を集中する取組みを支援し、地域活性化を図ることが求められている。地方の活力確保については、地方と政府が一体となって取り組んでおり、社会的ニーズが大きい。</p>		
行政の関与	<p>下水道の整備は、住民の生活環境改善のみならず公共用水域の水質保全等を図る意味からも極めて公益性が高く、行政の関与が不可欠である。</p>		

国の関与	下水道等の汚水処理の普及は、ナショナルミニマムとして国民が等しく享受すべきものであることから、地域間格差の是正の観点からも国の補助制度が有効である。
施策等の効率性	事業に先立って人口減少等の社会情勢を踏まえて既存の下水道計画の見直しを行い、見直し後の計画区域のうち特に人口の集中している地区の整備に対して重点的な支援を行い、さらに計画途中で整備状況等の検証を行うことから、十分な効率性を有する。
施策等の有効性	既存の計画の見直しに基づき、人口の集中している地区に対して一定期間で集中的に整備されるため、早期に汚水処理施設の未普及解消が図られることになり、地域活性化等が期待されることから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項	平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 6】

施策等名	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進（新世代下水道支援事業制度の拡充）	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局下水道部下水道事業課 （課長 岡久宏史）
施策等の概要	各下水道管理者が温室効果ガス削減対策を推進するために策定する「下水道地球温暖化対策行動計画」（仮称）の策定に要する費用を支援する。また、当該計画に位置づけられた下水道施設の敷地を利用した太陽光、風力、小水力による発電施設の建設を支援する。（予算関係） 【予算要求額：1,000百万円】		
施策等の目的	京都議定書目標達成計画において、下水道における省エネルギー・新エネルギー対策の推進による温室効果ガスの削減が位置づけられており、この目標を実現し、下水道として地球温暖化対策に貢献する必要があることから、下水道施設の敷地を活用した新エネルギー対策を推進するものである。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○下水道は、下水や汚泥の処理過程で多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出しており、普及率の向上等に伴って今後も増大傾向にある。また、京都議定書目標達成計画において、下水道における新エネルギー対策等が位置づけられており、下水道として地球温暖化対策に貢献する必要がある。しかしながら、下水道施設における太陽光、風力等の新エネルギー利用はほとんど進んでいない状況。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○新エネルギー利用による発電は、地球温暖化対策としての効果は大きいものの、設備の導入・維持管理費を含めた場合、商用電力に比べて高コストとなることも多く、導入が進んでいない。（＝原因分析）</p> <p>○地球温暖化問題が世界的な重要課題となっている状況を踏まえ、温室効果ガスの削減対策の一環として、新エネルギー対策についても強力に推進する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○各下水道管理者が温室効果ガス削減対策を推進するために策定する計画の策定費用を支援する。また、当該計画に位置づけられた太陽光、風力、小水力といった新エネルギーを利用した発電施設の建設を支援する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	○「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月）において、太陽光発電等の新エネルギー発電の導入の加速化に向けた施策の強化が求められている。また、「経済財政改革の基本方針2008」においても、「京都議定書目標達成計画」に基づく取組みを推進し、温室効果ガスの削減目標を確実に達成することが求められている。地球温暖化問題への対処は人類共通の重要課題となっており、社会的ニーズが大きい。		
行政の関与	○京都議定書目標達成計画において、下水道における省エネルギー・新エネルギー対策の推進による温室効果ガスの削減が位置づけられており、下水道管理者である各地方公共団体は、新エネルギー対策等の取		

	組みを強化する必要がある。
国の関与	○京都議定書目標達成計画の確実な達成に向けて、あらゆる施策を講じる必要があることから、国が財政的な支援を行い、新エネルギー対策を推進する必要がある。
施策等の効率性	○下水道事業における地球温暖化対策に係る包括的な行動計画を策定することにより、削減目標や対策内容、スケジュール等が明確化されるため、対策状況等のフォローアップを行いつつ事業実施されることから、十分な効率性を有する。
施策等の有効性	○下水道事業における地球温暖化対策に係る包括的な行動計画に基づく事業を推進することにより、計画的かつ効果的な温室効果ガス削減が図られる。さらに、新エネルギー対策に対する支援を行うことで、太陽光等のエネルギー利用が進み、温室効果ガス削減に寄与することが期待されることから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項	○平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 7】

施策等名	海岸漂着ゴミによる海岸保全施設の機能低下防止対策の推進	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (室長 野田 徹)
施策等の概要	各海岸によって漂着ゴミの種類等や対応及び地域住民との関わり方などが異なり、画一的な手法で課題の解決を図ることは困難なため、海岸や地域の特性に応じた対応方法の検討が必要である。そのため海岸特性等と対応方法の類型化を図り、各対応方法の課題やその解決方法の検討を行い、各海岸管理者が使いやすいメニューを提示する。(予算関係) 【予算要求額：10百万円】		
施策等の目的	海岸漂着ゴミに対し、海岸管理者が効率的な対応をすることにより、海岸漂着ゴミによる海岸保全施設の機能低下を防止する。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○海岸に漂着する大規模な流木及びゴミ等処理するため、これまで補助事業(「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」)の拡充を図ってきたが、小規模な漂着ゴミに対しては支援が難しいのが現状。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○漂着ゴミ対策のより一層の充実を図るためには、小規模な漂着ゴミに対する効率的な対応の検討が必要。(=原因分析)</p> <p>○漂着ゴミは海岸により多種多様であり、実態的に対応主体や補助の方法などの制度内容は一律ではないため、その地域に適した対応方法の検討が必要。(=課題の特定)</p> <p>○小規模な漂着ゴミについて、海岸や地域の特性に応じた対応方法の検討を行うとともに各海岸管理者が使いやすいメニューの提示をする。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	○海岸の良好な環境を保全するためのみならず、海岸保全施設の機能低下を防ぐためにも、小規模な漂着ゴミについての対応が望まれている。		
行政の関与	○海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	○海岸保全施設の機能低下を防ぐためにも国の支援が不可欠である。		
施策等の効率性	○各海岸によって漂着ゴミの種類等や対応及び地域住民との関わり方などが異なり、画一的な手法で課題の解決を図ることは困難なため、海岸や地域の特性に応じた対応方法の検討を行うことにより、海岸管理者の効率的な対応が可能となる。		
施策等の有効性	○今後、小規模な漂着ゴミの対応を充実することにより、漂着ゴミ対策のより一層の充実を図り、海岸保全施設の機能低下を防ぐことが可能。		
その他特記すべき事項	平成25年度までに、事後検証を実施。		

事前評価票【No. 8】

施策等名	まちづくりと一体となった賑わいの水辺空間の創出	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)
施策等の概要	<p>○ 河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村等に対し、河川管理者としてハード・ソフト両面から支援・推進する制度として、新たに「かわまちづくり」支援事業を創設する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：4,946百万円】</p>		
施策等の目的	○ 河川本来の自然環境の保全・創出や周辺景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修等を行い、良好な水辺空間の形成を図る。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 河川は、洪水による人々の暮らしに被害をもたらす危険性がある一方、自然に触れることのできる空間であり、憩いややすらぎ、レジャー空間として欠かせないものである。これまで治水事業を進めながら、親水や水辺空間の利用促進を目的とした整備が行われてきたが、まちづくりは地方公共団体、河川整備は河川管理者が実施してきており、一体的な整備がされていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 原因はこれまで河川の利用推進を行ってきた事業が、河川内の利用のみしか考えていないケースや、地方公共団体の計画と整合を図った計画づくりがされていないことが挙げられる。(=原因分析)</p> <p>○ まちの空間と融合が図られた良好な水辺空間の形成を目指す地方公共団体については、河川管理者がハード・ソフト両面から積極的に事業の支援を図る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 河川内だけでの整備でなく、まちづくりと合わせた整備の支援・推進を行う。ハード面だけでなく、地域づくりのためのフォローアップや規制緩和等のソフト面の支援も行うことにより、一体的な整備、管理及び利用が可能となる。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	○ 水辺空間をまちづくりや観光の核として活用することが求められている。		
行政の関与	○ まちづくり計画や水辺整備計画等には、行政からの財政支援や一定基準に基づく判断が必要であり、行政の関与は必要である。		
国の関与	○ まちづくりと一体となった水辺整備により地域の活性化が望まれる中、財政支援や河川法の特例措置は必要不可欠であり、国の関与は必要である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○ 地域からまちづくりと一体となった河川利用計画を提案して貰うことにより、地域が必要としている箇所への重点的な投資を行うことができ、効率的な整備が可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○ まちづくりの中に河川整備を積極的に取り込むことにより、地域の特色に沿った河川利用・河川整備が可能となり、これまで困難であった提案に対して柔軟に対応ができ、地域再生やまちづくりの魅力向上につながる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 9】

施策等名	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫) 街路交通施設課 (課長 松井直人) 公園緑地・景観課 (課長 小林昭) 都市計画課 (課長 由木文彦) 都市・地域政策課 (課長 内田俊彦)
施策等の概要	<p>地区・街区レベルにおける行政が行う事業、民間が行う事業・対策を包括的に定めた都市環境対策計画において、環境負荷削減効果等の目標を設定し、環境貢献の高い対策に対し包括的かつ集中的に支援する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,000百万円】</p>		
施策等の目的	都市環境対策について、公民が一体となった先導的な取組を強力に推進することにより、低炭素型都市づくりの実現を図る。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○2006年度(平成18年度)の我が国の温室効果ガス排出量は、1990年(平成2年)に比べ約6%上回っており、京都議定書の6%削減約束達成のためには、約12%(1990年比)の排出削減・吸収対策が必要となっており、現状では削減目標の達成が非常に困難な状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○この中で、特にCO2総排出量のうち約1/2が都市活動に起因しており、この排出量は依然として増大するなど進捗の遅れは深刻である。また、都市部の緑被率は都市化が進むにつれて減少しており、都市部における吸収源は大幅に減少している。(=原因分析)</p> <p>○これまで都市部においては、地域冷暖房等の整備、公共交通の導入等の都市交通施策や公園整備等による緑化の推進、あるいは民間による住宅・建築物等の対策を、個別的に実施し一定の成果をあげてきたが、京都議定書の目標達成に向け、今後においては都市開発と併せ、様々な対策・取組を公民が協働して包括的に実施していくことにより、より一層の環境負荷の削減を図る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○そこで、環境モデル都市に代表される全国の模範となる低炭素型都市づくりを実現するため、都市レベルの計画策定、技術開発、民間事業者による都市環境対策等、各種先導的な取組を推進するための支援措置を拡充する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	○地球温暖化問題は社会・国民にとって早急に解決・克服すべき最重要課題であり、都市に係る環境対策として上述の施策を講ずることは必		

	要不可欠である。
行政の関与	○地区・街区レベルにおける地球温暖化対策は民間事業者のみで実現することは困難であるため、公的支援を行う必要がある。
国の関与	○京都議定書の削減約束達成に向けた責務は国が負っているものであり、かつ、京都議定書目標達成計画においても、国は多様な政策手段を動員して地球温暖化対策を総合的に推進することが義務づけられていることから、国の関与は不可欠である。
施策等の効率性	○国、地方公共団体、民間事業者が協働して環境負荷削減対策を実施することにより、個別に投資することと比較して一体的な取組が可能になり、CO2 排出量削減の目標実現に向けて効率的な事業となる。
施策等の有効性	○地区・街区レベルにおける環境負荷削減の目標を共有して包括的に取り組むことで、相乗的な効果を最大限発揮することが可能となり、CO2 排出量削減の目標実現に向けて有効な事業となる。
その他特記すべき事項	○社会資本整備審議会答申「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。(第二次答申)」(平成 19 年 7 月 20 日)において、これからの市街地整備のあり方に向けて展開すべき主要な施策として、「都市の持続的発展に向けた地球環境問題等への対応」が位置付けられている。 ○京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月 28 日 全部改定)において、低炭素型の都市・地域デザインの中に「街区・地区レベルにおける対策」や「エネルギーの面的な利用の推進」の都市開発に強く関連した事項が位置付けられている。 ○平成 25 年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 10】

施策等名	ITを活用したトラック事業者の低燃費運転・配送の効率化支援	担当課 (担当課長名)	自動車交通局総務課企画室 (室長 後藤 浩平)
施策等の概要	<p>トラックに起因する環境負荷の低減及びトラック運送の省エネルギー化を図るため、同一地域内において走行するトラックが、ITを活用して相互にプローブ情報（車両位置、走行速度等）を提供・入手することにより、最適経路での運送を通じた、低燃費運転・配送の効率化を図る。 (予算関係) 【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	<p>位置情報に加え速度や燃費などの走行情報（プローブ情報）をリアルタイムに把握し、通信できるドライブレコーダ等を活用し、同一地域内のトラックの位置・走行情報等を収集し、トラック運転手に道路の混雑状況や地形等を反映した最適な省エネルートを提供する。同一地域内のトラック事業者数社の共同実証実験を通じて、トラック相互の情報共有による低燃費運転・配送の効率化、環境負荷低減への効果等の検証を行う。</p>		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○トラックに起因する環境負荷の低減及びトラック運送の省エネルギー化は大きな課題であるが、トラック事業者数は増加傾向にあり、これまで以上に環境負荷低減、省エネルギー化に取り組む必要がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○運送事業者の省エネルギーの対策としてはエコドライブ管理システム（EMS）等が登場し、単体での対策や事後的な是正指導の対策は実施されている一方で、運送事業者が保有する車両全体についてのリアルタイムの走行情報を活用したリアルタイムの運行効率化は実施されていない。（＝原因分析）</p> <p>○トラック事業者は中小企業が圧倒的多数であり、運行管理に関する情報化が進んでいない。（＝課題の特定）</p> <p>○同一地域内のトラックの位置・走行情報等を収集し、トラック運転手に道路の混雑状況や地形等を反映した最適な省エネルートを提供する。これにより低燃費運転・配送の効率化、環境負荷低減を図る。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	○環境負荷の低減が強く求められており、また、燃料費高騰に伴い、省エネルギー対策が強く求められている。		
行政の関与	○トラック事業者は中小企業が圧倒的多数であり運行管理に関する情報化が進んでいないため、行政がトラック運送の運行効率化を支援し、低燃費運転及び配送の効率化を図る必要がある。		
国の関与	○環境負荷低減や省エネルギー対策は、全国共通の早急な対応が求められる課題であり、国が主体的に推進するべきものである。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○新たにインフラを整備することなくトラック相互の情報を共有・活用することで、既存の交通情報を補足し、さらなる詳細・リアルタイムな交通情報の提供が可能となり、トラック事業者の低燃費運転・配送の効率化が可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○現状のEMS等の単体及び事後是正等の対策に加え、運送事業者が保有する車両全体について、リアルタイムの走行情報を活用したリアルタイムの運行効率化が可能となり、低燃費運転・配送の効率化、環境負荷低減が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成22年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 11】

施策等名	低炭素型超小型モビリティの開発・実用化の推進	担当課 (担当課長名)	自動車交通局技術安全部 環境課 (課長 矢作伸一)
施策等の概要	低炭素型超小型モビリティの開発・実用化に向けて、具体的な導入事例を想定しつつ同車両の具体的仕様案を設定し、当該仕様に基づき、環境性能、安全性能の評価を行うとともに、普及に向けた技術開発課題や必要な支援方策についての検討を実施する。(予算関係) 【予算要求額：30百万円】		
施策等の目的	運輸部門のCO2排出量の約9割を占める自動車からのCO2排出量削減や昨今の原油価格高騰、さらには本格化する高齢化社会への対応も見据えた新しいコンセプトの自動車である低炭素型超小型モビリティの開発・実用化を目指す。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○現在、地球温暖化の防止対策は地球規模での喫緊の課題となっているが、自家用自動車では4～5人乗りの車両に1人乗車することが多く、車両のスペックの大きさが輸送の効率性を損ない、CO2排出量の増加を招いているため、輸送効率を向上させる1～2人乗りの超小型車両の普及が有効と考えられる。また、今後、高齢者ドライバーの一層の増加が見込まれるため、この観点からもより運転のしやすい超小型車両の開発・普及を求める声がある。しかしながら、超小型車両の需要の多くが潜在してしまっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○超小型車両の需要の多くが潜在してしまっている主な要因としては、①幹線道路を含めた混合交通の中での使用を前提とすれば、車両の超小型化は安全性を損なうことにつながりやすいこと等から、メーカーは本格的に開発・実用化に踏み切ることが出来ないこと、②ユーザーも安全上の不安があることや、超小型車両のメリットについての認識が十分でないことがあげられる。(=原因分析)</p> <p>○このため、低炭素化・小型化と安全性とを両立した新たな車両(低炭素型超小型モビリティ)のあり方について、技術的な検討及び実証並びに環境性能・安全性能への評価を行うとともに、具体的な導入事例・使用方法の検討を通じて、その導入モデルを確立し、一般への定着を図る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○具体的には、車両技術者、地方自治体、運送事業者等の意見を踏まえて、導入事例・使用方法を想定しつつ低炭素型超小型モビリティの具体的仕様案の設定を行い、当該仕様に基づいて環境性能・安全性能の評価を行う。また、併せて普及に向けた技術開発課題や必要な支援方策についての検討を実施する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	○現在、地球温暖化防止は地球規模での喫緊の課題となっているが、自動車からのCO2排出量は我が国の運輸部門のCO2排出量の約9割を占めており、その削減対策への社会的ニーズは高い。また、高齢化社会が一層進展していることから、高齢者に優しい車両の普及への社会的ニーズは高い。
行政の関与	○民間の超小型モビリティの開発・実用化を推進するためには、当該車両の具体的な仕様に基づく環境性能及び安全性能の評価を行うことが必要である。具体的仕様を策定し、導入事例・使用方法等を踏まえて行う必要があることから、車両技術者、地方自治体、運送事業者等幅広い関係者を集めて検討を行うことが必要であり、このような場を設ける（機会費用を低減する）ことは行政が関与することが適切である。また、環境性能及び安全性能の評価は、公正・中立かつ信頼性のあるものでなければならないことから、行政が実施することが必要である。
国の関与	○自動車の市場は全国規模であることから、環境性能及び安全性能の評価は公正・中立かつ信頼できるものでなければならないことに加え、統一的である必要がある。このため、地方ではなく国が実施する必要がある。
施策等の効率性	○本施策は、「安全性等に対する信頼性が不十分である」「一般に広く認知されていない」といった低炭素型超小型モビリティが現時点で抱えている課題の解決に向けた直接的な取り組みであるため、効率的である。
施策等の有効性	○本施策の実施は、低炭素化・安全性を両立した低炭素型超小型モビリティの開発・実用化を促進し、自動車からのCO2排出量の削減が期待できるものであることから、地球温暖化防止等の環境の保全に資する。
その他特記すべき事項	○平成24年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 12】

施策等名	内航海運省エネ化促進調査事業	担当課 (担当課長名)	海事局内航課 (課長 重田雅史)
施策等の概要	<p>燃費向上・CO₂削減効果のある設備・操船技術の普及促進に資する実証調査や人材の高度化、個別の省エネ診断方法確立の取組みを支援する。(予算関係) 【予算要求額：15百万円】</p>		
施策等の目的	<p>燃料油価格高騰にもかかわらず、内航海運事業者は、荷主に運賃を十分転嫁出来ず、厳しい経営環境にある。また、内航海運は老朽船が多く、省エネ、CO₂排出抑制が十分進んでいないので、その普及と促進を図る。</p>		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正省エネ法においては、省エネ責任者の設置、社内研修の実施、省エネ化できる機器・設備の導入を図ること等によりエネルギー消費原単位を年率1%削減させることを目的としている。内航海運業界では、近年の燃料油高騰にもかかわらず、荷主に運賃を十分転嫁することができず厳しい経営状況となっていること、また、鉄鋼価格の高騰により建造船価格も上昇傾向にあり、代替建造が進まない状況となり、船舶の老朽化が進行。(=目標と現状のギャップ) ○ 同法においては、特定輸送事業者(2万総トン数の総船腹量を有する事業者)に限定されているところ、内航海運事業者の99.6%は中小事業者であることから、事業者の自主努力では、十分なCO₂削減対策が取れない状況。(=原因分析) ○ このような現状を踏まえ、有効性かつ即効性のある内航海運における省エネルギー化を推進することが必要である。(=課題の特定) ○ これに対応するためには、官民一体となって、内航海運事業者の省エネ診断事業((財)省エネルギーセンターが試行)、社内研修の実施、省エネ化できる機器・設備の導入を図る。(=施策の具体的内容) 		
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料油価格高騰により、内航海運は、厳しい経営状況にあり、このままでは、燃料消費量を抑えるための減速航行による物流の遅延、運賃転嫁等による物価上昇など、国内経済における生産意欲や消費意欲の減退につながりかねないため、当該施策に対する社会的要請は高い。 		
行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内航海運は近年の燃料油高騰で大変厳しい経営状況にあるが、内航海運事業者の99.6%は中小事業者であるため、事業者の自助努力のみでは、省エネ化・CO₂削減を検討・推進するだけの余裕が無い。加えて、技術面、人材面、資金面で大きな制約があるため、省エネ化・CO₂削減については、ハード・ソフト両面での対策を行政が誘導していく必要がある。 		
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本施策は、ほぼ全てを輸入に頼らざるを得ない原油の価格高騰対策であり、国内全体の物流・流通コスト、ひいては物価にも大きく影響を与えるため、国が関与すべき施策である。 		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○ 官民が一体となって、燃油価格高騰の影響を少なくする取り組みを行うことにより、内航海運事業者の経営基盤の強化、省エネ化ないし経営努力による物流効率化の推進、物流・流通コスト、ひいては物価の安定化につながる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○ 内航海運事業者にとり、燃油高騰の影響を受けにくくなり、経営基盤の強化が図られることにより、国内物資輸送の安定・物流の効率化に寄与することとなる。また、長距離フェリー業界についても、燃油高騰の影響を受けにくくなることにより、経営基盤の強化が図られ、安定的な国内旅客・貨物輸送に寄与する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 経済財政改革の基本方針2008 第5章4. 資源・エネルギーの安定供給（原油価格高騰への抜本的対策）（平成20年7月29日）において取り上げられている。</p> <p>○ 平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 13】

施策等名	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設	担当課 (担当課長名)	海事局安全・環境政策課 (課長 坂下広朗)
施策等の概要	○ 官民一体で、新造船からのCO2排出量を削減する新技術開発を推進するため、技術開発に対する支援措置を講ずる。(予算関係) 【予算要求額：1,424百万円】		
施策等の目的	○ 平成24年度までに新造船からのCO2排出量を大幅(3割程度)に削減する技術の開発を目指す。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今、地球温暖化防止への取組が地球的規模で求められているところであるが、国際海運からの二酸化炭素の排出量削減は、現在、京都議定書の枠外とされており、国際的な枠組みが存在しない。一方で、国際海運からの二酸化炭素排出量は、ドイツ一国の排出量に相当。(=目標と現状のギャップ) ○ 国際海運からの二酸化炭素削減に向けた国際的枠組み作りについては、国際海事機関(IMO)を中心に行われているが、中国、インド等経済成長を重視する国々の意見もあり、早期の国際的枠組み(条約)構築の目処は立っていない。(=原因分析) ○ このような現実を踏まえるとき、有効かつ即効性のある国際海運分野における地球温暖化対策、とりわけ世界有数の造船技術を有する我が国に期待が高まるのは、船舶に係る革新的な省エネルギー技術の開発とその普及であり、また、このような新技術が、経済成長をより重視する途上国を国際的枠組みへの参加を促す上でも極めて効果的であるとともに、海洋立国を実現する上で不可欠な我が国造船業の国際競争力の強化に貢献。(=課題の特定) ○ 以上の課題に対応するため、官民一体で、新造船からのCO2排出量を削減する新技術開発を推進するため、研究開発案件を助成する。(=施策の具体的内容) 		
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際海運の分野についての地球温暖化対策の必要性は国際的認識であり、先の洞爺湖サミット首脳宣言文にも検討の加速が謳われた。 ○ 有力な地球温暖化対策として、総合科学技術会議の策定した「環境エネルギー技術革新計画」(平成20年5月19日)において、36の環境エネルギー技術の一つとして選定を受けたところである。 ○ また、経済財政改革の基本方針2008第2章1.Ⅲにおいては、当該環境エネルギー技術革新計画の推進が明記されており、さらに、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)においても5年で300億ドルを投入する技術の一例として、本件が明記された。 		

行政の関与	○ 本研究開発は、社会的要請の高い国際海運からのCO2排出量の大幅削減（地球温暖化対策）を推進するという高い政策的意義を有するものであるが、革新的な省エネルギー技術の開発においては高いリスクを伴うことから、個々の民間事業者等の自主努力だけでは、総合性をもって早期かつ円滑に施策を推進することが困難な状況にあり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	○ 本施策は、地球温暖化対策（地球環境問題）としての位置づけを有するものであり、特定の地域にのみ関連した施策ではなく国が関与すべき施策である。
施策等の効率性	○ 目標（二酸化炭素排出量 30%削減の技術開発）達成に向けて適切に開発課題を選定する体制を整え官民一体で技術開発を推進することにより、平成 24 年度迄の期間で技術開発を完遂する。
施策等の有効性	○ 官民一体で技術開発を効率的に推進することのほか、関連施策として、新技術の省エネ性能評価指標の国際標準化、技術者育成策等もあわせて総合的に推進することで新技術の普及促進等施策の実効性、有効性が確保される。
その他特記すべき事項	○ 上述のとおり、総合科学技術会議の策定した「環境エネルギー技術革新計画」、骨太 2008（経済財政改革の基本方針 2008）第 2 章 1. Ⅲ、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）等において取り上げられている。 ○ 平成 25 年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 14】

施策等名	市町村単位の気象警報の発表	担当課 (担当課長名)	気象庁予報部業務課 (課長 露木義)
施策等の概要	<p>豪雨、河川氾濫等が予想される場合に、二次細分区域（約 370 区域）を単位に発表していた大雨警報、洪水警報等を、平成 22 年度から市町村単位（約 1800 区域）まで細分して発表する。そのためのシステムを整備する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：333 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>災害が予想される地域の市町村長が行う避難勧告等の判断を効果的に支援するとともに、危険地域の住民に自主的な避難活動を促す。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
業績指標の目標値（目標年次）	—		
施策等の必要性	<p>○気象庁は豪雨・暴風等による被害を防止、軽減するために、大雨警報等を発表している。しかし、防災活動においては避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったり、避難勧告等が伝わっても住民が避難しなかったりして、十分な効果を挙げることが出来ない場合がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○市町村としては、気象庁による警報の対象区域が通例複数の市町村を含む区域として定められているために、警報の発表と避難勧告等の発令をどのように関連させるべきか判断し難いこと、同じ理由で住民が自らの地域の危険性を認識しにくいことが、情報の効果を損なっていると考えられる。（＝原因分析）</p> <p>○警報等において、地域をさらに細分して、各市町村が的確に気象状況等を把握できるようにすることが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○各種の観測予報資料を高度に処理するために必要な技術開発及びシステム整備を進めて、警報の対象区域をこれまでの二次細分毎から市町村毎とする。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>○平成 16 年の一連の水害等を受けて内閣府を中心にまとめられた「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」では、「避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと」、また、「避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと」などが問題であるという認識の下、「避難勧告等の判断基準に適合した基準で、気象官署及び河川管理者が警報等の防災関係情報を発表すること」とされている。この「避難勧告等の判断基準に適合」させるためには、市町村長の判断に直接適用可能な情報を提供することが必要であり、警報発表を市町村毎に発表することが必要である。</p>		
行政の関与	<p>○豪雨、暴風等の被害を防止、軽減するための警報発表は気象業務法により気象庁が行うこととされている防災情報であり、行政（気象庁）の関与が不可欠である。</p>		
国の関与	<p>○災害対策基本法及び気象業務法に基づき、集中豪雨等の激しい気象に</p>		

	<p>よる被害の防止、軽減のための情報作成及び発表は、国の責任によって実施すべき業務である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>○市町村毎の警報発表は、市町村長の避難勧告等判断を効果的に支援し、同時に危険地域住民に切迫感を的確に伝達して自主的な避難活動を促すものであって、被害の防止、軽減効果は極めて高く、本施策によるシステム整備により効率よく実施される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○防災活動を効果的に行うには、市町村長による避難勧告等が適時的確に発表されること、及び危険地域の住民がこれを適正に受け止めて避難活動に入ることが重要である。本施策は、警報において対象市町村を明示するために、対象地域の不明確さを理由とする避難勧告等の判断の難しさを排除または軽減し、危険地域の住民にとっては、自らが危険地域にあるかどうかを容易に判断することができるようになる。これらにより、避難勧告等の発表と自主的な避難活動の促進が可能となり、気象災害の防止、軽減に極めて有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○政策レビュー「台風・豪雨等に関する気象情報の充実」（17年3月、国土交通省）において、警報の発表対象とする地域細分化を推進して「原則として市町村等を特定した警報の発表を目指す」としている。</p> <p>○平成23年度政策レビュー「市町村の防災判断を支援する警報の充実」において事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 15】

施策等名	静止地球環境観測衛星の整備	担当課 (担当課長名)	気象庁観測部気象衛星課 (課長 川津拓幸)
施策等の概要	<p>○平成 27 年夏までの運用を予定している運輸多目的衛星新 2 号（ひまわり 7 号）の気象ミッションの後継機として、頻発する豪雨など極端な気象現象の観測機能を向上させ、また地球温暖化など地球環境の監視機能を強化させた静止地球環境観測衛星（静止気象衛星「ひまわり」8 号・9 号）を整備する（予算関係）。</p> <p>【予算要求額：7,732 百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p> <p>政策目標</p> <p>施策目標</p> <p>業績指標</p> <p>業績指標の目標値（目標年次）</p>	<p>○地球温暖化問題における適応策や緩和策の作成に資するため、次期静止気象衛星ではこれまでの防災機能に加え地球観測機能を大幅に強化し、引き続き気象災害の防止・軽減を図るとともに、地球温暖化予測の精度向上などに資する基礎データを提供する。</p> <p>4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する</p> <p>—</p> <p>—</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>○静止気象衛星「ひまわり」は、昭和 52 年の 1 号機による観測開始以来、30 年にわたって宇宙からの気象観測を安定して継続してきた。「ひまわり」は洋上の台風監視にとって欠かすことのできない重要な観測手段であり、台風の進路予測や集中豪雨監視・予測等においても不可欠のものである。</p> <p>○また「ひまわり」の観測結果は、即時に提供され国民の安全・安心においても重要な役割を果たしている。また、アジア太平洋の 30 カ国における自然災害の防止にも貢献している。</p> <p>○近年、集中豪雨などの局地的な激しい気象現象による災害が頻発しており、こうした災害を防止・軽減するためにはこれらの現象をもたらす積乱雲の発達をいち早く捉えて監視し、適時的確に防災気象情報を発表して警戒を促していく必要がある。</p> <p>また、先般の洞爺湖サミットの成果文書や 6 月 27 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2008」には気候変動等の観測を強化する方針が盛り込まれ、我が国でも地球温暖化をはじめとする地球環境の監視強化が急務となっているが、「ひまわり」が行っている衛星気象観測では地球環境の監視の観点からは必ずしも十分なデータとは言えない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○現在の衛星では 30 分間隔で雲の状態を、昼間の観測が可能な可視画像で 1km、夜でも観測可能な赤外画像で 4km の水平分解能で観測しているが、これらの頻度・水平分解能での観測では数十分程度で急激に発達する積乱雲を小さな発生段階から捕捉・監視することは困難であることが挙げられる。（なお、気象レーダーやアメダスではそれぞれ雨粒や降った雨そのものを観測するため、これらの観測手段では積乱雲が発達して豪雨になる状態になってからしか探知できない）</p> <p>また、雲や水蒸気の分布といった地球環境監視における基礎的なデータを 30 年以上にわたって観測・蓄積しているが、それに加え今後はエーロゾル、オゾン全量、雪氷域、海水域や海面水温の分布状況といった地球環境の現状をより詳細に把握するための観測データも重要にな</p>		

	<p>ってきている。(＝原因分析)</p> <p>○そのため、平成 27 年度から運用予定の後継衛星については、最新の観測技術に基づいて集中豪雨等の観測機能や地球環境の監視能力を強化・向上させ、気象災害の防止・軽減を図り、地球温暖化予測の精度向上などに資する必要がある。また、後継衛星の製作には最低でも 5 箇年を要するため、平成 21 年度には後継衛星の製作に着手する必要がある。(＝課題の特定)</p> <p>○観測頻度を 3 倍 (10 分間隔)、水平分解能を 2 倍 (可視画像 0.5km、赤外画像 2km) に向上させることにより集中豪雨等の観測機能を強化し、観測可能な波長帯の種類を 3 倍以上に増加させてエーロゾル、雪氷域、海水域および海面水温等の分布状況などの地球環境の監視能力を向上させた静止地球環境観測衛星 (静止気象衛星「ひまわり」8号・9号) 整備を 21 年度から着手する必要がある (＝施策の具体的内容)。</p>
社会的ニーズ	○静止気象衛星「ひまわり」による観測は注警報等の防災気象情報の適時的確な発表に不可欠であり、また、観測成果である衛星画像は台風接近時はもとより平常時においてもテレビの天気予報等で広く一般に日常的に利用されており、社会的ニーズは高い。
行政の関与	○災害対策基本法及び気象業務法に基づき、災害の予防に不可欠な衛星による気象観測は行政が自ら実施すべき施策である。また、衛星を自ら運用して地球環境を長期間継続的に監視してその成果を社会に還元するのは民間の事業としては成り立ちにくく、引き続き行政として行うのが適当である。
国の関与	○前項記載の通り衛星による気象観測は行政が行うべき施策であり、実施主体としては 30 年に渡り当業務を行ってきた気象庁が適当である。
施策等の効率性	○静止気象衛星「ひまわり」は、アジア・太平洋域の台風や雲等の状態を宇宙から高頻度で観測することにより災害の防止・軽減に寄与することの出来る唯一の観測手段であり、他の施策では代替することは出来ない。 また、静止気象衛星「ひまわり」の機能を強化して行うことでアジア・太平洋域の地球環境観測を高頻度で継続的に行うことが可能であり、その災害防止等に関わる便益は大変大きく、本施策は十分に効率的であるといえる。
施策等の有効性	○観測の頻度・水平分解能の向上および地球環境監視機能の強化により防災及び地球環境監視に資する観測データを質・量ともに大幅に改善し、気象庁が提供する情報の充実を図ることにより、国民の生命・財産を守り、安全・安心に寄与する。
その他特記すべき事項	○ひまわり 8 号は平成 26 年度に打上げ、平成 27 年度から運用を開始する予定。 ○平成 25 年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 16】

施策等名	火山監視・情報センターシステムの機能強化	担当課 (担当課長名)	気象庁地震火山部管理課 (課長 宇平幸一)
施策等の概要	○整備後7年以上を経過し老朽化した火山監視・情報センターシステム（火山活動を監視し噴火警報等を発表するシステム、以下「VOIS」と略す。）を更新する。（予算関係） 【予算要求額：230百万円】		
施策等の目的	○データ解析能力を向上させ、迅速・的確な噴火警報を発表するためにシステムを更新する。併せて、効率的なデータ処理とバックアップ体制の構築のために、4センターのシステムの機能を統合し、2か所に再配置して2中枢化を実現する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
業績指標の目標値（目標年次）	—		
施策等の必要性	<p>○気象庁本庁及び3管区（札幌・仙台・福岡）気象台の火山監視・情報センターでは、VOISを用いて、各火山の地震活動、地殻変動等の火山観測データを24時間監視・解析し、火山活動評価を行い、噴火警報等を発表している。</p> <p>○現在、火山観測データは当該火山を管轄する火山監視・情報センターにしか伝送されていないため、大規模災害などによりセンターが被災した場合、管轄区域内の火山活動の監視ができなくなる恐れがある。</p> <p>○気象庁の火山観測施設がない、あるいは少ない火山については、関係機関データを活用することが火山活動監視に有効であるが、現在、関係機関データを十分に共有する環境が整っていないため、火山によっては火山活動評価に時間を要する場合がある。</p> <p>○噴火警報の精度向上や噴火警戒レベル未導入火山へのレベル導入を進めていく上で、火山活動を監視するとともに多種多様なデータを解析する必要があるが、平成13年度に整備したVOISでは、これらの処理を行うことが困難となってきており、噴火警報等の発表や防災対応に重大な影響を与える恐れがある。また、噴火警報等の発表は確実にを行う必要があるが、現在のシステムではバックアップ機能を備えておらず、業務継続性の確保に問題がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○現在のVOISは平成13年度整備であるため、多種多様なデータを解析処理するために今後必要となる処理能力を備えていない。また、各センターのデータ等を互いにバックアップできる能力的余裕がない。（＝原因分析）</p> <p>○全国4箇所のVOISを更新し、機器の性能向上及びデータ処理手法の高度化を図ることが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○全国中枢システムを気象庁本庁と福岡センターの2カ所に整備することにより、システム資源の集中化と効率化を図ると共に、冗長化により業務継続性を確保する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一 ズ	○日本は世界有数の火山国であり、近年でも有珠山や三宅島噴火により被害を被っている。このように大きな噴火活動が発生した場合、地方		

	自治体による避難区域の設定などの防災対策の実施を支援するとともに、その対策とリンクした迅速で信頼性の高い噴火警報等の発表や火山活動に関する的確な評価・解説が求められている。
行政の関与	○火山噴火等火山活動に関する顕著な現象は、国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、また、顕著現象による被害を軽減するためには、気象庁の責任において、科学的根拠に基づいて減災に資する情報を提供する必要がある。
国の関与	○火山活動を評価するには、各種の観測データを収集して総合的に評価を行う必要がある。また、火山活動には、県をまたいで広範囲に影響を及ぼすものがある。このため、昨年度改正された気象業務法に基づき、気象庁には、活火山を24時間体制で観測監視し、噴火警報の発表・伝達の義務が課せられ、地方公共団体には、住民等への警報の伝達努力が義務付けられている。地方との役割分担と連携協力がより明確となった気象庁には、一層効果的な防災情報の提供と活用を進める必要がある。
施策等の効率性	○火山監視・情報センターシステムの機器性能の向上、データ処理手法の高度化を行うことにより、迅速な火山活動の評価と的確な噴火警報等の発表を行うことができる。
施策等の有効性	○火山噴火災害の発生のおそれがある段階から、火山観測の成果により火山活動を総合評価し、噴火警報等を発表することにより火山噴火災害を低減できる。 ○システム資源の集中化と効率化を図ると共に、冗長化により、各火山監視・情報センターが被災した場合でも、継続して噴火警報等の発表を行うことができる。
その他特記すべき事項	○平成15年度政策レビュー「火山噴火への対応策－有珠山・三宅島の経験から－」において、「気象庁の火山業務は、有珠山、三宅島噴火対応の経験を経て、火山監視・情報センターの設置、火山活動度レベル（注）の設定により高度化された。今後はこれらを活用し、両噴火の際の成功例を他の活火山についても広めるだけでなく、監視、評価・解析、情報発表、防災支援の各面について、総合的に高度化する必要がある。」（注：平成19年12月以降は噴火警戒レベルに移行）とされている。 ○平成25年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 17】

施策等名	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化	担当課 (担当課長名)	気象庁地球環境・海洋部 地球環境業務課 (課長 橋田俊彦)
施策等の概要	<p>○IPCC 第4次評価報告書で疑う余地がないとされた地球温暖化に関する監視・予測の情報提供を行うために、海洋気象観測船及び南鳥島等に温室効果ガス等の地球環境に係る観測装置を整備するとともに、地球温暖化対策に資するための気候情報作成・提供システムを整備する(予算関係)。 【予算要求額：1,300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○地球温暖化に関する観測・監視体制の強化により、地球温暖化の監視・予測に関する情報を提供し、緩和策・適応策の推進による地球温暖化対策に貢献することを目的とする。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>○地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減する緩和策と、温暖化による影響・被害を軽減するための適応策を的確に実施することが重要である。このためには、地域的に詳細で確度の高い温暖化予測が必要であるが、提供されていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○地球温暖化の実効的な緩和策・適応策に必要とされる温暖化予測が困難なのは、現状の予測に不確実性があるためである。その不確実性の要因としては、予測モデルに組み込むための温室効果ガスの大気及び海洋中での正確な循環過程等に関する理解不足が挙げられる。また、温暖化予測モデルの出力(ある時刻の気温等)のみでは、地域における具体的な適応策策定のニーズに応じた大雨等の極端現象を含む温暖化の影響等の情報が提供できないという問題がある。(=原因分析)</p> <p>○温室効果ガスの循環等の理解不足を補うためには、その吸収・放出に大きな影響を及ぼす海洋や、大気中における温室効果ガスの高精度な観測を実施する必要がある。また、地域ごとの適応策策定に資するため、予測モデルの出力結果から地域的に詳細でニーズに対応した温暖化の影響等に関する監視・予測情報を作成し適応策策定・実施機関に提供する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○温室効果ガス循環の理解を深めるために、海洋気象観測船に温室効果ガス関連の観測装置を整備し、海洋中の二酸化炭素濃度や水温を北西太平洋域で高精度に観測するとともに、南鳥島等に地球環境にかかる観測装置等を整備し大気中の温室効果ガスの観測を行う。また、気候情報の作成・提供システムを気象庁本庁に整備し、地域ごとの治水・農業等の適応策策定に資する気温・降水量等の情報を提供する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的二一 ズ	○地球温暖化の進行に伴い、気温の上昇や異常気象の増加といった気候変動とともに、社会・経済活動への影響が世界的に懸念されている。地球温暖化の緩和策・適応策の的確な策定が必要であり、そのために詳細で確度の高い温暖化予測が求められている。
行政の関与	○地球温暖化による影響・被害は、治水・利水対策や食料需給対策など国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、地球温暖化対策は複数分野の行政機関が連携・協力して行う必要がある。そのために必要な基礎的情報である温暖化予測情報は、行政が責任をもって提供する必要がある。
国の関与	○地球温暖化による影響・被害は地球上の地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合広範囲に影響を及ぼすものである。また、そのような広範囲に及ぶ情報の作成にあたっては、国内外の関係機関と緊密に連携・協力して、国の責務として統一的な手法により行う必要がある。さらに世界的な動きの中で IPCC や気候変動枠組み条約等の関係機関に必要な情報を提供し、途上国等の適応策を支援するのは国の責務である。
施策等の効率性	○地球温暖化がこのまま進行した場合の経済的な損失は、世界の国の国内総生産の5～20%に及ぶという報告があり、また、温室効果ガスの排出を削減したとしても、当分は温暖化が継続し様々な影響が出るとされる。温室効果ガスの濃度を含む温暖化に関する監視情報は削減（緩和策）に寄与するとともに、温暖化による様々な影響を予測することで適応策を支援し、これにより温暖化による経済的な損失を軽減できる。
施策等の有効性	○地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの濃度を含む温暖化に関する監視情報や大雨等の極端現象を含む温暖化による影響の予測情報は、温室効果ガスの排出を削減するための意志決定（緩和策）を促進する重要な材料を提供するものである。 ○また、緩和策を講じたとしても当面の地球温暖化やそれに伴う極端現象の頻発は避けることができないことから、温暖化により影響のある各分野に対して具体的に予想される影響等の情報を提供することは、異常気象等による災害軽減を含む温暖化への的確な適応策の策定・実施を可能とするものである。
その他特記すべき事項	○「経済財政改革の基本方針 2008」で、「気候変動とその影響等把握のための全球の観測・監視体制の強化」に取り組むこととされた。 ○北海道洞爺湖サミットの成果文書では、「気候変動及び水資源管理に関し、観測・予測及びデータ共有を強化」することが言及された。 ○交通政策審議会第10回気象分科会です承された気象庁の今後の地球環境業務の重点施策において、「地球温暖化等の監視・予測には、衛星、観測船・アルゴフロート、地上観測等の信頼性の高い観測が必要不可欠であることから、国内外の関係機関と連携しつつ観測網の維持・強化を図ること」とされた。 ○平成 25 年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 18】

施策等名	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 （課長 小林 昭）
施策等の概要	<p>○市街地の防災性や公園施設の安全性等の対策が遅れており、これらに関する具体的な改善目標を定めて緊急に都市公園の安全・安心対策を図る計画を策定する地方公共団体に対し、耐震性貯水槽などの災害応急対策施設等の設置や、耐震改修などの安全性確保のための公園施設の改築等、計画に基づく安全・安心対策を一括して総合的に推進する「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（仮称）」を創設し、緊急かつ重点的な支援を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：3,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○生活者の視点に立った安心で質の高い暮らしを実現するため、都市公園の防災機能の向上、防犯対策、公園施設の安全確保等、既存の都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○都市公園は、高度経済成長期より急速に整備が進み、平成18年度末現在、全国約9万3千箇所のストックが存在しているが、身近な都市公園（住区基幹公園）の6割以上が設置から20年以上経過しており、多くの公園で安全・安心な利用環境の確保に関する課題が顕在化している。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○大都市部における大規模地震では帰宅困難者が多く発生することが予想され、飲料水やトイレの確保が求められている。また、犯罪が起こる場所で比較すると、低年齢であるほど「公園」での被害割合が高くなっているという問題が生じている。さらに、多くの公園で設置されている運動施設や教養施設、遊戯施設等の多くが古い耐震基準や構造基準等で整備され、十分な防災性・安全性が確保されていないといった問題が生じている。（＝原因分析）</p> <p>○大都市部における大規模地震等の防災対策として、耐震性貯水槽や防災トイレの設置等の防災機能向上の取組みが必要である。また、子どもの安全を確保するため、防犯対策として公園内の見通し等に配慮した、公園全体の施設配置の見直しなどが必要である。さらに、公園施設の安全確保を図るため、施設の改築等の取組みが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○早急に解決すべき都市公園における安全・安心対策については、既存ストックの改築事業が主であり、一つ一つの事業規模はいずれも大きいものではないことから、安全・安心対策に係る事業を実施する複数</p>		

	の都市公園をパッケージで採択し緊急的に支援を行う。(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	○近年、国民に大きな不安を感じさせる事件が数多く発生していることから、国民の安全・安心の確保が求められており、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる生活環境を確保するなど、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進も求められているところ。
行政の関与	○地域の防災機能の向上は、地域住民の安全確保に責任をもつ行政（地方公共団体）が積極的に取り組む必要がある。 ○また、都市公園の安全確保にあたって、その管理者である行政（地方公共団体）が取り組む必要がある。
国の関与	○「大規模地震等の災害への対策の推進」は、「経済財政改革の基本方針2008」においても、国として推進すべき施策となされているところ。 ○平成20年2月には、福田総理の指示により「生活安心プロジェクト4つの国民運動」の一環として、「子どもの施設安全一斉総点検」が実施されるなど、特に施設の安全対策を進めることが政府としての喫緊の課題となっている。
施策等の効率性	○安全・安心対策を一括して総合的に推進することにより、都市公園の利用者の安全・安心を緊急的に確保するとともに、時代のニーズに合わせた機能向上を図ることができることから、効率性の高い施策である。
施策等の有効性	○既存ストックを活かし、時代のニーズに合わせた機能向上が図られるとともに、施設に起因する事故の抑制効果が期待。 ○災害時にも利用できるトイレや水飲み場を設置することが出来るため、帰宅困難者の支援対策となり、地域の防災性が向上。 ○特に、子どもの安全・安心な生活環境を確保することにより、少子化対策としても十分な効果が期待される。
その他特記すべき事項	○社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 公園緑地小委員会報告（平成19年6月）において、「防災公園等となる『みどり』の確保と防災機能の強化」及び「誰もが安心して『みどり』を利用できる環境の整備」を推進する提言がなされているところ。 ○平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 19】

施策等名	下水道浸水被害軽減総合事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局下水道部下水道事業課 （課長 岡久宏史）
施策等の概要	<p>一定規模の浸水実績があるなど浸水対策に取り組む必要性が高い地域において、関係主体が一体となって、雨水貯留浸透施設等の流出抑制対策に加えて、被災を想定した内水ハザードマップの公表等を含めた総合的な浸水対策を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：20,300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫の被害リスクが増大している。また、IPCC 報告書においては、今後、気候変動により、大雨の頻度増加、台風の激化等の懸念が指摘されている。</p> <p>以上を踏まえ、浸水被害の軽減に向けて、地方公共団体と関係住民が一体となって、総合的な浸水対策を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 地球温暖化に伴う気候変動の影響等により近年頻発する集中豪雨や、都市化の進展に伴う不浸透化による雨水の地下浸透の阻害により、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫のリスクが増大している。また、IPCC 第4次評価報告書統合報告書（平成19年11月）において、気候変動により、大雨の増加や台風の激化等の懸念が指摘されている。以上から、より一層の浸水対策の強化が不可欠である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 下水道施設の計画規模を上回る豪雨への対応としては、地方公共団体の財政状況等を踏まえて、地方公共団体が行う下水道のハード対策による雨水の排除・貯留浸透のみでは、十分な対応は困難。（＝原因分析）</p> <p>○ 限られた財源の中で効果的な浸水対策を実施するためには、関係主体が一体となって、雨水貯留浸透施設の整備等のハード対策に加えて、それらを補完するソフト対策、自助対策を含めた総合的な浸水対策に取り組む必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○ このため、地方公共団体や関係住民等が一体となって、雨水貯留浸透施設等の流出抑制対策に加えて、被災を想定した内水ハザードマップの公表や、ポンプ車を活用した機動的な対応等を含めた総合的な浸水対策を推進する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>「経済財政改革の基本方針2008」においても、「犠牲者ゼロ」を目指して防災・減災対策を着実に実施し、災害に強い社会を実現することが求められている。安全・安心の確保については、社会的ニーズが大きい。</p>		
行政の関与	<p>浸水対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。</p>		

国の関与	浸水対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、全国民が等しく享受すべきものである。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が有効である。
施策等の効率性	浸水対策に取り組む必要性が高い地域に限定して、浸水実績やシミュレーションによる被害想定等を踏まえて、ハード、ソフト、自助等の総合的な対策を盛り込んだ計画に基づいて、関係主体が一体となって事業を推進することにより、行政のみによる対策に比べ即地的かつ効率的な対策の実施が期待される。
施策等の有効性	下水道施設の計画規模を上回る豪雨に対し、地方公共団体によるハード対策に加えて、内水ハザードマップの公表や早期警報システムの整備等のソフト対策や、関係主体による各戸貯留浸透施設、止水板の設置等の自助対策、並びにポンプ車による機動的かつ戦略的な対応等を組み合わせた総合的な対策を講じることにより、浸水被害の軽減が期待されることから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項	○平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 20】

施策等名	下水道総合地震対策事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局下水道部 下水道事業課 （課長 岡久宏史）
施策等の概要	<p>県庁所在地など地震対策に取り組む必要性が高い地域において、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図るBCP（事業継続計画）の策定等の「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：16,500百万円】</p>		
施策等の目的	<p>ここ数年において全国各地で大規模地震が発生し、下水道に甚大な被害が生じたが、下水道施設の耐震化は十分進んでいない。</p> <p>下水道施設の被災は、トイレの使用不能、水道水源の汚染のほか、浸水被害の発生、交通障害の発生など社会経済活動に重大な支障を来す。</p> <p>以上を踏まえて、「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ここ数年において、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震等全国各地で大規模地震が発生し、下水道施設が被災して、住民生活や社会活動に重大な影響を生じた。しかしながら、兵庫県南部地震の被害を踏まえ耐震基準を強化した平成9年度以前に施工された下水道施設の耐震化は十分進んでいない状況。（＝目標と現状のギャップ） ○ 大規模地震への対応としては、厳しい財政状況等の観点から、膨大な下水道施設ストックの耐震化を図る「防災」対策の推進のみでは、十分な対応は困難。（＝原因分析） ○ 限られた財源の中で効果的な地震対策を実施するためには、地域の重要性等に応じて地震対策の重点化を図るとともに、施設の耐震化による「防災」対策に加えて「減災」対策を講じる必要がある。（＝課題の特定） ○ 県庁所在地など地震対策の必要性が高い地域において、重要な管きょ等の下水道施設の耐震化を図る「防災」対策を行う。加えて、被災を想定して被害の最小化を図るBCPの策定等の「減災」対策を行い、総合的な地震対策を講じる。（＝施策の具体的内容） 		
社会的ニーズ	<p>「経済財政改革の基本方針2008」においても、「犠牲者ゼロ」を目指して防災・減災対策を着実に実施し、災害に強い社会を実現することが求められている。安全・安心の確保については、社会的ニーズが大きい。</p>		
行政の関与	<p>地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。</p>		
国の関与	<p>地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、国民が等しく享受すべきものである。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が有効である。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>地震対策に取り組む必要性が高い地域に限定して、大規模地震の発生に備え、下水道施設の耐震化を図る「防災」対策により下水道施設の被害を抑制することに加えて、BCPの策定等の「減災」対策を講じることにより被災後の迅速な対応等による被災の影響の最小化が図られるため、十分な効率性を有する。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>重要な下水道施設について耐震性能が向上するとともに、BCPの策定等減災対策を講じることにより迅速な復旧・応急対策が行われるため、住民生活や社会活動への影響の最小化が期待されることから、十分な有効性を有する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 21】

施策等名	密集市街地の整備促進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の拡充）	担当課 （担当課長名）	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 （室長 伊藤 明子）
施策等の概要	高齢者等に対する支援措置の強化、共同建替えに係る助成の拡充を行うことで、密集市街地の整備を推進する。（予算関係） 【要求予算額：21,520百万円】		
施策等の目的	都市再生プロジェクト第三次決定において、全国8,000haの重点密集市街地について平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、重点密集市街地の早期改善は喫緊の課題であるが、現時点でこの目標の達成は困難な状況にあり、取組みを加速する必要があるため。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保について、平成19年度までの目標については概ね達成される見込み。しかし、都市再生プロジェクト（第三次決定）の目標である、「特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後10年間（平成23年度末まで）で最低限の安全性を確保する。」の達成に向けては、取組みを加速していく必要がある。（＝目標と現状のギャップ） ○ 十分な基盤整備がされていないこと、個々の敷地が狭小であること等から建て替えが進まず、現状のままでは改善が困難な地区が多数存在する。（＝原因分析） ○ 高齢化が進んでおり、合意形成が困難 ○ 法律上の接道義務を満たさない住宅が多いこと等により個別敷地における建替えが進まないこと等により、老朽木造住宅の除却及び建替えが進んでいない。（＝課題の特定） ○ 以下の施策の実施により、円滑な建替えが促進され、密集市街地の整備促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等に対する支援措置の強化を図る。 ・ 共同建替えに係る助成の拡充を図る。（＝施策の具体的内容） 		
社会的ニーズ	○大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密集市街地の安全性の向上が急務。		
行政の関与	○密集市街地では、敷地面積が小さいこと等の特性から民間のみによる自力更新が困難。一方で、防災上課題のある市街地の再生は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。		
国の関与	○都市再生プロジェクト第三次決定、同第十二次決定である「密集市街地の緊急整備」を促進するものであり、国の関与が不可欠。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○首都直下型地震の被害想定では、最大で死者約 8,000 人、焼失棟数約 65 万棟と想定されており、ひとたび災害が発生すると巨額の復旧・復興費用が発生するため、行政の関与により事前に対策を進めることが公共投資の観点からも効率的。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○本施策で確保すべきとされている「最低限の安全性」とは、逃げまどいによる死者をほとんど出さず、かつ火災による焼失率を大幅に低減させる水準を指している。密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性を確保することは、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害を軽減するために有効。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○都市再生プロジェクト第三次決定において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地（東京、大阪各々約 2,000ha、全国で約 8,000ha）を対象に重点整備し、今後 10 年間（平成 23 年度末まで）で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられている。また、同第十二次決定において、重点密集市街地の早期解消に向けた取組を一層強化する旨、位置付けられている。</p> <p>○「経済成長戦略大綱」（平成 19 年 7 月）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、建築に係る規制の緩和を併せて行う密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する旨、位置付けられている。</p> <p>○平成 19 年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組の対応方向性」を踏まえた施策である。以下抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当指標は平成 19 年度が目標年度であるが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第 3 次決定（平成 13 年 12 月都市再生本部決定）において、平成 23 年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第 12 次決定（平成 19 年 1 月）においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。このため、今後も取り組みをよりスピードアップしていく必要があることから、引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進することとし、平成 23 年度までに概ね 10 割の目標値を新たに設定し、指標を継続する。 <p>○平成 22 年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 22】

施策等名	気候変動に伴う水災害リスク対策の推進	担当課 (担当課長名)	河川局河川計画課 (課長 足立 敏之)
施策等の概要	<p>○洪水・高波等の水災害リスクの増大に対し順応的に適応策を推進するため、流域単位のモニタリング強化とともに、水災害リスクの評価・分析を進める。また、適応策を効果的に推進するため、水災害予測や予警報システム、避難率向上を図るための啓発などの危機管理・減災対策のほか、国際的な地球温暖化問題の解決にも資する先進的研究・技術開発などを推進する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：6,500百万円】</p>		
施策等の目的	○総合流域対策調査費を新設し、洪水・高波等の水災害リスクの増大に対する危機管理対策・減災対策を推進することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	—		
業績指標の 目標値(目 標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○ 現在、目標とする計画規模の降雨に対して施設の整備等を進めているところであるが、地球温暖化に伴う気候変化による降水量の増加により、現状及び目標とする治水安全度が著しく低下することになり、浸水・はん濫の危険性が増加する。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ いかなる社会発展のシナリオを仮定しても地球温暖化傾向に変わりがないものと予想されており、地球温暖化に対し「緩和策」だけではなく「適応策」が不可欠である。(=原因分析)</p> <p>○ 浸水・はん濫の危険性の増加(水災害リスクの増大)に対して全てを完全に防御することは難しく、ハード整備と一体となったソフト施策を推進し、被害の最小化を目指す必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 流域単位のモニタリング強化とともに、水災害リスクの評価・分析を進める。また、適応策を効果的に推進するため、水災害予測や予警報システム、避難率向上を図るための啓発などの危機管理・減災対策のほか、国際的な地球温暖化問題の解決にも資する先進的研究・技術開発などを推進する(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	○近年増発している局所的豪雨による被害等(例:石川県浅野川洪水被害(平成20年8月)、東京都豊島区下水道事故(平成20年8月))に対し、危機管理体制の強化が求められている。		
行政の関与	○全国的な問題である気候変動に伴う水災害リスクの増大における水災害予測や予警報システム整備、災害リスク啓発などの危機管理・減災対策の検討、先進的研究・技術開発・予警報の実施等についてはナショナルスタンダードを確立させるためにも国による調査・検討が不可欠である。従って行政の関与は必要である。		
国の関与	○全国的な問題である気候変動に伴う水災害リスクの増大における水災害予測や予警報システム整備、災害リスク啓発などの危機管理・減災		

	<p>対策の検討、先進的研究・技術開発・予警報の実施等についてはナショナルスタンダードを確立させるためにも国による調査・検討が不可欠である。従って国の関与は必要である。</p>
施策等の効率性	<p>○ 財政状況が厳しくなる見込みの中、ハード整備と一体となったソフト施策を推進し、又、投資効果の高い事業を重点的・集中的に実施することにより、ハード整備ではカバーすることの出来ない災害リスクを、コストを抑えつつ、より一層安全を確保することが可能となり、効率的な施策であるといえる。</p>
施策等の有効性	<p>○ ハード施策ではカバーできない災害リスクに対して減災対策を講じることにより、河川が氾濫した場合の人的被害を最小限にすることが可能となる。</p> <p>○ 本施策の実施により危機管理意識の向上を図ることが可能となる。</p>
その他特記すべき事項	<p>○政策チェックアップとの関連性</p> <p>地球温暖化に伴う水災害リスクの増大への懸念や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。</p> <p>(平成19年度 政策チェックアップ「洪水による氾濫から守られる区域の割合」より抜粋)</p> <p>○平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 23】

施策等名	ライフサイクルコストの縮減に向けた河川管理施設の戦略的維持管理	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
施策等の概要	○ 長寿命化計画の策定に係る補助制度及び河川管理施設機能確保事業費補助を創設する。(予算関係) 【予算要求額：1,278百万円】		
施策等の目的	○ ライフサイクルコストを最小化する観点から、既存ストックの長寿命化への取り組みを一層強化するため、河川構造物の長寿命化計画を策定し、一元的に管理する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>○頻発・激化する洪水に対して、水害を最小化するためには、水門、ポンプ設備等の河川構造物の機能を確保していることが必要となる。しかし、河川管理施設の多くは、高度成長時代に整備しており老朽化が進展している状況。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○限られた予算の中で、今後、増大化・集中化する改築・更新費用に対して、計画的に実施する必要があるが、地方財政が悪化する中、その対応には限界がある。(=原因分析)</p> <p>○河川構造物の長寿命化への取り組みを一層強化し、ライフサイクルコストを最小化することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○河川管理施設の長寿命化計画の策定に必要な補助制度を創設するとともに、更新費用の縮減に向けて事業補助の一元的な管理を実施する。(施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○近年、集中豪雨の頻発により激甚な浸水被害が発生。</p> <p>○平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関する世論調査」においても「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在よりもさらに進めるべき」と答えた者の割合が33.1%、「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合が34.9%となっており、水害・土砂対策に対するニーズが高いことが明らかとなっている。</p>		
行政の関与	○河川構造物の改築にあたっては、一定の技術基準に基づく必要があり行政の関与が必要である。		
国の関与	○河川構造物の改築を計画的に平準化して推進するためには国の財政及び技術的な関与が不可欠。		
施策等の効率性	○本施策は、長寿命化計画を策定しライフサイクルコストが安価であることを確認して実施することとしており、事業の効率性は確保されている。		
施策等の有効性	○本施策の実施により、河川構造物の必要な機能水準が長期間にわたり確保されること、また、河川構造物の改築にあたっては、一定の技術水準が確保されることから、浸水被害の軽減に寄与する。		

その他特記すべき事項	○社会資本整備審議会河川分科会より、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について（答申）」（平成19年6月15日）を受けている。 ○平成25年度までに事後検証を実施
------------	---

事前評価票【No. 24】

施策等名	超過洪水に対応するための既設ダムの治水機能増強	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
施策等の概要	<p>○ 地球温暖化に伴う気候変動で発生する豪雨による超過洪水に対応して、堤体の嵩上げ、放流設備の増強など、既設ダムの治水機能向上を目的として堰堤改良事業を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:23 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○ 現在の堰堤改良事業は、管理中のダムにおいてダム本体、貯水池、放流設備及び各種のダム管理設備が老朽化等により機能発揮に支障がある場合に、その機能回復や機能向上のために管理設備等の改良を行うことを目的としている。</p> <p>○ 今回の施策は堰堤改良事業を地球温暖化に伴う気候変動に対応するための改良にも拡充するものである。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○ 地球温暖化の影響により、豪雨の激化・頻発が予想されるが、ダム等の洪水調節施設は計画上一定規模の洪水に対応するように整備されていることから、現状の設備の状態では将来予測されている洪水激化には対応できていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 地球温暖化の影響により今後下記の傾向になることが予測されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大日降水量は全国的に増加の傾向で、概ね1から1.5倍程度 ・日降水量が100mm以上となる豪雨日数は、現在の年3回程度から増加し、年最大10回程度にまで増加すると予測 ・降水量の増加とともに変動幅が増大。(無降雨日数も増加) ・大洪水の可能性が増加する。(一方、渇水の可能性も増大) <p>(気候変動に適応した治水対策検討小委員会資料より)</p> <p>(=原因分析)</p> <p>○ 上記のような気候変動により、計画規模を越える洪水発生の危険度も増加することが予測されるが、既存設備の状態では対応できず設備の改良等が必要である。(=課題の特定)</p> <p>○ 既存施設の放流設備増強等の改良を施すことで、施設能力を超える超過洪水にも対応可能とする。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○ 超過洪水発生時においても、国民の生命・財産を守る必要があり、既存施設が有効に機能を発揮できるよう対策が求められている。また、越流等によりダム本体の機能が損なわれた場合には、治水・利水機能が発揮できないばかりか、国民生活に甚大な影響を与える恐れがある。</p>		

行政の関与	○ 水害から国民の生命・財産を守ることは行政が責任をもって行うべきものである。
国の関与	○ 水害から国民の生命・財産を守ることは国の基本的義務である。また、直轄管理ダムは国民に与える影響が極めて大きいことから国が直接管理を行っているダムであり、国で対策を行うべきものである。
施策等の効率性	○ 既設ダムを改良することは、新たなダムを建設することに比べ早期に治水機能増強の効果を発揮することができ効率的である。 ○ また、超過洪水が発生した場合の被害及びダム機能が損なわれた場合の被害は甚大であり、事前対策である改良を行う仕組みを確立することで、地球温暖化によるリスク増大に対して予防が可能となり効率的である。
施策等の有効性	○ 地球温暖化による豪雨の頻発に対応した治水機能増強策として、増加が予想される降雨量分を既設ダムの改良によりカバーすることは国民の生命・財産を守る上で極めて有効である。
その他特記すべき事項	○ 平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 25】

施策等名	気候変動に伴う集中豪雨の頻発・激化に対応する流域対策の推進	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅) 河川局治水課 (課長 青山俊行)
施策等の概要	<p>○ 地方自治体の流域対策を促進するため、流域治水対策費補助を創設するとともに、流域対策の取組みに応じた河道整備や排水ポンプの整備等を重層的に推進するため、総合内水緊急対策事業費を創設する。 (予算関係)</p> <p>【予算要求額：26,300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○ 地方自治体が実施する土地利用規制や流出抑制策、河川管理者が実施する貯留浸透施設等の流域対策を促進する。</p> <p>○ また、これらの取組を行う地区において、優先的に河道整備や排水施設機能を向上させ、移動式排水施設の整備などの対策を重層的に実施することにより総合的な治水対策を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 従来の治水対策は、主に河道改修や排水ポンプの整備など「河川で安全を確保する対策」を推進してきたが、集中豪雨の頻発による激甚な浸水被害の発生状況や地球温暖化に伴うリスク要因の増加による水害激化に対応することが困難な状況。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 「河川で安全を確保する対策」に加えて、流域自治体等による「流域における対策で安全を確保する治水対策」(土地利用規制・誘導策や調節地等の整備による流出抑制策)を重層的に実施することが必要である。(=原因分析)</p> <p>○ 今後、流域対策の取り組み状況に応じて、「河川で安全を確保する対策」を実施することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○ 流域対策を強力に推進するため、総合内水緊急対策事業(直轄)、流域治水対策事業費(補助)を創設し、流域自治体等による流域対策と連携した河川整備を重点的に推進する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○ 近年、集中豪雨の頻発により激甚な浸水被害が多発。</p> <p>○ 平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関する世論調査」においても「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在よりもさらに進めるべき」と答えた者の割合が33.1%、「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合が34.9%となっており、水害・土砂対策に対するニーズが高いことが明らか。</p>		
行政の関与	○ 流域対策は、市町村界を越えて実施する必要があること。また、民間施設をも対象としていることから、事業調整のため、行政の関与が不可欠。		
国の関与	○ 近年の集中豪雨の激化などリスク要因の増加を踏まえ、地域特性に応じた対策を機動的、集中的及び効果的に推進するためには国の財政及び技術的な関与が不可欠。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○本施策は、地方自治体等により土地利用規制策等の流域対策を実施し、併せて河川管理者による河道整備や調整池整備・排水施設機能向上などの対策を必要最小限の事業費で重層的に実施するため、早期に治水安全度を向上させる施策であるといえる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○本施策を推進することにより、調節池等の整備による洪水量抑制及び災害危険区域の指定に伴う低地への開発行為を抑制し、床上浸水等の浸水被害を軽減することができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○社会資本整備審議会河川分科会より、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について（答申）」を受けている。（平成19年6月15日）</p> <p>○平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 26】

施策等名	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化	担当課 (担当課長名)	河川局防災課 (課長 細見 寛)
施策等の概要	<p>○平成20年度に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を創設し、岩手・宮城内陸地震では、発災当日からTEC-FORCEを派遣し、早期被災状況の把握に大きく貢献した。被害の拡大を防ぐためには、緊急調査に引き続き、すみやかに緊急対応を実施し、二次災害を防止することが重要である。そこで、発災直後の緊急調査に加え、事前の準備及び被害拡大防止のための緊急対応等を可能とする制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。(予算関係) 【予算要求額：300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○ 発災直後の緊急調査に加え、被害拡大防止のための緊急対応等を可能とするとともに、より迅速かつ安全に活動を展開することができるよう、体制・装備の充実を図るための制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害、土砂災害の防止、減災を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○ 大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、被害の拡大を防止するためには、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による緊急調査に引き続いて、河道閉塞箇所における緊急排水の準備、資機材搬入のための経路確保、資機材の運搬等の緊急対応を実施する必要があるが現在は緊急調査しか行うことができない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ TEC-FORCEによる被害拡大防止のための緊急対応を実施する仕組みが構築されていない。(=原因分析)</p> <p>○ 大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急調査だけでなく、被害拡大防止のための緊急対応を実施することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○ TEC-FORCEによる発災直後の緊急調査に加え、事前の準備及び被害拡大防止のための緊急対応等を可能とする制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○ 岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)においては、TEC-FORCEが派遣され、被災状況の早期把握に大きく貢献しているが、被害の拡大防止のためには、緊急調査に引き続き、緊急対応の実施が必要である。</p>		
行政の関与	<p>○ 地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは行政が責任をもって行うべきである。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>○ 地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは国の基本的責務である。地球温暖化等による災害リスクの増大が見込まれる中、国の果たすべき役割はますます重要となっている。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>○ 国による緊急調査のみでなく、緊急対応を行う仕組みを確立することで、被害拡大を防止するとともに、被災施設の早期機能回復が可能となるため、効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○ 平成20年度に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、岩手・宮城内陸地震では、発災当日から TEC-FORCE を派遣し、緊急調査を実施することにより、早期被災状況の把握に大きく貢献した。緊急調査に引き続いて、河道閉塞箇所における緊急排水の準備、資機材搬入のための経路確保、資機材の運搬等の緊急対応を実施することにより、被害拡大防止、被災施設の早期復旧が可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 「台風第4号に関する災害対策関係省庁局長会議」（平成19年7月14日）において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。</p> <p>○ 「平成19年新潟県中越沖地震に関する災害対策関係省庁連絡会議」（平成19年7月14日）において、総理大臣より「被災地の迅速な被害復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。</p> <p>○ 社会資本整備審議会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」（平成19年7月25日）において、「大規模災害発生時に、迅速かつ的確に緊急対策、復旧・復興を行うため、必要な人員・機材を全国から派遣する体制を予め整備するなど危機管理体制を強化する」と明記されている。</p> <p>○ 施策の開始後平成24年度を目途に、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動実績などについて事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No. 27】

施策等名	甚大な土砂災害が発生した地域における抜本的な土砂災害対策の強化	担当課 (担当課長名)	河川局砂防部砂防計画課 (課長 牧野裕至)
施策等の概要	<p>○甚大な土砂災害の発生に伴い、高度な技術力を必要とすること等により、国が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続く一連工事を一定計画に基づき、国直轄により短期・集中的に実施する。 (予算関係) 【予算要求額：1,189百万円】</p>		
施策等の目的	○甚大な土砂災害が発生した地域において、次期出水等による再度災害を防止・軽減し、早期復興を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 甚大な土砂災害が発生した地域における早期復興を図るためには、次期出水等による再度災害を防止・軽減するため、応急対策に引き続き、速やかに計画的な砂防設備の整備を図る必要があるが、現在は、直轄砂防災害関連緊急事業と一体となって砂防設備を短期・集中的に直轄事業により整備する予算制度がない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ しかしながら、高度な技術力を要する河道閉塞(天然ダム)の安定化対策や地震により脆弱化した流域からの大量の土砂流出に対する対策等を補助事業により短期・集中的に実施することは困難。(=原因分析)</p> <p>○ 河道閉塞(天然ダム)等が直轄事業施工区域に関わらず発生するものであるから、直轄砂防災害関連緊急事業により緊急対策を行った後も、脆弱化した流域において迅速かつ的確に砂防設備の整備を行うため、高度な技術力を要する場合には、国直轄により短期・集中的に実施することが必要。(=課題の特定)</p> <p>○ このような箇所について、特に技術的に困難であるとの理由等により国直轄で実施した応急工事に引き続く工事を一定計画に基づき、国直轄で短期・集中的に行えるよう、新たな制度を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	○大規模地震等により河道閉塞(天然ダム)が形成されるなど荒廃の著しい流域などでは、国直轄による早期復興が求められている。		
行政の関与	○国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、災害対策基本法に記されている通り行政機関の責務である。		
国の関与	○国民の安全安心の確保は、国の最も重要な責務の一つであるとともに、技術的・財政的に著しく困難な場合や広域にわたる国土保全については砂防法第6条により、国自らが対処すべき責務である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○大規模地震等に伴う河道閉塞（天然ダム）が形成されるなど荒廃の著しい流域などにおいて、早期の抜本対策を怠れば下流域において大規模な被害が発生する恐れがあり、国直轄により短期・集中的に抜本対策を実施することにより、被害を未然に防止することで復旧にかかる費用を大幅に節約でき、施策の効率性は高い。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○大規模地震等に伴う河道閉塞（天然ダム）が形成されるなど荒廃の著しい流域などにおいて、国直轄により短期・集中的に抜本対策を実施することにより、被害を未然に防止することができ、有効であるといえる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 28】

施策等名	観測施設の整備など情報基盤整備の推進及び局所的な堤防等未整備箇所の解消	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (室長 野田徹) 港湾局海岸・防災課 (課長 小野憲司)
施策等の概要	○危機管理対応の充実を図るため、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し、連続性の確保を図るなど、津波・高潮危機管理対策緊急事業を拡充する。(予算関係) 【予算要求額：3,500百万円】		
施策等の目的	○近年の高潮の被害の頻発、気候変化に伴う台風の激化など、災害リスクの増大に対応するため、危機管理対応の充実を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○高潮等の被害を最小化するためには、住民等に的確に情報を伝達できるシステムを構築することが必要である。また、津波・高潮からの被害を防止するための堤防等の整備も要請されている。しかしながら、平成20年2月に発生した低気圧による激しい高波により富山県等において甚大な被害が発生するなど、対策が十分ではない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○高潮に係る情報を住民等に的確に伝達するためには、海象情報の効率的な収集と提供する情報の高度化が不足している。また、局所的な堤防等未整備箇所が残っており、連続性が確保されていない地域が存在する。さらに、地球温暖化による気候変化に伴う海面水位の上昇等、災害リスクの増大が懸念されている。(=原因分析)</p> <p>○近年の高潮の被害の頻発、気候変化に伴う台風の激化など、災害リスクの増大に対応するため、情報基盤整備の推進や局所的な堤防未整備箇所の解消等を行うことが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し、連続性の確保を図るなど、津波・高潮危機管理対策緊急事業を拡充する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○平成20年2月の低気圧による激しい高波により、富山県等において甚大な被害が発生するなど、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護の推進に対するニーズは高い。</p> <p>○津波・高潮からの被害を防止するための堤防等の整備を要請されている。</p>		

行政の関与	○情報基盤の整備、局所的な堤防等未整備箇所での堤防等の整備による連続性の確保は、行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	○国民の生命・財産を守るため、海岸保全施設の機能強化は国の重要な責務である。
施策等の 効率性	○本事業では、海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、事業着手から5年以内に対策を総合的に実施することとしており、早期に効果を発揮することができ、気候変化に伴う災害リスクの増大に対して予防が可能となり、効率的である。
施策等の 有効性	○観測施設や観測データの収集・処理・伝達するシステムの整備により、危機管理対応の充実を図ることができ、災害の防止、減災を推進することができる。 ○局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し、連続性が確保されることで、甚大な被害の発生を防止・軽減することができる。
その他特記 すべき事項	○高波災害対策検討委員会「中間取りまとめ」（平成20年8月14日）。 ○平成25年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 29】

施策等名	砂浜侵食海岸における堤防の緊急対策事業の推進	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (室長 野田徹) 港湾局海岸・防災課 (課長 小野憲司)
施策等の概要	<p>○ 近年、前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発している。また、気候変化に伴う海面水位の上昇や台風の激化などにより、倒壊の危険性や被害のポテンシャルが増大する恐れがある。</p> <p>このため、緊急調査を踏まえ、海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸において重点的な対策を新たに実施する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○ 前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸の重点的な対策を新たに実施し、海岸堤防等の機能確保を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○近年、前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発している。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○前面に砂浜があるという前提で設計・施工された堤防等は、波浪が直接堤防に来襲することを想定しておらず、放置しておくこと倒壊等のおそれがある。(=原因分析)</p> <p>○また、気候変化に伴う海面水位の上昇や台風の激化などにより、倒壊の危険性や被害のポテンシャルが増大していることもあり、通常対策では対応できない。(=課題の特定)</p> <p>○このため、緊急調査を踏まえ、海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸において重点的な対策を新たに実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○近年、前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発しており、安全で安心な社会の形成という社会的ニーズから、その対策は急務である。</p>		
行政の関与	<p>○海岸保全施設の機能強化等は、行政が主体的に対策を講じる必要がある。</p>		
国の関与	<p>○国民の生命・財産を守るため、海岸保全施設の機能強化は国の重要な責務である。</p>		
施策等の効率性	<p>○海岸堤防等の構造、前面の砂浜の侵食状況等について全国的に緊急調査を実施し、その緊急調査結果に基づき、海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸において重点的に対策を実施することにより、効率的な対策を図ることが出来る。</p>		

<p>施策等の有効性</p>	<p>○海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸において重点的に対策を実施することにより甚大な被害の発生を防止することができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○高波災害対策検討委員会「中間取りまとめ」（平成20年8月）等。 ○平成25年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 30】

施策等名	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組	担当課 (担当課長名)	総合政策局安心生活政策課 (課長 森下 憲樹)
施策等の概要	<p>鉄道・航空等公共交通に関わる事故が発生した場合、事故発生直後における被害者情報の収集及び窓口としての対応や、加害者である公共交通事業者との接触に心理的抵抗感の大きい被害者等へのサポート等について、事故当事者以外も含めた被害者支援のあり方について検討を行う。 (予算関係) 【予算要求額：32百万円】</p>		
施策等の目的	公共交通事業者以外の者による事故被害者支援が行われることにより、事故情報の適切な提供、二次的な精神的負担を伴わない被害者支援・救済を実現する。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 鉄道事故・航空事故・船舶事故等の事故被害者に対する適切かつ十分な支援・救済が目標であるが、事故や被害の規模に関わらず、支援等は事故当事者である公共交通事業者によるものだけに限られており、不十分な場合がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 大規模な事故の発生で被害者が多数となった場合や中小事業者が事故当事者となった場合に、情報提供や補償能力等対応に限界がある。また、加害者である公共交通事業者以外の支援がないことから、被害者等に二次的な精神的負担が発生している。(=原因分析)</p> <p>○ 本年10月には運輸安全委員会が発足し、事故原因究明機能の高度化等が図られ、被害者等へ事故情報等に関する情報提供を行うこととされたが、中立的な事故原因調査機関としての立場から、運輸安全委員会が被害者支援を行うには一定の制約がある。また、事故当事者以外の者が行う被害者支援も重要であるとの要望がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 以上の現状及び課題を踏まえ、①当事者以外の者が被害者支援を行う必要性・支援の範囲、②事故発生直後の被害者等への支援のあり方、③被害者等への精神的支援等のあり方、④事故当事者に十分な補償能力等がない場合の対応等につき、検討委員会の場を用いて調査検討を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	被害者等への支援等につき、被害者側からは、いわば加害者である交通事業者の対応を受け入れるには心理的抵抗が大きく、交通事業者以外の者からの支援を求める声がある。		
行政の関与	事故当事者である交通事業者によるもの以外の被害者支援の必要性についての要望に鑑み、行政の関与が必要。		

国の関与	鉄道・航空等の公共交通機関は地域をまたぐ不特定多数の乗客が利用するものであることから、国の関与が必要。
施策等の効率性	類似の課題に対して先進的な取組を行っている米国の事例を調査すること、国内の有識者を集めた調査研究委員会を開催し専門家からの意見を取り入れることにより、効率的に被害者支援のあり方を検討できる。
施策等の有効性	大規模な事故が起きた際の被害者支援についてのあり方をまとめることにより、今後同様の事故が起きた場合に、適切な主体により迅速かつ十分な対応をとることができ、もって適切な事故被害者支援・救済に資する。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会設置に係る国土交通省設置法一部改正法案に対する衆議院附帯決議（平成20年4月15日）において、被害者等に対する支援について「総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」が決議されている。 ○ 平成24年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 31】

施策等名	国産旅客機の開発に伴う新たな安全審査方式の導入	担当課 (担当課長名)	航空局技術部航空機安全課 (課長 島村 淳)
施策等の概要	<p>平成20年3月に事業化が決定された新たな国産旅客機(MRJ)について、同機に取り入れられる新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査研究や審査に必要な環境整備を行う。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額：72百万円】</p>		
施策等の目的	<p>新たな国産旅客機の開発に伴い、適切かつ迅速な安全性審査を実現することにより、事故の未然防止など製造国政府としての責任を果たすとともに、審査の遅延等による国内外の航空会社への販売活動に対する悪影響を防止する。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空テロ防止を推進する。		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○ 昨年10月、我が国では約半世紀ぶりとなる新たな国産旅客機の型式証明が申請され、本年3月には開発の事業化が正式に決定された。この国産旅客機の開発は、国家的プロジェクトとして位置付けられており、国土交通省としてもプロジェクトが成功を収めるよう、その安全性を確保すべく万全の体制を整え、滞りのない審査を行う必要がある。このため、現在の小型機を対象とした国産航空機の審査体制から、旅客機にも対応可能な審査体制を整備することが求められている。(=目標と現状のギャップの分析)</p> <p>○ 旅客機は、小型機と比べて構造規模や各システムの複雑さが大きく異なり、また、より厳しい安全基準が適用される。さらに、開発される新たな国産旅客機には、多くの先進的な技術が用いられることとなっており、これらに対応するための適切な措置を講ずる必要がある。(=原因分析)</p> <p>○ このような旅客機の審査に対応するためには、現在の小型機を対象とした審査体制では要員の質・量が共に不足していることのみならず、先進的な技術に対する審査基準・手法を確立することや審査に必要な環境を整備することが課題となる。(=課題の特定)</p> <p>○ したがって、旅客機の審査に対応可能な要員の質・量の充実に図るだけでなく、新たな国産旅客機に取り入れられる新技術に対する審査基準・手法を確立するための調査研究や審査に必要な環境整備を行うことにより、適切かつ迅速な安全性審査の実現を図る。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	航空事故は搭乗者のみならず地上の第三者にも影響を及ぼすものであり、また、航空事故の発生に対する社会の関心はきわめて高いことから、適切かつ迅速な安全性審査を実現することにより、日本をはじめとする世界に対し安全な国産旅客機を送り出すことは、大きな社会的ニーズを有するものである。
行政の関与	国際民間航空条約（シカゴ条約）において、製造国政府は型式証明やその後の安全性評価等を通じ、航空機の安全性等について全世界に対し第一義的責任を負うことが規定されていることから、国産旅客機の適切かつ迅速な安全性審査を実現するための施策は、国自らの責任において実施する必要がある。
国の関与	航空機の安全運航の確保は国の責務であるため、国産旅客機の適切かつ迅速な安全性審査を実現するための施策は、国自ら実施することが必要である。
施策等の効率性	国産旅客機の開発は、産業界の活性化、雇用需要の拡大、新技術の他分野への適用など極めて波及効果の高い事業であり、また、本プロジェクトの成否は計画通りに型式証明を取得して運航に供することができるかに大きく依存することから、本施策により迅速な安全性審査を実現することは、国の事業として効率的なものである。
施策等の有効性	新たな国産旅客機については、小型機と比べて構造規模や各システムの複雑さが大きく異なるだけでなく、欧米でもこれまでに例がない新技術が採用されることとなっており、これらの技術に対する審査基準・手法を確立するための調査研究や審査に必要な環境整備を実施することは、当該国産旅客機の適切かつ迅速な安全性審査を実現するための施策として極めて有効である。
その他特記すべき事項	平成25年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 32】

施策等名	スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化	担当課 (担当課長名)	港湾局港湾経済課 (課長 若林陽介) 港湾局港湾計画課 (課長 難波喬司) 港湾局振興課 (課長 宮本卓次郎)
施策等の概要	<p>○大規模コンテナターミナルの整備等の既存施策の充実に加えて、スーパー中枢港湾プロジェクトの更なる充実・深化を図るため、民間企業・団体等と協働して具体的な目標を設定し、その達成に向け官民一体となって取り組むための長期モデル事業を核とする「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」を推進する。(予算関係) 【予算要求額：73,761百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○港湾コストの低減、サービス水準の向上を通じて、我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資する。 ○コンテナ取扱量の増大によるコンテナターミナルの混雑の発生や背後圏との非効率な輸送の発生に対応するとともに、アジア主要国を凌ぐ港湾サービスを提供するため、荷主ニーズに対応した輸送モードの多様化や貨物輸送のマッチング、情報化の推進等を進め、効率的かつ低炭素型の物流ビジネスモデルの確立を促す。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○我が国産業の国際競争力や国民生活水準の維持、向上には効率的な物流体系の構築が不可欠である。特に海外依存度が高い島国である我が国においては、安く、速く、安全で信頼性の高い海上物流サービスを確保する必要がある。しかし、海上物流の基盤である港湾について、近年、我が国の相対的地位が低下し、基幹航路寄港便数が減少するとともに、国内発着貨物がアジアの港湾で積み替えて目的地へ輸送されるトランシップ貨物が増大しており、物流コストの上昇、輸送時間の増加等が懸念される。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○港湾の国際競争力強化については、船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備、港湾諸手続のワンストップサービス化、出入管理システムの構築といった施策を実施してきたところであるが、我が国港湾は、アジア諸国の国家戦略としての港湾整備や、グローバル戦略の下で世界的な港湾ネットワーク展開を進めている海外メガオペレーターの台頭等によるアジア主要港の成長により、コスト・サービス水準で遅れを取っている。(=原因分析)</p> <p>○アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を実現するためには、スケールメリットが発揮されるように、単一の民間事業者により一体的に運営する大規模・高規格なコンテナターミナルの形成を推進するとともに、さらなる貨物の集約化とターミナルにおける手続の迅速化や荷主に対する利便性を向上させる必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○これらの課題に対応するため、大規模コンテナターミナルの整備等の既存施策の充実に加えて、ゲート24時間サービス、内航フィーダー・バージ輸送、海上コンテナ鉄道輸送等について、具体的な目標(コスト・サービス等)を設定し、その達成に向け官民一体となってモデル事業等を推進する。モデル事業終了時には民間事業者により自立的・</p>		

	継続的なビジネスが展開されることを目指す。(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	<p>○港湾コストの低減・サービス水準の向上は、港湾利用者である船社等のほか、物流コスト全体の低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。</p> <p>○また、コンテナ輸送の効率化と利便性の向上は経済活動のさらなる強化につながることから、利用者からの要請が大きい。</p> <p>○さらには、コンテナ輸送の効率化により、ターミナル周辺道路の混雑緩和、環境負荷の軽減にもつながることから、近年の環境意識の高まりに適うものである。</p>
行政の関与	○大規模コンテナターミナルの整備等の関係者一丸となったプロジェクトに加えて、負担とリスクの大きい先導的な取り組みを行うことや、制度等の改革及び環境整備等の支援の両面が必要であることから行政の関与が必要である。
国の関与	○スーパー中樞港湾プロジェクトでは、複数港の連携や国内から幅広く貨物を集めるためのネットワーク強化といった広域的な取り組みが必要であるとともに、今後の事業モデルにつながる取り組みを行うことから、国が先導的に進めることが必要である。
施策等の効率性	○スーパー中樞港湾プロジェクトは、投資を選択的・集中的に行うものであることに加え、既存ターミナルの一体的運営等、既存ストックを民間事業者の能力を活用して有効利用することが可能である。
施策等の有効性	<p>○海上コンテナの鉄道輸送や内航輸送等、多様な輸送ネットワークの強化等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、スーパー中樞港湾の国際物流拠点機能が向上する。</p> <p>○また、インランドポートの整備やターミナルの24時間化等により、コンテナ輸送の効率化と利便性の向上を図ることにより、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>○平成20年3月27日 交通政策審議会答申「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」において、今後推進すべき具体的施策として、スーパー中樞港湾の充実・深化が位置づけられている。</p> <p>○平成20年6月27日に閣議決定した経済財政改革の基本方針（骨太の方針）2008において、「港湾の24時間化等貿易手続改革プログラムの着実な実施とともに、スーパー中樞港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する。」と明記されている。</p> <p>○平成19年度政策チェックアップ 政策目標 20) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 業績指標 111) 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 「今後の取組の方向性 今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを低減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中樞港湾プロジェクトを推進するとともに、港湾の諸手続の統一化・簡素化など、ソフト施策を推進する。」</p> <p>○平成14年度政策レビュー「国際ハブ港湾のあり方ーグローバル化時代に向けてー」 「政策への反映の方向 先導的・実験的な取り組みとして「スーパー中樞港湾の育成」を図る。」</p> <p>○平成23年度の政策レビュー「スーパー中樞港湾プロジェクト」において事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No. 33】

施策等名	観光振興拠点となる旅客船ターミナル等の整備	担当課 (担当課長名)	港湾局計画課 (課長 難波喬司)
施策等の概要	○観光圏整備法に基づく観光圏への玄関口となる旅客船ターミナルを対象として、快適で利便性の高いターミナルビルの整備を支援する。 【予算要求額：8,900百万円】		
施策等の目的	○観光圏への玄関口となる旅客船ターミナルを、来訪者を迎えるに相応しいホスピタリティーのあるものとするこゝで、国際競争力の高い魅力のある観光地の形成、観光立国の実現に資する。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値（目標年次）	—		
施策等の必要性	<p>○訪日外国人等の観光旅客の増加、観光立国の実現は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国際相互理解の増進等の意義を有するものである。訪日外国人の増加を目的としたビジット・ジャパン・キャンペーン開始から5年が経ち、今後も持続的に訪日外国人旅行者を増加させるためには、訪日旅行の満足度を高めリピーターを増加させることが不可欠である。さらに、平成20年5月には地域における創意工夫を活かし国内外の観光旅客の来訪および滞在を促進させる観光圏整備法が施行され、観光圏への玄関口である旅客ターミナルも快適で満足度の高いものとするこゝで求められている。しかし、例えば国際フェリーターミナルのターミナルビルは、狭隘で、さらにバリアフリーでなく、ボーディングデッキが設置されていないなど、旅客の利便性・快適性が劣るものも多く見られる。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○旅客船ターミナルは、観光立国の社会的意義・我が国の玄関口としてのホスピタリティーの必要性が謳われる前に整備されたものが多く、快適性・利便性への配慮が不十分。（＝原因分析）</p> <p>○訪日外国人等の観光旅客の持続的な増加、観光立国の実現のためには、旅行者が円滑かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備が必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○観光圏整備法に基づく観光圏への玄関口となる旅客船ターミナルを対象として、快適で利便性の高いターミナルビルの整備を促進する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一 ズ	○国際相互理解の増進、我が国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果を我が国にもたらすことから、訪日外国人等の観光旅客の増大に寄与する社会資本整備が求められている。		

行政の関与	○旅客ターミナルビルの利便性・快適性向上のための施設整備は、収益性が低く、民間事業者による投資が期待できない。しかし、我が国の玄関口の施設整備という公共性の高いものであることに加え、観光立国の実現に不可欠な施設整備であることから、行政として積極的に支援し民間の投資を促す。
国の関与	○観光立国の実現は国が推進している国策であり、観光立国推進基本法においても、国が観光旅行者の利便の増進に必要な施策を講ずることとされており、旅客ターミナルの利便性・快適性向上のための施設整備を国が積極的に支援する。
施策等の効率性	○観光圏への玄関口である旅客船ターミナルビルは、訪日外国人等の観光旅客にとって、観光圏へのファースト・ラストコンタクトポイントである。旅客船ターミナルビルの利便性・快適性の向上は、旅行の最初と最後という特に印象に残りやすい行程の印象を高めるものでもあることから、魅力ある観光地の形成を効率的に実現することができる。
施策等の有効性	○旅客船ターミナルビルを訪日外国人等の観光旅客を迎えるに相応しいホスピタリティーのあるものとすることは、魅力ある観光地の形成を効率的に行えることから、我が国の観光立国としての発展に有効である。
その他特記すべき事項	<p>○観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）（一部抜粋）</p> <p>第二条（施策の基本理念） 観光立国の実現に関する施策は、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。</p> <p>第三条（国の責務） 国は、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。</p> <p>第十四条（観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備） 国は、観光旅行者の国際競争力の高い魅力ある観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十一条（観光旅行者の利便の増進） 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○観光立国推進基本計画（平成 19 年 6 月）の中で、観光立国の実現に向け政府が講ずべき施策等として、以下のように明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際拠点空港・港湾は、訪日外国人旅行者にとっては我が国に入国するための玄関に相当する施設であり、おもてなしの心で迎えるためには、旅客の快適性の保持に特に配慮する必要がある。このため、旅客ターミナル等の施設を充実させるとともに、サービス機能の多様化・高度化を図る。 ・高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設の整備及びこれらの利便性の向上を図る。 <p>○平成 25 年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 34】

施策等名	離島航路の再生等の取組と連携した港湾整備の推進	担当課 (担当課長名)	港湾局計画課 (課長 難波喬司)
施策等の概要	○離島港湾の埠頭に設置される燃料油貯蔵施設の整備を推進(予算関係) 【予算要求額: 14,096百万円】		
施策等の目的	○離島の島民生活にとって不可欠な燃料油の効率的な荷役・流通体系の構築を支援		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○離島は、改正離島振興法および海洋基本法において、我が国の領域、排他的経済水域の保全等重要な国家的役割を担うと位置づけられており、島民が安心して生活できる環境を整備する必要がある。一方、離島の燃料油の価格は、近年の原油価格高騰に伴い上昇しており、離島の住民生活に著しい影響を与えている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○燃料油の本土と離島の価格差は、本土から離島への輸送コストが大きく影響している。特に、本土の精油所・油槽所からタンクローリーやドラム缶に積載した燃料油を、フェリー等で輸送している離島においては、その影響が顕著である。(=原因分析)</p> <p>○このため、燃料油をタンカーで輸送できる環境を整備し、離島への輸送を効率化する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○本土の精油所・油槽所から離島まで燃料油をタンカーで輸送することが可能となるよう、離島港湾の埠頭に設置される燃料油貯蔵施設の整備を推進する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	○燃料油高騰により、離島住民の生活は極めて厳しいものとなっており、本土との燃料油の価格差を縮小する対策への要請は非常に大きい。		
行政の関与	<p>○離島は一般に、燃料油の需要が少ないこと、高齢化の進展等が今後の需要に与える影響が不確実なことから、民間による油槽所の設置が期待できない。一方、燃料油を貯蔵する施設は離島の燃料油価格の低減に極めて有効である。</p> <p>○このため、タンカーからの燃料油の荷揚げが可能な公共岸壁を整備するものであり、行政の関与が不可欠である。</p>		
国の関与	○離島は、我が国の領域、排他的経済水域の保全等重要な国家的役割を担っており、その離島住民の生活の安心や安定は国として支援する必要がある。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○離島タンクを設置することで、低コストな燃料油輸送への転換を実現できるだけでなく、タンクによる貯蓄効果により、長期間の荒天時に石油が枯渇するリスクも低減することができる効率的な施策である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○離島タンクを設置することで、タンクローリーのフェリー積載による輸送に係わる経費等を削減できるため、本土との燃料油輸送コスト差を大幅に縮減できる有効な施策である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成 25 年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 35】

施策等名	港湾における効率的な物流体系の構築や船舶からのCO ₂ 等の排出源対策等による低炭素社会構築の推進	担当課 (担当課長名)	港湾局国際・環境課 (課長 福田 功)
施策等の概要	接岸中船舶に対し、陸上から電力を供給する施設の整備により、船舶のアイドリングストップを促し、二酸化炭素(CO ₂)、窒素酸化物(NO _x)及び硫黄酸化物(SO _x)、粒子状物質(PM)といった排出ガスの削減を図るため、接岸中船舶に陸上から電力を供給する設備について、直轄港湾施設、補助港湾施設の附帯設備として整備する制度を創設する。 (予算関係) 【予算要求額：2,617百万円】		
施策等の目的	接岸中船舶からの排出ガス削減に向けた船舶版アイドリングストップを推進することにより、地球温暖化の一因である二酸化炭素の削減、更には大気汚染物質である窒素酸化物や硫黄酸化物、粒子状物質の削減を図ることを目的とする。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年6月の福田内閣総理大臣スピーチ(「低炭素社会・日本」をめぐって)等において、日本のCO₂排出量を2050年までに、60～80%削減する目標を掲げているところ。また、国民の生活環境の保全の観点から、大気汚染対策の強化が必要とされているが、まだ十分な対策が行われていない。(=目標と現状のギャップ) ○ 接岸中船舶においては、荷役作業や船内活動に必要な電源確保のため、補機ディーゼルによる船内発電を行っており、港湾における二酸化炭素、窒素酸化物や硫黄酸化物、粒子状物質の主要な排出源となっている。(=原因分析) ○ 京都議定書目標達成計画の達成および低炭素社会づくり行動計画の推進を図るとともに、港湾における大気汚染物質の排出削減を図るため、接岸中船舶によるアイドリングに起因する排出ガス削減を推進する必要がある。(=課題の特定) ○ 接岸中の船舶が必要とする電力を陸上から供給し、船舶のアイドリングストップを促すことにより、船舶からの排出ガス削減を図るため、船舶への陸上電力供給設備について、直轄港湾施設、補助港湾施設の附帯設備として整備する制度を創設する。(=施策の具体的内容) 		
社会的二一ズ	○ 接岸中船舶から温室効果ガスである二酸化炭素や、大気汚染物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、粒子状物質等が排出されており、排出ガス削減による地球温暖化対策及び大気環境の改善が求められている。		
行政の関与	○ 本施策は公共岸壁において施策を講ずるものであり、施設の計画・整備の段階において、公共岸壁の整備主体である国及び港湾管理者の関与が必要である。		

国の関与	○ 本施策は公共岸壁において施策を講ずるものであり、施設の計画・整備の段階において、公共岸壁の整備主体である国の関与が必要である。
施策等の効率性	○ 接岸中船舶が必要とする電力を、陸上から供給する以外には、船内発電の代替手段が確立されておらず、陸上から電力を供給する施策が効率的である。
施策等の有効性	○ 接岸中船舶が必要とする電力を、船内発電から陸上電力へ転換することにより、二酸化炭素については約40%の削減効果が見込まれ、また、窒素酸化物・硫黄酸化物についても約98%の削減効果が見込まれており、陸上電力供給設備の整備は、接岸中船舶からの排出ガス削減を図る上で有効である。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年7月に取りまとめられた「低炭素社会づくり行動計画」において、二酸化炭素排出の少ない交通輸送網の実現を目指して、港湾の機能充実に向けた取り組みを推進することとされており、その具体策の1つとして、船舶やターミナルからのCO2発生原単位減少のため、「接岸中船舶へ電源供給する施設の整備」に取り組むこととされている。 ○ 平成20年3月に全部改訂された「京都議定書目標達成計画」において、温室効果ガスの排出削減対策・施策のなかで、運輸部門の取り組みとして、接岸中の船舶への電源供給のための陸上施設の整備の検討等に取り組むこととされている。 ○ 平成20年3月に交通政策審議会港湾分科会で取りまとめられた「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方について」答申において、地球温暖化防止対策と一体となった効率的な物流体系の構築に向けた取り組みの中で、〈港湾施設における省エネルギー設備・技術の導入〉として、「陸上電力供給施設の設置」について施策を推進することとされている。 ○ 平成25年度までに事後検証を実施

事前評価票【No. 36】

施策等名	多様な関係者の連携による物流効率化促進事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	政策統括官付参事官（物流政策）室 （参事官 山口勝弘）
施策等の概要	<p>物流事業者、荷主企業、施設管理者、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が連携し、貨物運送業務の効率化を促進する物流効率化促進事業（仮称）の創設（予算関係） 【予算要求額：270百万円】</p>		
施策等の目的	<p>物流事業者、荷主企業、施設管理者、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が連携し、貨物運送業務の効率化を促進する新たな仕組みを創設することにより、輸送ルートの集約、配送の共同化など物流の合理化等に関する取組みを確実に実施するための環境整備を図り、輸送効率の向上等を通じた物流コストや環境負荷の低減を実現させて、我が国の成長力の強化等を図る。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>物流業務は、物流拠点（空港、トラックターミナル等）間の輸送や商業施設等への集配という実運送のほか、保管（倉庫等の物流施設）、各種調整手配（フォワーダー業務）などの組合せにより成り立っているが、地域全体でみると最適状態が達成できず、環境負荷の低減にも逆行する事態が発生している。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>以上のような問題については、物流業務における各機能の調整が、基本的には直接の当事者間のみで行われており、その結果、関係者間の統一的なルールの不存在や情報の偏在等により、地域全体としてみた場合に混雑や無駄が発生していることに原因がある。（＝原因分析）</p> <p>例えば、大都市圏の空港等の物流拠点周辺では、貨物等の集配のために待機するトレーラー等による深刻な道路渋滞の発生や、排気ガスや騒音等による近接居住者の生活環境の悪化、物流施設の老朽化等が問題となり、また、都市中心部等では、荷捌きのトラックが輻輳し、街路の渋滞や歩行者の通行障害が発生するなど、生活空間としてのまとまりを阻害する事態に直面している地域も見受けられる。さらに、地域間の輸送についても、環境負荷軽減のためにモーダルシフトを促進させ、より効率的で環境に優しい物流を実現することが要請されている。（＝課題の特定）</p> <p>このような状況を踏まえ、多様な関係者（地方公共団体、施設管理者、道路管理者、荷主企業、物流事業者等）による協議会を開催し、物流拠点の周辺等における混雑の解消や具体的な共同輸配送の仕組みづくり、モーダルシフト等に係る調査や実証実験を支援することにより、地域全体として最適な物流の効率化の促進を図る。 （＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一 ズ	<p>物流業務においては、直接当事者のみが輸送や保管等業務を行い、調整が行われておらず、また混雑状況等の情報が関係者に共有されていないことから、空港等の物流拠点周辺や都市部において、トレーラー等の</p>		

	<p>輻輳による混雑が発生するなど、物流コストや環境負荷の低減が図れない状況にある。そのため、物流に係る関係者の連携により、物流の効率化を進める必要がある。</p>
行政の関与	<p>地域全体として最適な物流の効率化を実現するための課題は、地域毎に様々であり、また、関係する主体や利害関係も多様であることから、行政が公平・中立の観点から関与しつつ、関係者が問題意識を共有した上で役割分担を決め、実施することが重要である。</p>
国の関与	<p>我が国の成長力の強化や環境負荷の低減等の観点から、地域全体として最適な物流の効率化を実現するためには、国が関与することにより、物流の効率化の促進に向け、多様な関係者間の利害調整等を進める必要がある。また、空港等の物流拠点周辺の混雑緩和の取組みやモーダルシフトについては、広域的な影響があるため、国自ら協議会を主催して取組みを推進する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>本施策の実施により、多様な関係者の連携による地域全体として最適な物流の効率化の取組みを支援することが可能となり、支援に当たっては、原則として地域の関係者で構成される協議会において合意された貨物運送業務の効率化を促進するための計画に位置づけられた事業を施策の対象とすることにより、多様な関係者の連携による実効性の高い取組みが支援されることとなり、持続可能な地域全体としての最適な物流体系の構築が図られることが期待される。</p>
施策等の有効性	<p>本施策の実施により、多様な関係者が連携した総合的な取組みが促進され、地域全体として最適な物流の効率化が実現することにより、我が国の成長力の強化とともに、環境負荷の低減が図られる。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成22年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 37】

施策等名	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	担当課 (担当課長名)	総合政策局国際観光課 (課長 平田 徹郎) 総合政策局観光資源課 (課長 水嶋 智)
施策等の概要	<p>①「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、旅行者の利便性の増進を図る。</p> <p>②また、通訳案内士制度のあり方について検討を行う必要があり、諸外国の事例研究や検討会等を実施する。 (予算関係) 【予算要求額：4,101百万円】</p>		
施策等の目的	訪日旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図る(①)。また、通訳案内士制度の改善を図ることで、外国人観光旅客の来訪を促進する(②)。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 1 訪日外国人旅行者数		
業績指標の目標値(目標年次)	1,000万人(平成22年)		
施策等の必要性	<p>○ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)は6年目に入り、訪日外国人旅行者数は521万人(平成15年)⇒835万人(平成19年)と順調に増加しているものの、平成22年に訪日外国人旅行者数1,000万人という目標達成のためにはさらに年平均6.2%ずつ増加させる必要がある。このため、今後は、訪日旅行の選択を定着させ、リピーター化を促進していくことが重要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○既に訪日外国人旅行者のリピーター率が61%であることを踏まえると、訪日外国人旅行者を持続的に増加させていくためには、我が国の観光魅力の一層の発信に加え、旅行者の満足度を向上させる必要がある。(=原因分析)</p> <p>○そのため、公共交通機関を含む安全・容易な個人旅行を実現する社会システムを構築するとともに、更なる発信力の強化・拡大等を通じた訪日旅行需要の創出が必要である。(=課題の特定)</p> <p>①具体的には、外務省、文化庁による我が国の文化芸術の発信強化との連携、新興市場調査の強化等、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカードの国際相互利用化・利用拡大などの旅行者の利便性の増進を図る。(=施策の具体的内容)</p> <p>②具体的には、諸外国の事例研究や検討会を開催するなどして通訳案内士制度の改善を図ることで、外国人観光旅客の来訪を促進する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	<p>① 国際相互理解の増進、我が国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果を我が国にもたらすことから、訪日外国人旅行者の増大が社会的に求められている。</p> <p>② 通訳案内士の団体や地方公共団体等から通訳案内士制度のあり方について指摘されているところであり、社会的なニーズは高い。</p>
行政の関与	<p>① 訪日外国人旅行者来訪の促進を図ることは国際的な相互理解の増進、国際平和に貢献する施策であり、国際観光の果たす旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった国民経済上の効果を踏まえると、行政が関与して行うことが必要である。</p> <p>② 通訳案内士制度は、通訳案内士が良質かつ正確な情報により国の魅力を外国人観光旅客に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすことなどから公益性が高い。そのため、本施策について行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>① 観光立国推進基本法において位置付けられているとおり、国は外国人観光客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、情報の提供、外国人観光客の受入の体制の確保等に必要な施策を講ずるものとされ、観光立国推進基本計画においても国が講ずるべき施策として定められている。</p> <p>② 通訳案内士が良質かつ正確な情報により国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすことなどから、その質の担保など、国が制度全体を管理・運用する必要なため、本施策について国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>① 本施策は、民間や自治体などが個別に投資することに比して、集中的かつ大規模なプロジェクトを行うことが可能となり、直接的な訪日外国人旅行者数の増加に結びつきやすく、目標実現に向けて効率的かつ効果的な事業となる。</p> <p>② 通訳案内士は外国人観光旅客と接する機会が多く、通訳案内士制度の改善によって訪日外国人の受入体制の向上につながる本施策は、訪日外国人観光旅客の増加に対する施策として効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>① 本施策は、観光立国推進基本計画を踏まえ、旅行者の満足度を向上させるとともに、発信力の更なる強化・拡大を図ることで、訪日外国人旅行者数の持続的な増加を促すものとして、その有効性は高い。</p> <p>② 本施策は、国の観光立国推進計画を踏まえ、外国人観光旅客の来訪を促進するものであり、その有効性は高い。</p>
その他特記すべき事項	<p>○福田総理施政方針演説（平成20年1月） 「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」</p> <p>○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月） 「平成20年10月の観光庁創設を機に、平成22年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を1000万人とするための誘致体制の強化など、観光立国の実現に向けて取り組む。」</p> <p>○平成19年度政策チェックアップ（観光立国を推進する（訪日外国人旅行者数）） 目標を達成するために、増加するリピーター客や個人旅行者への対策等、さらなる取組を講ずる必要がある。</p> <p>○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 38】

施策等名	観光地の魅力向上に向けた評価手法調査	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光地域振興課 (課長 笹森 秀樹)
施策等の概要	<p>観光地の現状及び課題を明確にするための評価に向けた調査、検討を行い、個別の観光まちづくりの参考となる基礎情報の整備を推進する。 (予算関係) 【予算要求額：10百万円】</p>		
施策等の目的	<p>観光地の現状及び課題に関する評価情報を整備することで、観光地自身による現状や課題の認識を容易とし、観光地のさらなる魅力向上を支援する。さらに、観光地間の実力評価を行うことにより、観光地におけるより一層の競争力強化を促す。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	<p>1 2 1 訪日外国人旅行者数 1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 1 2 4 国内における観光旅行消費額</p>		
業績指標の目標値(目標年次)	<p>1 2 1 1 0 0 0万人(平成22年) 1 2 2 年間4泊(平成22年度) 1 2 4 3 0兆円(平成22年度)</p>		
施策等の必要性	<p>国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を目指すため、平成18年度より他の参考となるよう毎年一回、魅力ある観光地づくりの取組を紹介する事例集を発行しているが、紹介された観光地が、他の観光地と比べてどの点が優れているのかなどが分かりにくい等、掲載観光地についての有益な資料となっているとは言い難い。(=目標と現状のギャップ) これは、事例集自体が、個々の優れた観光地の取組紹介に止まっており、観光地ごとの特色や課題を比較できるような形式とはなっていないためであると考えられる。(=原因分析) このため、統一的な指標を用いて、観光地間の比較を可能とし、観光地の「実力」を評価する手法の確立が必要である。(=課題の特定) そこで、観光地の現状及び課題に関する評価情報を整備することで、観光地自身による現状や課題の認識を容易とすることを目指す。さらに、観光地間の実力比較が行える評価とすることで、観光地の魅力向上に資する競争意識の高まりが期待できる。具体的には、全国統一基準による「観光地満足度センサス」等の実施の可能性を検討する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>地域の魅力を向上させることは、観光による交流人口の拡大による経済波及効果を始め、地域経済の活性化に非常に貢献するものであり、地域のニーズは非常に高い。</p>		
行政の関与	<p>本施策は、観光地間の実力比較を実施することを主たる目的としていることから、調査主体にとって直接的にも間接的にも収益性があるとは認められない。さらに、観光地の魅力向上に資する調査のため、公益性も高く、行政が積極関与して実施する必要がある。</p>		
国の関与	<p>観光立国推進基本計画において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の創出のため、地域の幅広い関係者が連携した知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援し、優れた事例を内外に発信することとされており、観光地の評価情報整備は、こうした取組にも合致するものである。 さらに、観光地間の実力比較を行うために、原則として全国統一基準</p>		

	で行う必要のある調査であるため、国が主導的に行う必要がある。
施策等の効率性	本施策は、観光地間で比較可能な実力評価を行うため、今後の各地域での観光振興戦略を策定するに当たり、目指すべき方向性やターゲットが明確になり、効果的な誘致施策を実行できることが想定されることから、非常に効率的であると言える。
施策等の有効性	本施策は、国の観光立国推進基本計画等を踏まえ、観光地の魅力向上のため、従来の先進事例発信の取組をさらに発展させるものであり、有効性は非常に高い。
その他特記すべき事項	<p>○観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）（抄）</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 （国際競争力の高い魅力ある観光地の形成）</p> <p>第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を活かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設（以下「旅行関連施設」という。）及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）（抄）</p> <p>第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>（一）国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保 （国際競争力の高い魅力ある観光地の創出）</p> <p>自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受入環境整備等、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者をはじめ、農林水産業関係者や地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援する。</p> <p>また、以上のような観光まちづくりを持続可能なものとするため、観光案内や観光情報の発信に加え、その地ならではの土産品や旅行業の規制緩和等を生かした着地型旅行商品等の開発・販売等を行うなどの収益事業との一体的展開により、観光まちづくり推進主体の立ち上げを積極的に支援する。</p> <p>こうした取組を奨励するとともに、これまで必ずしも観光に熱心でなかった地域も含め他の参考事例となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。</p> <p>○平成16年度政策レビュー「外国人観光旅客の受け入れの推進－国際交流の拡大に向けて－」（平成17年3月公表）（抄）</p> <p>4. 政策への反映の方向性</p> <p>4-2 観光地の魅力向上及び環境整備について</p> <p>（4）今後の対応の方向性</p> <p>③国は、こうした取り組みの内特に優れたものを厳選して重点支援する</p> <p>明確なコンセプトの元に、民間を中心とした関係者が一丸となって取り組んでいる観光地を対象として観光地の魅力向上のために国が支援する制度を創設する必要がある。</p> <p>○平成22年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 39】

施策等名	観光の振興に寄与する人材の育成	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光資源課 (課長 水嶋 智)
施策等の概要	<p>① 観光まちづくり人材育成事業 人材育成に取り組む地域のネットワーク化を促進するため人材育成ネットワーク会議を開催するとともに、人材育成支援システムを構築する。</p> <p>② 観光産業従事者育成事業 産業界と高等教育機関の連携を図るため、産学官連携検討会議等を開催し、必要な人材育成のための標準カリキュラムを構築し、その標準カリキュラムの有効性等を確認するための調査等を実施するとともに、構築された標準カリキュラムを円滑かつ効率的に運用するための教育システムを検討・開発する。 (予算関係) 【予算要求額 58 百万円】</p>		
施策等の目的	観光の振興を図るため、各地域における自律的かつ持続可能な人材育成を支援する(①)とともに、観光産業界において新たな課題となる、拡大するインバウンド市場やグローバル戦略の確立等に対応できる人材の育成を支援する(②)。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	<p>1 2 1 訪日外国人旅行者数</p> <p>1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数</p> <p>1 2 4 国内における観光旅行消費額</p>		
業績指標の目標値(目標年次)	<p>1 2 1 1 0 0 0 万人(平成 2 2 年)</p> <p>1 2 2 4 泊(平成 2 2 年度)</p> <p>1 2 4 3 0 兆円(平成 2 2 年度)</p>		
施策等の必要性	<p>①国際競争力のある観光地づくりを推進していくためには、その担い手となるべき人材を育成する必要があるが、地域における人材育成の仕組みは必ずしも充実していない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>②大学等では観光関係学部が著しく増加しているが、他方で大学の観光関係学部における人材の育成のあり方と産業界等からのニーズについては、必ずしも合致しておらず、大学の観光系学部・学科の卒業生が観光関連産業に就職する割合は約 23%にとどまっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>①一部の地域において人材育成に先進的な取り組みが進められているものの、それぞれの地域独自の手法により行われており、他地域における人材育成の取組み内容に関する情報が共有化されていない。 (=原因分析)</p> <p>②従来、観光産業界は独自の資格制度やOJTを行うことにより自社の中で人材を養成しており、一方で高等教育機関での人材育成は専門学校が観光産業のための教育をほぼ独占してきたため、産業界への人材輩出は実務者レベルに限定されている。(=原因分析)</p> <p>①このため、人材育成の取組みについて地域間のネットワーク等を構築</p>		

	<p>することによって、地域における自律的かつ持続可能な人材育成の仕組みづくりを支援する必要がある。(＝課題の特定)</p> <p>②産学の連携強化のための情報交換や議論の場の提供や産業界が必要とする人材像の明確化とカリキュラムの標準化等の推進を行う必要がある。(＝課題の特定)</p> <p>①(1)全国各地の観光地域づくり人材育成を行う団体が参加する人材ネットワーク会議を開催する。</p> <p>(2)観光地域づくり人材育成を行うのに必要な講師を確保し、先進事例を収集した上で、人材育成支援システムを構築する。(＝施策の具体的内容)</p> <p>②(1)産学の連携強化のために産学官連携検討会議等を開催し、必要な人材育成のための標準カリキュラムを構築する。</p> <p>(2)その標準カリキュラムの有効性等を確認するための調査等を実施する。</p> <p>(3)構築された標準カリキュラムの円滑かつ効率的な運用のための教育システムを検討・開発する。(＝施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>①観光地域づくり人材育成を行っている地域から、各地域の人材育成の取組みのネットワーク化の必要性等を指摘されているところであり、社会的なニーズは高い。</p> <p>②産業界においては旅行形態の変化に対応した事業戦略の構築やグローバルな経営戦略が必要となっているが、高等教育機関では産業界のニーズを踏まえた教育カリキュラムが構築されておらず、これらの課題に取り組んでいくことの必要性を関係者等から指摘されているところであり、社会的なニーズは高い。</p>
行政の関与	<p>①本施策は、観光地域づくりを行う人材を育成するものであり、特定の民間団体のみにその受益が発生するものでなく、公益性が高いため、行政が関与する必要がある。</p> <p>②本施策は、観光立国の推進のために、国際競争力を備えた観光関連産業を担う人材を育成するものであり、公益性が高い事業であるので、行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>①本施策は、地域単独の人材育成に関する取組みには広がりが見られないという課題に対応するため、全国的な観点からその取組みのネットワーク化や取組情報の収集・分析とその結果を踏まえた観光地域づくり人材育成支援システムの構築等による地域における人材育成の基盤づくりを行うものであり、観光立国の推進を担う国が関与する必要がある。</p> <p>②本施策は、産業界と高等教育機関との連携による標準カリキュラムの構築等の関係者間の連携強化支援が必要であり、当該施策を推進するにあたり、産学の情報の集約、管理を効率的・効果的に行うために、国が関与する必要がある。</p>

<p>施策等の効率性</p>	<p>① 本施策により、人材育成の取組みについて地域間での情報共有が図られ、それに基づいて地域が人材育成に関する取組みを行う体制を構築することは、国が全て直轄で人材育成事業を行うより、費用対効果の観点から十分に効率的なものである。</p> <p>② 本施策により、今後の観光産業に従事する人材にとって必要な能力・知識の習得を目指した教育内容の充実等を行うことで、産業界が抱える新たな課題に対応した人材育成を効率的に行うことができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>① 本施策は、国の観光立国推進基本計画を踏まえ、観光の振興に寄与する人材の育成を促進するものであり、その有効性は高い。</p> <p>② 本施策は、国の観光立国推進基本計画を踏まえ、観光の振興に寄与する人材の育成を促進するものであり、その有効性は高い。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 40】

施策等名	ユニバーサルツーリズム促進事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光事業課 (課長 加藤隆司)
施策等の概要	<p>誰もが安心して旅行できる環境づくりを進めるためには、移動制約者が旅行をためらう要因となる「日常の生活圏とは異なる地域に移動することに対する不安」の解消・軽減が不可欠である。</p> <p>そのためには、事前にバリアフリー（バリア）情報が得られるような環境づくりが不可欠であることから、観光地側が集約して提供することが望ましい情報の内容・項目や、旅行会社を取り扱うバリアフリー商品について、目安（チェックシート）を策定する。</p> <p>また、トラベルヘルパー（旅行介護の専門技術を習得した介助者）の育成や観光関係者の研修等に取り組む団体の広報・普及啓発活動等を支援する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：10百万円】</p>		
施策等の目的	誰もが安心して旅行できる環境づくり		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 1 2 4 国内における観光旅行消費額		
業績指標の目標値（目標年次）	1 2 2 4泊（平成22年度） 1 2 4 30兆円（平成22年度）		
施策等の必要性	<p>○我が国における少子高齢化が進展する中で地域の活性化を目指すためには、観光交流人口の拡大を図り、地域における観光消費の増大を図ることが不可欠である。そのためには、高齢者をはじめとする移動制約者が旅行をためらう要因となる「日常の生活圏とは異なる地域に移動することに対する不安」を解消・軽減する必要があるが、旅行前にバリアフリー（バリア）情報が容易に得られるような環境や旅行時の負担を軽減する環境になっていない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○現状では、バリアフリー（バリア）情報提供主体（地方自治体・観光施設・旅行会社等）により情報の内容・質がバラバラである。 トラベルヘルパーをはじめとした旅行介助者は存在するものの、その数が多くないことに加え、その存在が広く知られていないことにより活用されていない。（＝原因分析）</p> <p>○提供する情報の内容・質についての基準を策定する必要がある。 トラベルヘルパーをはじめとした旅行介助者の認知度を上げる必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○観光協会等が集約して提供することが望ましい情報の内容・項目のガイドライン（チェックシート）や、旅行会社を取り扱うバリアフリー商品に関するガイドラインを策定する。 また、トラベルヘルパーをはじめとした旅行介助者の育成や観光関係者（宿泊業者、旅行業者等）の研修等に取り組む団体の広報・普及</p>		

	啓発活動等を支援する。（＝施策の具体的内容）
社会的ニーズ	我が国における少子高齢化の進展により、何らかの移動制約を受ける高齢者数の増加の可能性は高く、障害を持つことは誰にとっても身近な事柄になりうることから、本施策の社会的ニーズは高い。
行政の関与	ユニバーサルデザイン施策やバリアフリー施策は、市場原理に任せているだけでは進みにくいものであることから、行政が積極的に関与することが必要である。
国の関与	ユニバーサルデザイン施策やバリアフリー施策は、政府をあげて取り組んでいる課題であり、地域の自主的な取り組みだけに委ねるのではなく国も一定の支援を行う必要がある。
施策等の効率性	我が国における少子高齢化が進展する中での観光による交流人口の拡大による地域経済の活性化には、高齢者の旅行者増が資するものであり、費用対効果の観点から十分に効率的なものであるといえる。
施策等の有効性	今後の高齢化社会の進展により、何らかの移動制約を受ける高齢者数の増加の可能性は高く、移動制約の解消に資する本施策は、観光産業における新たな市場分野に発達する可能性がある。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施 ・「バリアフリー化推進要綱 ～誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指して～」(平成16年6月1日 バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)において「観光振興に資するバリアフリー情報の提供を強化していくことが必要」であると明記されている。 ・「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案に対する附帯決議」(平成20年4月22日衆議院国土交通委員会)において、同法の施行に際し、政府は「高齢者・障害者等の移動制約者が安心して手軽に旅行をすることができるよう、国として積極的に取り組むこと。」に留意すべきであると明記した上で決議されている。 ・「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案に対する附帯決議」(平成20年5月15日参議院国土交通委員会)において、同法の施行に際し、政府は「高齢者や障害者、乳幼児連れの家族等が安心して手軽に旅行することができるよう、国として積極的に取り組むこと。」について適切な措置を講じるべきであると明記した上で決議されている。

事前評価票【No. 41】

施策等名	空港周辺地域振興交付金の創設	担当課 (担当課長名)	航空局空港部 環境・地域振興課 (課長 横田 真二)
施策等の概要	<p>空港を活用した地域の活性化のため、空港の利用者の利便向上を図るための協議会（空港法第14条）の協議を経た上で、都道府県等が「空港周辺地域振興計画」を策定し、国に対し計画の認定申請を行う。</p> <p>国は申請に対し適当と認めた計画の認定を行い、計画に定められた事業の実施を支援するため、予算の範囲内で、都道府県等に対し交付金を交付する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：250百万円】</p>		
施策等の目的	<p>「地域経済の活性化」（空港法第1条）を図るため、空港の利便向上、空港の活用による周辺地域の振興を図る、地元自治体をはじめとした空港関係者が自主的・意欲的に取り組む利便向上策、空港を活用した地域振興策に対して支援を行い、これにより更なる空港利用、航空需要の拡大を図る。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	25 航空交通ネットワークを強化する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年6月に成立した空港法は、空港の「整備」から「管理・運営」に力点を移したものであり、管理・運営の充実により、空港が、地域経済の活性化、地域の活力の向上に寄与することが掲げられているが、これまで整備による地域経済の活性化等には寄与してきたが、今回力点が置かれた管理・運営での寄与は高い状況ではなかった。（＝目標と現状のギャップ） ○ 空港が地域経済の活性化、地域の活力の向上に寄与するには、空港を活用した人の交流・モノの流通を活性化する様々な計画を実施して行く必要がある。（＝原因分析） ○ 周辺地域の活性化にはその特徴を活かした、空港を活用した地域の自主的・意欲的な取組みを促し、人の交流・モノの流通を活性化させ空港利用・航空需要を拡大させることが重要である。（＝課題の特定） ○ このため、空港の利用者の利便向上を図るための協議会の協議を経た上で、都道府県等が策定した「空港周辺地域振興計画」に定められた自主的・意欲的な取組みに対し支援を行う（＝施策の具体的内容） 		
社会的ニーズ	<p>空港政策の重要課題である、空港の整備から運営にシフトすることに対応し、空港を地域活力の向上、国際競争力の強化、観光立国の推進に不可欠な社会基盤と位置づけ、その活用を推進することが求められている。</p>		
行政の関与	<p>空港を活用した地域経済の活性化は、政府全体の重要課題である「地域の活力向上」に沿ったものであり、本政策の実施には行政の関与が必要である。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>地元自治体をはじめとした空港関係者等の空港を活用した地域の振興の自主的な・意欲的な取組みを促すには、取組み易い環境を整える必要がある。また、他地域から人の交流・モノの流通を活性化させるためには、全国的な取組みを促す必要があるため、全体を把握できる国の関与が必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>空港を活用した地域経済の活性化策は、空港ごとに組織することができる「協議会」の協議を経た上で、都道府県等が「空港周辺地域振興計画」を策定し、国がこれを認定する。空港ごとに計画を策定させることにより、地域特性にあった自主的・意欲的な振興策が策定される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>空港を活用した地域経済の活性化を支援することにより、空港周辺地域での人の交流・モノの流通の活性化が図られ、空港施設の機能高度化との連携により、空港利用・航空需要の拡大につなげることが可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○空港法（抄） 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増益を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>○平成22年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 42】

<p>施策等名</p>	<p>民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進 (都市環境改善支援事業(仮称)の創設等)</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局まちづくり推進課 (課長 佐々木晶二) 都市開発融資推進室 (室長 青柳一郎) 市街地整備課 (課長 松田秀夫) 公園緑地・景観課 (課長 小林昭) 景観・歴史文化環境整備室(室長 笹口裕二)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>民間主体・地域参加による都市環境の維持・改善を図るため、債務超過となった駅前スーパー、利活用困難な土地(土壌汚染地、虫食い地等)の再生等を通じた傷んだまちの修復や、ペDESTリアンデッキ、緑地等の地域による管理、屋外広告物の除去・改善等を通じたまちの魅力の維持・向上により、持続可能なまちづくりを推進する。(予算関係・税制関係) 【予算要求額：300百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>民間主体・地域参加による傷んだまちの再生やまちの魅力の維持・向上を通じて、持続可能なまちづくりを実現する。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>7 都市再生・地域再生等の推進</p>		
<p>施策目標</p>	<p>26 都市再生・地域再生を推進する</p>		
<p>業績指標</p>	<p>検討中</p>		
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>	<p>検討中</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>○近年における人口減少の始まりや、高齢化社会の進展等に伴って、地方都市を中心にまちの魅力・活力の悪化が急速に進展している。こうした現状に対応するためには、まちづくりの隘路となっている部分を解決するとともに、維持管理・運営段階までを考慮した、民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりへと軸足を転換していく必要に迫られているが、これまでの施策では、こうしたまちの魅力・活力の悪化を食い止めるに至っていないのが現状である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりが進まない原因は、金融情勢や景気の悪化等により、資金調達が困難な環境になっているとともに、市町村合併の進展や財政状況の悪化により、きめ細やかなまちづくりに行政の届きにくくなっていること等から、地域の力や既存ストックが上手く活用しきれない点にあると考えられる。(=原因分析)</p> <p>○こうした状況に対応するためには、金融支援等を通じて資金調達の円滑化を図るとともに、住民・企業によるまちの魅力の維持・向上を図る取組を支援することにより、地域の力や既存ストックの活用を促進する仕組みを構築する必要がある。(=課題の特定)</p>		

	<p>○これらの課題に対して、以下の具体的施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市環境改善事業（仮称）の創設 民間事業者等による都市環境の改善を図るため、債務超過となった駅前スーパー、利活用困難な土地（土壌汚染地、虫食い地等）の再生や、敷地整備を伴うヒートアイランド・CO2対策等について、金融支援や民間への直接支援など総合的な支援を行う。 ・都市環境改善支援事業（仮称）の創設 民間のまちづくりの担い手による都市環境改善事業活動を促進するため、都市環境維持・改善計画の作成、計画に基づくストリートファニチャ、ペDESTリアンデッキ、緑地等の整備・改善、屋外広告物の除去・改善等やまちづくり関連ソフト施策の実施に対して総合的に支援する。 ・都市環境改善促進税制 税制改正により、都市環境改善事業等に係る特例措置を創設する。（＝施策の具体的内容）
社会的ニーズ	○「平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」（平成 20 年 6 月 19 日 日本商工会議所）において、「まちづくり会社やNPO法人などの民間のまちづくり組織によるにぎわいづくりや安全安心のまちづくりに係る資金調達の円滑化のための支援策を講じられたい。」とあり、民間主体による意欲的なまちづくり活動への支援に対する要望がなされている。
行政の関与	○金融情勢や景気の悪化等により、資金調達が困難な環境になっているとともに、市町村合併の進展や財政状況の悪化により、きめ細やかなまちづくりに行政の手が届きにくくなっている状況の下で、民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりを推進していくためには、民間主体、都道府県、関係市町村、国等が連携して取り組む仕組みを構築する必要があり、そのための各種事業を円滑に実施する制度的枠組みを整備する必要がある。
国の関与	○国が制度的枠組みを設けることで、都市環境の維持・改善を図り、持続可能なまちづくりを推進する必要がある。
施策等の効率性	○地域の関係者や民間事業者等の発意による都市環境を維持・改善する取組に対して、共通的な基盤づくりと限定的な支援を組み合わせるため、両者があいまって都市環境の維持・改善が効率的になされる。
施策等の有効性	○ハード、ソフト両面から予算、税制等による支援を一体的に講じることにより、地域の関係者や民間事業者等が主体となった都市環境の改善・維持が図られ、持続可能なまちづくりが推進される。
その他特記すべき事項	<p>○「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承）においては、地方都市の「優良な民間都市開発事業を支援する金融支援制度の充実」を図ることとされている。</p> <p>○「都市と暮らしの発展プラン」（平成 20 年 1 月 29 日 地域活性化統合本部会合了承）においては、「意欲を持って創意工夫あるまちづくりや地域のマネジメントに取り組む多様な担い手を育成し、それらの活動を通じた取組を促進する上で必要な枠組みや地域の担い手ネットワーク（ソーシャルキャピタル）の充実に向けた枠組みの整備に向けた検討を進める」こととしている。</p> <p>○「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～」（平成 20 年 5 月 15 日）においては、「意欲のある民間の担い手組織が質の高いまちの形成や管理に継続的に取り組めるよう、まちづくり活動を支援する仕組みが必要である。」とされている。</p> <p>○「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 29 日 閣議決定）においては、「民間の担い手によるまちづくり活動への支援を行う」とこととされている。</p> <p>○平成 25 年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 43】

施策等名	まちづくり交付金の拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 佐々木晶二)
施策等の概要	まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援を強化する。(予算関係) 【予算要求額：288,000百万円】		
施策等の目的	中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、民間との協働による持続可能なまちづくり等、国の施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図る。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	2 6 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	1 4 3 都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率		
業績指標の目標値(目標年次)	80%以上(平成19年度以降毎年度)		
施策等の必要性	<p>○まちづくり交付金は、地方の自主性・裁量性を活かしながら、喫緊の課題である都市再生を推進する制度として平成16年度に創設され、これまで全国1,518地区(835市町村)で活用されており、全国の都市再生に大きく貢献してきているものの、人口減少や高齢化の進展等を背景に、より一層地域社会・経済の成長力の強化を図ることが依然として不可欠である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○都市再生は、多様な事業を総合的かつ複合的に実施するものであり、集中的な投資が必要である。(=原因分析)</p> <p>○まちづくり交付金により全国の都市再生の推進のための支援を引き続き着実に実施することが不可欠であるが、制度創設から5年目を迎え、これまでの実績を踏まえ、制度のブラッシュアップによる更なる都市再生の推進のための取組を検討することが重要である。 近年、中心市街地活性化法の改正、歴史まちづくり法の制定、環境モデル都市の指定等が行われ、これらにおいてまちづくり交付金による措置が位置づけられる等、国の施策の推進において、まちづくり交付金のより一層の支援が期待されており、これに対応することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○このため、中心市街地活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、民間との協働による持続可能なまちづくり等、国の施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、まちづくり交付金において、新たな支援タイプを創設し、重点的な支援を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	各地域で、意欲あふれる都市の再生に向けた取組が動いており、厳しい地域経済状況下において地域活性化を図る上で、こうした都市再生の取組を推進することが重要であることから、全国的なニーズが高い。		
行政の関与	地域のまちづくりに責任を持ち、公共公益施設の整備・管理等を実施する主体である行政(市町村)が、都市再生に取り組んでいくことが必要である。		

国の関与	都市は我が国の活力の源泉であることから、国が支援を行い、国の施策と連携しつつ、都市再生を着実に実施していくことが必要である。
施策等の効率性	国の施策に関連した都市再生について重点的な支援を行うものであるため、地域の課題に応じた都市再生を進めつつ、中心市街地活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、民間との協働による持続可能なまちづくり等の国として推進すべき施策が効率的に実現される。
施策等の有効性	国の施策に関連した都市再生の事業効果の早期発現やこれら施策の全国的な展開の促進等が図られ、まちの賑わいの再生、地域の防災安全性の向上、環境負荷の軽減等がより一層推進される。
その他特記すべき事項	<p>○「経済財政改革の基本方針 2008」において、地方の元気は日本の活力の源であり、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を政府一体となって強力に後押しすることが位置づけられているとともに、具体的な手段として、市街地中心部の取組、観光・歴史等に基づく取組、民間の担い手によるまちづくり活動等について支援を行うこととされている。</p> <p>○「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承）においては、「ウ 都市機能に関する基本的施策」として、「地方の創意と工夫を生かしたまちづくりの推進を図るため、まちづくり交付金により支援する。」とされている。</p> <p>○平成 21 年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 44】

施策等名	コミュニティ・レール化の推進	担当課 (担当課長名)	鉄道局財務課 (課長 瓦林康人)
施策等の概要	<p>マイカー利用からの転換需要が見込まれる地方都市やその近郊の鉄軌道路線等について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化・再生法」という。）に基づく総合連携計画の枠組みの活用により施設の整備・改良を通じたサービスの向上や利用の活性化を図り、地域のニーズにきめ細かく対応できる「コミュニティ・レール化」を推進する（予算関連）。</p> <p>【予算要求額：1,146百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地方都市やその近郊の鉄軌道路線等において、総合連携計画の枠組みの活用により施設の整備・改良を通じたサービスの向上や利用の活性化を図り、地域のニーズにきめ細かく対応できる「コミュニティ・レール化」を推進することにより、地域公共交通の活性化・再生を促進する。</p>		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	29 鉄道網を充実・活性化させる		
業績指標	157 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合		
業績指標の目標値（目標年次）	60%（平成23年度）		
施策等の必要性	<p>○ 鉄軌道が、今後よりいっそう地域に根ざした存在として地域に愛され、地域が求めるサービスを展開する存在となるためには、事業者が地域の様々な関係者と議論を重ね、地域と一体となったサービス向上を通して、地域の暮らしに組み込まれた持続可能な存在となっていくことが必要である。</p> <p>しかしながら、経営の厳しい事業者にとって、地域と一体となったサービス向上、特にそのための施設整備に係る費用を自らのみで賄うには至っていない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 原因として、地域の求めるサービス向上について事業者が地方公共団体や利用者等と協議する機会があまり設けられていなかったこと、事業者にとっての短期的な利益に直結しないサービス向上ための施設整備に係る費用について自らのみで賄うインセンティブが低いことが挙げられる。（＝原因分析）</p> <p>○ 鉄軌道が、地域住民の日常生活や社会生活を支える基盤として地域が求めるサービスを展開する存在となるためには、事業者が地方公共団体や利用者等と協働してサービス向上を図る意欲的な取組を推進することが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○ このため、幹線鉄道等活性化事業費補助の拡充を図り、潜在的な利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、事業者が地方公共団体や利用者等と協議して策定する地域公共交通総合連携計画に基づきハード・ソフト一体で大幅な利便性向上を図る「コミュニティ・レール化」を支援する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>少子高齢化・人口減少時代の到来、地域の自立・活性化、低炭素社会づくり等、昨今の我が国の大きな構造変化と重要な諸課題への適確な対</p>		

	<p>応のためにも、「コミュニティ・レール化」の推進による地域公共交通の活性化・再生が求められている。</p>
行政の関与	<p>地域と一体となったサービス向上、特にそのための施設整備は短期的な利益に直結しないことから、これらに係る費用を事業者のみで賄うことは困難な状況にある。したがって、事業者が地方公共団体や利用者等と協働してサービス向上を図る意欲的な取組を支援することにより「コミュニティ・レール化」の推進を促すことが必要である。</p>
国の関与	<p>地域公共交通の活性化・再生に対して、国として積極的な対応を行う必要があることを踏まえ第 166 回国会において地域公共交通活性化・再生法が成立しており、同法の枠組みを活用した意欲的な取組が効果的に機能するよう、国として支援制度の充実に努める必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>事業者が地方公共団体や利用者等と協議・連携することにより、地域が真に求めるサービス向上を効率的に実施することが可能となる。また、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会は、毎年度事業の実施計画・評価を国に報告し、評価に基づき毎年度事業計画を見直すこととされていることから、真に意欲的で有効な取組に対して効率的な支援が行われることとなる。</p>
施策等の有効性	<p>事業者が地方公共団体や利用者等と協議する枠組みを有効に活用し、事業者にとっての短期的な利益に直結しないサービス向上のための施設整備に係る費用について支援することで、多種多様な地域独自のニーズに即した意欲的な取組へのインセンティブが高まり、地域と一体となったサービス向上や利用の活性化による「コミュニティ・レール化」の推進が図られる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会提言（平成 20 年 6 月 19 日）において、「コミュニティレール化等、地域と一体となった新たな取組みの必要性」について記述。 ○ 平成 21 年度政策チェックアップ結果評価書、平成 23 年度政策レビュー「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において事後検証を実施。

事前評価票【No. 45】

施策等名	地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充	担当課 (担当課長名)	総合政策局交通計画課 (課長 野俣 光孝)
施策等の概要	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の趣旨に基づき、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する本事業について、調査事業の実施段階への移行や新規事業への対応等のため、拡充を図る。(予算関係) 【予算要求額：6,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>平成19年10月より施行されている「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用して、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な地域公共交通の活性化・再生に取り組む地域の法定協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを積極的に支援し、地域公共交通の活性化・再生を図る。</p>		
政策目標	8 都市、地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	158 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		
業績指標の目標値(目標年次)	30件(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>○ 地域公共交通は地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その活性化・再生は非常に重要な課題である。しかしながら、地域によっては公共交通機関の運行便数の減少などによる公共交通サービス水準の低下や、公共交通事業者の不採算路線からの撤退による交通空白地帯が出現している等の状況がみられ、地域公共交通を巡る環境は非常に厳しい状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 自家用乗用車の普及、宅地の郊外化等により、日常生活における自家用乗用車への依存が高まっており、自家用乗用車による移動の機会は大きく増大している一方で、公共交通の輸送人員は長期的に減少傾向にあること等が原因である。(=原因分析)</p> <p>○ 地域公共交通の活性化・再生を推進するためには、地域の多様な関係者が連携して、主体的に地域の公共交通のあり方を考え、地域の総合的な判断に基づき、地域にとって真に有益な取組みを着実に実施することが重要である。(=課題の特定)</p> <p>○ このため、地域公共交通の活性化・再生について、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>地域公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割は非常に大きい。このため、その活性化・再生による地域住民、来訪者の移動手段の確保は地域における重要課題の一つとなっている。さらに、少子高齢化・人口減少時代の到来、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等、昨今の我が国の大きな構造</p>		

	変化と重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域公共交通サービスの活性化・再生は喫緊の課題となっている。
行政の関与	地域公共交通の活性化・再生に関しては、高齢化の急速な進展、地域活性化、環境問題等への的確な対応といった観点から、公共交通事業者だけでなく、行政が積極的な対応を行う必要がある。
国の関与	地域公共交通の活性化・再生に対して、国として積極的な対応を行う必要があることを踏まえ、第166回国会において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が成立し、平成19年10月に施行されたが、当該法律においては、市町村を中心に、様々な地域の主体が地域公共交通のあり方について主体的に考え、それに基づく取組みや創意工夫を総合的かつ一体的に推進するための仕組みづくりを行ったところである。こうした仕組みを活用し、地域公共交通に関する問題を解決しようと頑張る地域の主体的検討、合意形成、合意した内容を確実に実施する取組みに対して、国が総合的に支援を行う必要がある。
施策等の効率性	地域における公共交通の活性化・再生を実現するためには、地域のニーズ・課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、当該地域住民の移動手段確保について責任を有する市町村が中心となり、地域の交通事業者、住民その他地域の関係者とともに、地域の真のニーズやその地域の抱える交通に関する問題を精査した上で、通勤や通学、高齢者の通院といった住民の日常生活を支える公共交通のあり方について、モード横断的・総合的に検討し、そのあり方について合意形成を図り、計画的に事業を推進することが有効かつ効率的である。本施策は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画に基づき協議会が行う取組みについて支援するものであり、また、協議会は、毎年度事業の実施状況・評価を国に報告し、評価に基づき、毎年度事業計画を見直すこととしている。このため、意欲ある、真に有効な取組みに対し、支援が行われることとなり、効率的である。また、事業推進に当たっては、事業間・年度間流用を容易化する等、協議会の裁量を確保することで、施策の一体的実施が可能であるため、より一層の効果が期待される。
施策等の有効性	本施策の実施により、多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生が図られる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会報告「地域による地域のための公共交通の活性化・再生を目指して」（平成19年7月5日） ○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号） ○ 平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 46】

施策等名	バス産業将来ビジョン策定調査	担当課 (担当課長名)	自動車交通局旅客課 (課長 奥田哲也)
施策等の概要	<p>主として以下の項目について、調査・分析を行う。</p> <p>(1) バス事業をとりまく環境（地域の人口動向、都市構造等）の変化と今後の見通し</p> <p>(2) バス事業の長期的な経営構造の変化の分析</p> <p>(3) 安定的にバス事業が実施できる事業のあり方、それを実現するための環境のあり方（規制のあり方等）の検討 (予算関係) 【予算要求額：14百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地域住民の生活交通として必要なバス事業について、過疎地等や都市構造の変化により輸送人員が減少し、路線の維持が厳しい状況となっていることから、バス事業が抱える課題及びそれを取り巻く環境の変化と今後の見通し等長期的な経営構造の変化を分析し、安定的にバス事業が実施できる事業のあり方、実現するための環境のあり方等を検討する。</p>		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 現在、バスの輸送人員が引き続き減少しており、地方バス路線の維持については依然厳しい状況が続いている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ バス事業が厳しい状況となっている主な要因としては、①事業収支の悪化、②過疎化・高齢化・都市構造の変化等による需要の減少、③リストラの実施による運転者・企画力不足等の体制面の問題が挙げられる。(=原因分析)</p> <p>○ そして、以上のバス事業が抱える問題を克服していくためには、その対応に資する情報、知見の内容を精査し、政策によるバス事業の持続可能な支援のあり方について検討する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○ そこで、バス事業をとりまく環境の変化と今後の見通し、バス事業の長期的な経営構造の変化の分析などを主要項目として、将来に向けて安定的かつ持続可能なバス事業の経営ができる環境整備のための調査を実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	本調査は、バス事業に期待される各種役割をより持続可能な形で果たすために必要な事項を明らかにするものであり、社会的ニーズは高い。		
行政の関与	本調査は、地域交通の担い手として必要な条件である安定的なバス事業の実施に向けたあり方等の検討を行うという極めて公共性の高いものであり、行政において実施する必要がある。		
国の関与	バス事業の安定的な事業の実施に向けたあり方等の検討を行う際に、国において全国的な見地から調査・分析を行う必要がある。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>バス事業におけるさまざまな課題への対応に資する情報、知見を得るためには、政策によるバス事業の持続可能な支援のあり方について、調査という手段をとることが効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本調査により、バス事業における各種課題への対応に資する情報、知見を得ることができ、政策立案の際に有効に役立てることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成25年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 47】

施策等名	総合交通戦略の更なる推進のため、人と環境にやさしい自転車利用環境の整備について都市交通システム整備事業を拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局街路交通施設課整備室 (室長 古木岳美)
施策等の概要	サイクルポート（自転車駐車場）を面的に整備し、自転車交通の面的ネットワークシステムを形成することにより、コミュニティサイクルの導入を推進する取組に対する支援を拡充する。（予算関係） 【予算要求額：3,000百万円】		
施策等の目的	鉄道・LRT等の基幹的な公共交通を補完するコミュニティサイクルの整備促進による、コンパクトなまちづくりの実現を目的とした総合的な都市交通戦略の推進		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性向上		
施策目標	3 1 都市・地域における総合交通戦略を推進する		
業績指標	1 6 3 基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合		
業績指標の目標値（目標年次）	74%（平成23年度）		
施策等の必要性	<p>○都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの実現を目的とした総合的な都市交通戦略を推進する必要があるが、このためには基幹的な公共交通の整備だけでなくそれを補完する交通システムの整備により、利便性の高い都市の交通システムを構築する必要があったが不十分であった。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○従来は、総合的な都市交通戦略に基づく都市の交通システムに、基幹的な公共交通を補完する都市の交通システム（コミュニティサイクル）を積極的に位置づけていなかった。（＝原因分析）</p> <p>○コミュニティサイクルの導入を促進するためには、そのシステム整備等に対する支援が必要となる。（＝課題の特定）</p> <p>○都市交通戦略の更なる推進に資するコミュニティサイクルの導入を図るために必要となるシステム整備等に対する支援として、補助対象を追加する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	モータリゼーションの進展による自動車利用者の一層の拡大と都市機能拡散化の進展による自動車依存型の都市構造が形成される中、環境負荷削減等を目的とした集約型都市構造の実現のためには、総合的な都市交通戦略の推進が必要不可欠である。		
行政の関与	人口減少・超高齢社会や環境問題等に対応する集約型都市構造を実現するため、その都市交通施策やまちづくりにおいて中心的な役割を担う行政が関係者と連携しながら推進することが必要不可欠である。		
国の関与	集約型都市構造の実現は、我が国が直面している人口減少・超高齢社会や地球環境問題等への対策のみならず、福祉、教育、社会資本整備、中心市街地活性化、さらに、郊外部の環境保全といった多様な面から今後		

	全国の都市で取り組まれるべき緊急の課題であり、その成否は国民生活に大きな影響を与えるため、国として積極的に支援すべきである。
施策等の効率性	当施策は、鉄道やLRT等の基幹的公共交通を補完するコミュニティ交通の構築を目的としている。コミュニティ交通は、行政・市民・企業等が連携して、地域の実情にあった交通システムを構築することが可能なことから、最適な都市の交通システムの実現を効率的に図ることができる。
施策等の有効性	当施策の実施により、基幹的公共交通との連携が図られることにより、利便性の高い公共交通の構築が可能となり、基幹的公共交通の利用が促進される。また、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担による望ましい都市像（コンパクトなまちづくり）の実現が図られる。
その他特記すべき事項	社会資本整備審議会答申「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。（第二次答申）」（平成19年7月）において集約型都市構造のあり方とその実現に向けた戦略的取組、都市交通施策のあり方について方向性を提示。 平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施。

事前評価票【No. 48】

施策等名	I C Tを活用した建設生産システムの普及促進	担当課 (担当課長名)	総合政策局建設施工企画課 (課長 岩立 忠夫)
施策等の概要	<p>建設生産システムにおいて、効率的な施工を実現するI C T（情報通信技術）を活用した革新的な施工技術（情報化施工）の普及に向けた課題解決が必要である。このため、情報化施工に対応した施工管理基準類の整備や、設計施工データの標準化を行うなど受発注者間の環境整備を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：35百万円】</p>		
施策等の目的	<p>一部の大規模工事で先駆的に導入され、生産効率が向上するなどの効果を上げている情報化施工を、大規模工事において標準的な施工方法とするとともに、中小規模工事への普及促進により、建設生産システムにおける生産効率の向上等を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 3 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	1 7 1 建設施工企画に関する指標（①I C T建設機械等（土工（盛土）の敷均し、締固め施工における）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合）		
業績指標の目標値（目標年次）	約2割縮減（平成21年度）		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設生産システムは、かつての人力施工から建設機械の導入などにより、その生産効率を高めてきた。しかし、全産業に比べ低いとされる労働生産性や今後予想される人口減少や地球規模での資源・環境問題という現状に対して、建設施工がその役割を果たすためには、I C T（情報通信技術）を活用し、一層効率的な施工を実現することが急務である。（＝目標と現状のギャップ） ○ 一部の大規模工事では先駆的に導入され、作業速度が向上するなどの効果を上げているI C Tを活用した革新的な施工技術（情報化施工）が普及していない。（＝原因分析） ○ 情報化施工による効率的な施工管理を活かせるような、施工管理方法や設計施工データの標準化の確立といった環境整備が不十分である。（＝課題の特定） ○ 情報化施工の普及を推進する施工管理方法や設計施工データの標準化の確立といった環境整備やモデル事業を実施する。（＝施策の具体的内容） 		
社会的二一 ズ	<p>効率的な施工により工期短縮を図り、土木構造物の機能の早期発現や、工事に伴う社会的損失（渋滞や騒音・振動等）の低減が求められている。また、建設機械の作業効率を向上させることで、施工量あたりの稼働時間が短縮できる。これにより、建設機械由来のC O₂の削減が図られる。</p>		

行政の関与	公共工事において、効率的な施工による工期短縮などを実現する情報化施工を導入するためには、発注者である行政が各種の技術基準等を整備する必要があることから、本施策は行政が関与する必要がある。
国の関与	情報化施工の普及は国が先導し、地方を政策誘導する必要がある。情報化施工の全国的な普及を図るには、まず国の直轄工事での導入を推進し、地方への展開が行われることから国の関与が必要である。
施策等の効率性	本施策は、現状では情報化施工に対応したものとなっていない技術基準の見直し等の環境整備を行うものであり、これにより情報化施工の普及が促進されることから、十分に効率的である。
施策等の有効性	本施策により、情報化施工普及のための環境が整備され、情報化施工が標準的な工法と位置付けられ普及が進展する。これにより、効率的な施工などの目標が達成できる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「業種別生産向上プログラム」（平成 20 年 5 月）に基づく施策 ○「情報化施工推進戦略」（平成 20 年 7 月）に基づく施策 ○平成 21 年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 49】

施策等名	不動産投資市場の安定成長のための不動産投資顧問業務の促進	担当課 (担当課長名)	総合政策局不動産課 (課長 海堀 安喜)
施策等の概要	<p>個人投資家や年金基金等による不動産投資事例等について調査を行い、彼らが不動産投資を一任等するに際しての関心事項を把握する。また、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等について検討を進め、必要に応じて、不動産投資顧問業の業務ガイドラインの作成を検討する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：15百万円】</p>		
施策等の目的	<p>平成19年9月の金融商品取引法の施行を受け、同法の投資運用業の登録要件である総合不動産投資顧問業の登録が急増している。このような中、当該業務の普及・適正化を図り、適切な指導監督を行うことで、不動産投資市場を持続的・安定的に成長させていく必要がある。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	1 7 3 不動産証券化実績総額		
業績指標の目標値(目標年次)	66兆円 (平成23年度)		
施策等の必要性	<p>○ 平成19年9月の金融商品取引法の施行を受け、同法の投資運用業の登録要件である総合不動産投資顧問業者の登録が急増している中、経済情勢の変化を受けて登録後間もなく廃業する業者も現れており、今後、不動産投資市場を持続的・安定的に成長させていくためには、当該業務の普及・適正化を図り、適切な指導監督を行っていく必要がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 不動産投資顧問業者は、機関投資家向けの業務を主に遂行しており、今後、不動産投資の知識・経験が少ない個人投資家や年金基金等の不動産投資市場への参画を促進するためには、更なる業務の適性化が必要。(=原因分析)</p> <p>○ 不動産投資顧問業務の適正化のためには、投資家の関心事項を把握し、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等を普及させる必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 個人投資家や年金基金等による不動産投資事例等について調査を行い、彼らが不動産投資を一任等するに際しての関心事項を把握する。また、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等について検討を進め、必要に応じて、不動産投資顧問業の業務ガイドラインの作成を検討する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>不動産投資の知識・経験が少ない個人投資家や年金基金等が安心して投資を行うことができる不動産投資市場の持続的・安定的な成長の実現。</p>		

行政の関与	本施策は、不動産投資顧問業者の業務の普及・適正化を図り、適切な指導監督を行うことで、不動産投資市場の持続的・安定的な成長を図るものであり、行政が関与する必要がある。
国の関与	本施策は、不動産投資市場を持続的・安定的に成長させていくため、投資家が安定的に不動産投資市場に参画できるような環境整備を行い、不動産投資顧問業者の業務の促進を図るものであり、国の関与が必要である。
施策等の効率性	不動産投資市場の持続的・安定的な成長を図るには、投資家が不動産投資を一任等するに際しての関心事項を把握し、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等について検討を進めることで、不動産投資顧問業務の普及・適正化を促進することが効率的である。
施策等の有効性	本施策は、個人投資家や年金基金等が不動産投資を一任等するに際しての関心事項を把握し、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等について検討を行い、不動産投資顧問業の業務の普及・適正化を図るものであり、これにより投資家の不動産投資市場への参画が促進され、不動産投資市場の持続的・安定的な成長が図られる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」提言（平成20年6月） ○ 平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 50】

施策等名	既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査	担当課 (担当課長名)	総合政策局不動産課 (課長 海堀安喜)
施策等の概要	<p>都道府県単位の業界団体及び全国的な流通販売会社を数団体選定し、宅建業者を通じてモデルとなる住宅履歴書及び建物検査を伴う取引事例（約 1000 件）を収集・分析し、既存住宅市場における有効性及び課題の整理、住宅履歴書等の情報による価格査定の実態把握及びその反映方法の検討等を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：80 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>本施策は、中小不動産業者が協働して既存住宅流通市場の活性化を図る取組への支援を行うことにより、良質なストックとしての既存住宅が消費者の信頼を得て安心安全に取引され、流通していく市場環境への変革を図るための環境整備を行うことを目的とするものである。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	1 7 4 指定流通機構（レイズ）における売却物件の登録件数		
業績指標の目標値（目標年次）	274 千件（平成 23 年度）		
施策等の必要性	<p>○ 我が国は既に人口減少社会を迎えているが、2015 年（平成 27 年）以降は世帯数も減少すると予測されている中、「住生活基本計画」においては既存住宅流通のシェアを現在の 13%から 23%に拡大することを目標としており、このために必要な戸数は平成 15 年実績の 1.7 倍に当たる約 30 万戸となるため、新築中心の市場から既存住宅流通の拡大をどう実現するかは、今後の大きな課題である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 住宅履歴書や建物検査（インスペクション）は、すべての住宅への一律の義務づけを行うことが困難であることから、これらが市場において一般化したデファクトスタンダードとして機能することが期待されるが、そのためには住宅履歴書や建物検査を活用するためのコストを上回るメリットがなければ、市場における活用は進まない。（＝原因分析）</p> <p>○ すなわち、住宅資産の維持・向上を図る取組が適切に市場で評価されない現状を改め、住宅履歴書や建物検査の情報が適切に市場で評価される市場環境を整備することで、買主、売主及び仲介業者の関係者すべてがメリットを享受できるようにする必要があり、住宅履歴書などの普及率が低く、それらの情報が価格に適切に反映されない未成熟な市場においては、それらを改善する公的な支援が欠かせない。（＝課題の特定）</p>		

	<p>○ そこで、既存住宅市場で重要な役割を担う宅建業者を通じて、住宅履歴書及び建物検査を伴う既存住宅のモデル取引を実施し、その際の取引実態に関する各種情報を収集、分析することで、住宅履歴情報等の有効性の検証、適正な市場価格形成のための評価方法の検討などの調査を行い、既存住宅流通市場の環境整備を図ることとする。 (=施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>既存住宅流通市場の活性化を図るための調査を行うことにより、良質なストックとしての既存住宅が消費者の信頼を得て安心安全に取引され、流通していく市場環境への変革を図るための環境整備を行うことを目的とするものであり、社会的ニーズが高い。</p>
行政の関与	<p>住宅履歴情報等を伴う取引市場が未成熟な状況の中で、市場環境の整備に資するための事業であり、また、良質なストックとしての既存住宅が消費者の信頼を得て安心安全に取引され、流通していく市場環境への変革を図るためのものであり、行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>本施策は、既存住宅流通市場の活性化を図るための調査を行うことにより、良質なストックとしての既存住宅が消費者の信頼を得て安心安全に取引され、流通していく市場環境への変革を図るための環境整備を行うもので、我が国に共通の課題の検討を行うものであるため、国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>本施策は、既存住宅流通市場の活性化を図る環境を整備するため、住宅履歴書・建物検査を伴う既存住宅の取引実態の調査を行い、住宅履歴情報等の普及に向けた課題の整理、適正な市場価格形成のための評価方法の検討等を行うものであり、必要最小限の費用により高い効果を上げることができ、効率的なものとなっている。</p>
施策等の有効性	<p>本施策は、住宅履歴書・建物検査を伴う既存住宅の取引実態の調査を行うことにより、住宅履歴情報等の普及に向けた課題の整理、適正な市場価格形成のための評価方法の検討等を行うことを可能とするものであり、既存住宅流通市場の活性化を図る環境を整備するための重要な情報を得ることができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>○ 「住生活基本計画」(平成18年9月)においては、既存住宅流通のシェアを現在の13%から23%に拡大することを目標としている。 ○ 流通市場研究会(座長:中川雅之 日本大学経済学部教授)において、住宅履歴書や建物検査(インスペクション)の活用が既存住宅流通市場の活性化に資する旨の中間取りまとめが行われた(平成20年6月)。 ○ 平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 51】

施策等名	未完成マンションの重要事項説明における情報提供のあり方検討	担当課 (担当課長名)	総合政策局不動産課 不動産指導室 (室長 齊藤 哲郎)
施策等の概要	<p>近年急増する大規模タワーマンションの建設に伴い契約から引渡まで長期化する傾向にある。この間日照・眺望阻害等購入者心理に影響を及ぼしかねない周辺環境等の変化等が生じる例が増加している。こうした情報の提供の是非やタイミングについて、売主等と購入者の間に認識の差があるため、引渡後の紛争・トラブルの要因となっている。こうした紛争・トラブルの未然防止のため、適時適正な情報提供に関するルールを定めるガイドラインを策定する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：8百万円】</p>		
施策等の目的	<p>契約から引渡までの長期化に伴う周辺環境の変化等について適切な情報提供を行うためのガイドラインを策定。「少なくとも」と法定事項を定めた宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明よりも、広範かつきめ細かな情報提供に誘導し、取引におけるリスク軽減を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	1 7 5 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移		
業績指標の目標値(目標年次)	0.30% (平成19年度～平成23年度の5年間平均)		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未完成物件の販売においては、購入者はモデルルーム等の限られた情報により、購入するか否かの判断をしなければならない。消費者保護の観点から、契約に先立ち行われる重要事項説明から引渡までの間、当該物件に係る適時適正な情報提供が必要。 (=目標と現状のギャップ) ○ しかしながら、現実には業者が調査・確認を怠り、購入者に情報提供がなされない場合があり、引渡後、物件前に受けた説明と実際の物件の態様との間に相違が生じ、トラブルの原因となっている。 (=原因分析) ○ 宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明よりも、広範かつきめ細かな情報提供に誘導し、情報の非対称性の解消に努める。 (=課題の特定) ○ 業者・消費者への実態調査に基づき、問題点の把握・検討を行うと共にプライオリティの高い事項を整理すること等により適時適正な情報提供に関するルールを定めるガイドラインを策定する。 (=施策の具体的な内容) 		
社会的ニーズ	<p>近年急増している大規模タワーマンションの建設により、契約から引渡までの期間が長期化することに起因する問題は今後増加する可能性が高く、トラブルが発生するリスクが高くなっている。</p>		
行政の関与	<p>ガイドライン作成に向けた調査・検討であり、不動産市場環境の整備及び消費者利益の保護に資するものであることから行政が関与する必要</p>		

	がある。
国の関与	本調査は未完成物件の契約に係る問題点の把握という全国共通の課題検討であることから国が関与する必要がある。
施策等の効率性	「少なくとも」と法定事項を定めた宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明よりも、広範かつきめ細かな情報提供に誘導し業者・消費者間の情報の非対称性を解消するにあたり、業者・消費者双方に向けたガイドラインを策定することが効率的である。
施策等の有効性	ガイドラインに基づく情報提供がなされることにより、購入者は冷静な判断による意思決定と不動産取引におけるリスク軽減が可能となる。
その他特記すべき事項	○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 52】

施策等名	不動産市場データベースの構築	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局土地市場課 (課長 麦島 健志) 土地・水資源局地価調査課 (課長 北本 政行)
施策等の概要	○オフィス、マンション等の不動産の管理に係る収益費用の情報を収集し、不動産の収益性に関する指標を提供するデータベースの拡充を図る。(予算関係) 【予算要求額：300百万円】		
施策等の目的	○不動産投資市場の透明性・信頼性の向上と情報発信のため、オフィス、マンション等の不動産の管理に係る収益費用の情報を収集し、不動産の収益性に関する指標を提供するデータベースを拡充すること等により、不動産業の生産性向上及び日本の不動産市場への資金流入を促進するとともに、不動産市場の活性化・効率化、国際競争力の強化などを進める。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	1 7 7 地価情報を提供するホームページへのアクセス件数 1 7 8 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、 ②取引価格情報の提供件数		
業績指標の目標値(目標年次)	1 7 7 25, 390, 000件(平成23年度) 1 7 8 ①40, 000, 000件(平成23年度) ②1, 000, 000件(平成23年度)		
施策等の必要性	○不動産投資市場が急速に拡大する中、市場の透明化を推進し、その健全な発展を促すには情報基盤の整備が必要であるが、我が国においては、海外に比して、不動産管理に係るデータ収集・分析が十分になされていない状況にあり、不動産事業者と消費者間の情報の偏りの是正が求められている。(=目標と現状のギャップ) ○しかし、不動産管理に係るデータの収集には、不動産の所有者等から直接収集する必要があるなどの課題があることから、我が国では不動産管理に係るデータの収集・分析が十分になされていない。(=原因分析) ○こうした状況を踏まえ、鑑定評価やエンジニアリングレポートの適正化の推進など不動産投資市場全体の信頼性の向上等を図るとともに、不動産業者と消費者間の情報の偏りをできる限り是正し、不動産市場の透明性の向上を促し、不動産投資市場の健全な発展を促す必要がある。(=課題の特定) ○このため、オフィス、マンション等の不動産の管理に係る収益費用の価格情報等を収集し、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供する不動産市場データベースを拡充する。(=施策の具体的内容)		
社会的二一ズ	○不動産市場の透明化による投資家や消費者保護のため、不動産取引の指針となるようなデータの一般的な提供が必要とされている。		
行政の関与	○我が国には不動産管理に係るデータを収集・分析するサービスに関して海外の民間団体と同レベルのサービスを行う団体がなく、不動産市場の透明化のためには、行政による一元的な関与が必要不可欠である。		

国の関与	○不動産市場の透明化は、日本全国の不動産市場における課題であるが、個別の地域や団体では情報集能力等に限りがあることから、国による広域的かつ一元的な関与が必要不可欠である。
施策等の効率性	○我が国においては、海外に比して、不動産管理に係るデータ収集・分析が十分になされていない状況にある中で、不動産業者と消費者間の情報の非対称性をできる限り是正し、不動産市場の透明化を図るためには、全国の不動産管理者等に対する任意のアンケート方式によって国が一元的にデータベースを拡充することを通じ、不動産取引の指針を整備する。
施策等の有効性	○不動産管理に係るデータベースを拡充し、不動産鑑定評価の指導監督を強化することを通じて、不動産鑑定評価の信頼性の向上が図られるとともに、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供することを通じて、不動産市場の透明化が推進され、ひいては不動産投資市場の健全な発展が促される。
その他特記すべき事項	○平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施

事前評価票【No. 53】

施策等名	官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局 国際建設推進室 (国際建設管理官 名波 義昭) 国際建設市場室 (参事官 中原 淳)
施策等の概要	我が国建設業のさらなる国際競争力強化のため、海外建設工事に関する課題に適切に対応し、技術力を軸とした我が国建設業の海外展開促進のため以下の施策を実施する。(予算関係) (1) 国際建設技術ネットワーク強化 (2) 海外建設エンジニア養成支援 (3) 途上国品質管理改善 【予算要求額：40百万円】		
施策等の目的	価格競争力の高い新興国の台頭により、海外建設工事の受注に向けた競争が激化する中、海外において我が国建設業の強みである技術力がより発揮され、適切に評価される環境づくりに、官民が連携して取り組み、わが国建設業のさらなる国際競争力の強化を推進する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 5 建設市場の整備を推進する		
業績指標	1 8 6 海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数		
業績指標の目標値(目標年次)	10件(平成21年度)		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の建設市場が縮小し、わが国建設企業の世界各国への海外展開の必要性が増す一方で、海外建設工事の受注に向けた競争は激化する状況であり、多くの本邦建設企業は、海外展開を推進するにあたり、非常に苦慮している状況である。(=目標と現状のギャップ) ○ わが国建設業がこうした厳しい環境にある原因は、海外における建設事業において、過剰な価格競争や厳しい自然環境、社会環境等の中での事業が強いられることが多いためであると考えられる。(=原因分析) ○ わが国建設技術の海外展開の一層の促進のためには、海外においてわが国建設業の強みである技術力がより発揮され、適切に評価される環境づくりに、官民が連携して取り組み、わが国建設業のさらなる国際競争力の強化を推進することが必要である。(=課題の特定) ○ 本施策においては、海外建設工事における技術的課題の解決支援のための技術支援体制の強化、海外で通用する建設エンジニアの養成を図ると共に、わが国建設技術の進出環境改善のため、途上国事業実施機関の品質管理能力・意識の向上を図るものである。(=施策の具体的な内容) 		
社会的ニーズ	本施策は、建設業の国際競争力の強化や海外建設事業における事故の多発等への対応策として、技術力を軸としたわが国建設業の海外展開促進のための環境づくりを図るものであり、社会的ニーズは高い。		

行政の関与	本施策は、わが国建設業の国際競争力を図るためのものであり、行政が関与する必要がある。
国の関与	本施策は、わが国建設業全体の国際競争力を図るためのものであり、国が関与する必要がある。
施策等の効率性	本施策は、わが国建設業が海外展開を推進するにあたっての諸課題の解決に資するものであり、施策の実施により、一層の海外展開が図られることとなる。
施策等の有効性	本施策は、わが国建設業の技術力の優位性を確保するための環境づくりを図るものであり、国内建設市場が縮小し、厳しい状況にあるわが国建設業の国際競争力強化を図ることが可能になる。
その他特記すべき事項	○ 平成21年度政策チェックアップ結果報告書において事後検証を実施すべき事項

事前評価票【No. 54】

施策等名	地域の中堅・中小建設業者に対する経営相談の強化等の建設業経営支援緊急対策の実施	担当課 (担当課長名)	総合政策局建設市場整備課 (課長 石崎 仁志)
施策等の概要	<p>地域の中堅・中小建設業者の経営力の強化を図るため、経営分析等のスキルを持つ者が常駐する建設業緊急相談窓口（仮称）の設置、弁護士等の複数の専門家構成される支援チームの個別企業への派遣などの経営相談の強化のほか、工事請負代金債権の流動化の促進による金融の円滑化、地域経済への波及効果が高く、地域に密着した新分野への進出による「地域総合産業化」への支援など、建設業の経営支援を総合的に実施するための体制を整備する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：952百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地域の経済・雇用を支える基盤産業である建設業は、公共投資の依存度が大きい地域を中心として厳しい経営環境に直面しているため、これら中堅・中小建設業者の経営力の強化を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護		
施策目標	35 建設市場の整備を推進する		
業績指標	<p>182 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数</p> <p>183 専門工事業者の売上高経常利益率</p>		
業績指標の目標値（目標年次）	<p>182 400件（平成21年度）</p> <p>183 4.0%（平成23年度）</p>		
施策等の必要性	<p>○ 建設投資の減少や価格競争の激化、資材価格の高騰等により、特に公共投資への依存度が高い地域を中心に、地域の中堅・中小建設業者はきわめて厳しい経営環境に直面している。地域の経済・雇用を支える基盤産業である建設業者の利益率を向上させ、活力の回復を図る必要があるが、建設業の利益率は他産業に比べて低い水準であり、また、規模が小さい事業者ほど利益率も低い傾向にある。</p> <p>また、建設業は、これまで培った技術やノウハウ、人的ネットワークを活かし、地域におけるコミュニティ産業として新分野に進出することで地域活性化に貢献することが求められている。しかしながら、多くの企業は進出の過程において販路開拓などの課題に直面しており、これらの取組を円滑化させる必要がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 建設業が厳しい経営環境に直面している原因は、建設投資の減少のほか、金融機関の融資状況などがあげられるが、建設業自らの問題として、受注・単品産業という特性や、多くの事業者が公共事業に依存した経営を行ってきたことなどから、自社の経営について具体的にどこが課題であるのかを理解していない経営者が多いと考えられる。</p> <p>また、業態の多角化のうえで販路開拓を課題とする企業が多いのも、マーケティング等の営業戦略に関するノウハウが不足しているからであると考えられる。（＝原因分析）</p> <p>○ 建設業の活力回復を図るためには、経営相談の機会や、過去の新分野進出等のモデル事業者の成功・失敗事例に学ぶ場を提供するなどにより、こうした建設業者の意識改革を喚起することとともに、本業の強化、新分野への進出のいずれにおいても必要不可欠な資金繰りを円</p>		

	<p>滑化すること、さらに、販路開拓や人材の確保・育成に関する支援を行うことが有用である。(＝課題の特定)</p> <p>○ 本施策においては、経営分析等のスキルを持つ者が常駐する建設業緊急相談窓口(仮称)の設置、弁護士等の複数の専門家で構成される支援チームの個別企業への派遣や、実践的な研修講座の実施などの経営相談の強化のほか、工事請負代金債権の流動化の促進による金融の円滑化、地域経済への波及効果が高く、地域に密着した新分野への進出による「地域総合産業化」への支援など、建設業の経営支援を総合的に実施するための体制を整備する。(＝施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>本施策は、地域の経済と雇用を支える中小建設業者の経営力の強化や生産性の向上を図り、地域の基幹産業である建設業の活力回復を図るものであり、社会的ニーズが高い。</p>
行政の関与	<p>今後の施策に反映させるための調査・検討であり、また、我が国の建設業全体の生産性の向上による底上げを図るためのものであり、行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>本施策は、中堅・中小建設業者に対する経営相談等の包括的なメニューの提供により、建設業界全体の経営力の強化を図るものであるが、特定の地域に偏在する課題ではなく、業界全体に共通の課題の検討を行うものであるため、国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>建設業者の経営力の強化を図るためには、自社の経営状況の改善に対して意欲は高く、具体的な方策を模索している経営者に対して、有資格者で構成されるアドバイザーによる無料相談の機会の提供や、集団で行う実践的なゼミナール等の実施等により、業界全体における経営改善の意識を高めることや、金融の円滑化を図ること、地域に密着した分野への進出において存在する販路開拓等の様々な障壁を取り除くことで、経営革新に向けた環境を醸成することが効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>地域の中堅・中小建設業者は、地域の住宅・社会資本整備の担い手であるとともに、長年培った専門技術を活用できる分野への進出により、地域総合産業として地域の活性化に貢献することが求められている。経営状況の改善に対して意欲がある企業に対して、経営相談の機会等を提供することは各社が抱える課題解決の一助となり、経営の多角化等により個社の経営環境の改善が図られるばかりか、ひいては、地域の活性化にも貢献することが期待される。また、地域の中堅・中小建設業者の金融の円滑化を図ることで個々の事業者の資金繰りの改善に資することとなり、経営環境の改善を図ることが期待される。</p>
その他特記すべき事項	<p>○ 本施策は、中堅・中小建設業者の生産性の向上に寄与するものであり、「経済財政改革の基本方針2008」第2章1. I②の「業種別生産性向上プログラム」に該当する。</p> <p>○ 平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 55】

施策等名	都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	土地・水資源局国土調査課 （課長 石川 佳市）
施策等の概要	<p>○国土調査促進特別措置法に基づく第5次国土調査事業十箇年計画が21年度末に終了することを踏まえ、22年度以降の計画に向け、特に進捗が遅れている都市部における地籍調査の推進手法を確立するため、モデル地区実証実験を行う。（予算関係） 【予算要求額：150百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○地籍調査については、これまでも十箇年計画に基づき、着実な事業進捗を講じてきたところであるが、現時点において、特に都市部における進捗が低位となっている。平成22年度以降の計画において確実に地籍調査事業を推進するためには、都市部における事業の進捗が不可欠であることから、都市部における地籍調査の推進手法についてモデル地区実証実験を行い、新たな地籍調査手法として確立することを目的とする。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	37 地籍の整備等の国土調査を推進する		
業績指標	189 地籍が明確化された土地の面積		
業績指標の目標値（目標年次）	158千km ² （平成21年度）		
施策等の必要性	<p>○地籍調査の平成19年度末までの実施面積は137千km²であり、平成21年度の目標値を達成するために必要と考えられる148千km²を大きく下回っている。特に、都市部においては2,434千km²（都市部全体の20%）しか進捗していない状況である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○都市部においては、土地の細分化、権利意識の強さ等から境界確認の合意を得ることが他の地域に比べて困難であり、その結果、調査の進捗の遅れが著しくなっていることが考えられる。（＝原因分析）</p> <p>○このような中、不動産登記規則の改正に伴い、登記所に提出される地積測量図に原則として座標値が付与され、一筆ごとの土地に関する正確な情報が蓄積されることになった。これを踏まえ、都市部における地籍調査を確実に推進していくためには、地積測量図等の民間測量成果を活用して、地籍調査を効率的に実施する手法を新たに確立していくことが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○このため、都市部において地積測量図等の民間測量成果を活用する新たな地籍調査手法の確立に向けて、モデル地区実証実験を行う（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>○地籍調査は、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するものであり、その効率的な実施は社会・国民のニーズに合致する。</p>		
行政の関与	<p>○地籍調査は、その成果が登記所に送付され、国民に対し土地に関する基礎的情報を提供するという極めて公共性が高いものであり、調査手法の効率化に関しても行政において実施する必要がある。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>○都市部における地籍調査の円滑な実施を支援するためには、国において新たな地籍調査の手法を確立することが必要である。また、経済財政改革の基本方針２００８において、「都市部における地籍整備を推進する」とされていることから、国においてその支援を行う必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>○本施策により、国が都市部における新たな地籍調査手法を確立することができれば、これに基づき市町村が地籍調査を行うことで、既存の民間測量成果が無駄なく活用され、これまでの調査手法を引き続き実施した場合と比較して、より効率的に地籍調査の進捗が図られる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○平成２２年度以降の計画において確実に地籍調査事業を推進するためには、都市部における事業の進捗が不可欠である。本施策により、都市部において地積測量図等の民間測量成果を活用した新たな地籍調査手法が確立されれば、民間で作成した正確な情報が有効利用されるとともに、地籍調査を進めやすい環境が整備されることから、都市部における地籍調査の進捗に貢献する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会による中間取りまとめ「都市部及び山村部における地籍整備の促進策」（平成１９年９月）においても、「民間で作成される情報を活用することにより、効率的に地籍を整備する手法を検討すべきである」と提言されている。</p> <p>○平成２２年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施する。 （本施策は、平成２２年度以降の計画に向けて新たな地籍調査手法を確立するためのものであり、新たな手法を用いて地籍調査を実施し、地籍整備の進捗について当該手法の効果を検証できるのは平成２２年度となるため。）</p>

事前評価票【No. 56】

施策等名	広域地方計画先導事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	国土計画局 広域地方計画課 （課長 福島 章） 広域地方整備政策課 （課長 和田 信貴）
施策等の概要	<p>広域地方計画に関わるブロック独自の地域戦略について、地域に根ざした行政、経済主体の実践活動を通じた実現が図れるよう、地方公共団体や経済団体等による地域発意に基づく先導的なソフト事業の立ち上げ支援を行う。（予算関係） 【予算要求額：320百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地方公共団体や経済団体等による地域発意に基づく実践活動を通じた広域地方計画の効果的な実施により、国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的発展を推進する。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、東アジアの急速な経済発展等の新しい時代の潮流の中、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することにより、我が国の成熟期にふさわしい国としての厚みを増していく必要があるが、一極一軸型の国土構造の現状や都道府県を越える広域的課題の増加などを踏まえ、自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働を推進する必要がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○これまでの国土づくりにおいて、東京と地方という視点が重視され画一的な資源配分や地域の個性の喪失を招いた面があることも踏まえ、各広域ブロックにおいては、独自の地域戦略に基づき、意欲ある地域の活性化に向けた取組について、公共、民間を含め、地域の知恵と工夫を引き出しつつ、総合的に施策を展開していく必要がある。（＝原因分析）</p> <p>○ブロック独自の地域戦略を描く広域地方計画は、都府県・政令市等の地方公共団体や経済団体等からなる広域地方計画協議会の協議を経て国土交通大臣が決定するものであり、その策定過程を通じ、広域ブロックの自立的発展に向け、地域の関係主体が地域整備の方針・目標を共有化しつつ、広域の見地から必要な施策の選択と集中を図るとともに、その効果的な推進のために、国と地方が協働して重点的・集中的に取り組む必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>○このため、広域地方計画に関わるブロック独自の地域戦略について、地域に根ざした行政、経済主体の実践活動を通じた実現が図れるよう、地方公共団体や経済団体等による地域発意に基づく先導的なソフト事業の立ち上げ支援を行う。具体的には、ブロック独自の地域戦略のテーマに応じて、省庁横断的な分野の広域政策課題に関わる具体的な調査、社会実験について、公募により都府県、政令市、経済団体等によるモデル事業を選定の上実施する。（＝施策の具体的内容）</p>		

社会的ニーズ	<p>○国土形成計画（全国計画）（平成 20 年 7 月閣議決定）においては、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」を新たな国土像として示し、東京中心の一極一軸型の構造から、ブロックがそれぞれの資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、自立的な圏域を形成し、各ブロックが相互に、またアジア地域等と直接に交流・連携することで活力ある国土を目指すべきであるとの方向性が示されている。これを具体化する広域地方計画は、地域の実情・ニーズに応じたブロック独自の地域戦略を定めるものであり、その重点的・集中的な実現を図ることが求められる。</p> <p>○具体的には、東アジア向け国際産業集積・物流効率化、地域資源を活かした産業の活性化、減災を重視した地域防災力の強化、循環との共生を重視した地域づくりなど、広域ブロックの自立的発展につながる独自の地域戦略について、地域の行政、経済主体による協議を通じ、地域の具体的なニーズが反映されることとなる。</p>
行政の関与	<p>○広域ブロックにおいて、国と地方の協働により、ブロック独自の地域戦略、その実現のための具体的・即地的な施策を定める広域地方計画の策定及びその効果的な推進を図ることとしている。</p> <p>○広域地方計画に関わるブロック独自の地域戦略の実現に向けては、特に、地域に根ざした地方公共団体及び経済団体等による地域発意に基づく実践活動が不可欠であり、民間と連携しつつ、行政の関与の下で進める必要がある。</p>
国の関与	<p>○国土形成計画は、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、国の責務が全うされるよう定めるものであり、広域地方計画については、国と地方が対等の立場で参加する広域地方計画協議会の協議を経て策定するものであり、ブロック独自の地域戦略の実現に向けても、国の立場で地方の関係主体と連携した取組みが不可欠である。</p>
施策等の効率性	<p>○本施策は、地域からのボトムアップ的な発意によって企画されたモデル事業のうちから実施の効果及び必要性の高いものを公募により選定し、実施するものであり、地域の発意に根ざした実践的な活動を通じた地域戦略の具体化が一層促進され効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>○都府県、政令市、経済団体等からなる広域地方計画協議会の協議を経て打ち出されるブロック独自の地域戦略の実現を実効的に進めるためには、当該地域の行政、経済主体による地域発意に基づく実践活動が不可欠であり、本施策により、先導的なソフト事業の立ち上げを支援し、その成果を活用することにより、地域の主体的・自律的な活動につなげていく。</p>
その他特記すべき事項	<p>○国土形成計画（全国計画）において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することを新しい国土像として位置付け。全国計画に基づき、8つの広域ブロックについて広域地方計画を国と地方が対等の立場で参加する広域地方計画協議会の協議を経て国土交通大臣決定を行う。</p> <p>○「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月閣議決定）において、「広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域成長力強化、地域生活基盤確保及び低炭素社会づくりを重点に地域活性化の戦略を展開する」こととされている。</p> <p>○平成 25 年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 57】

施策等名	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	国土計画局広域地方整備政策課 （課長 和田 信貴）
施策等の概要	<p>○定住自立圏等の形成を促進するため、地方公共団体が民間事業者等と協力しつつ、市町村の圏域を越えて、地域住民の生活に必要な諸機能等を提供し、地域で自立して暮らし続けられる環境づくりに総合的に取り組む地域経営活動の立ち上げ支援を行う。（予算関係） 【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○地域の創意工夫により官民が協力して生活に必要な機能を複数市町村にまたがり提供する取組を支援し、もって定住自立圏の形成促進、広域的な官民連携の取組の推進、ひいては広域ブロックの自立的発展に資することを目的とする。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○国土形成計画において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することとされているが、近年地方圏から大都市圏への人口流出が加速しており、将来的にも今後30年間に全国で約13%の人口減少が見込まれ、中でも地方圏の人口減少幅は約19%と見込まれており、地方圏からの人口流出を防止し地方圏への人の流れを創出していくことが求められている。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○これまで住民の生活に必要な機能については最も身近な基礎的地方公共団体である市町村を単位として主として提供してきたが、自動車社会の浸透等により地方においても日常生活圏が市町村の圏域を越えるようになっている。これに対し、市町村の圏域を越えて生活に必要な機能を提供する体制が整っていない。（＝原因分析）</p> <p>○このため、複数の市町村が連携して定住自立圏を形成し、中心市の都市機能を周辺市町村が活用する等の取組を進めることが必要となってきた。また、定住自立圏の形成のためには縦割りの分野ごとの対応ではなく、広域的な視点から分野横断的な取組、あるいはハードとソフトの連携による総合的な取組が必要である。（＝課題の特定）</p> <p>○このため、地方公共団体が民間事業者等と協力しつつ、市町村の圏域を越えて、地域住民の生活に必要な諸機能等を提供し、地域で自立して暮らし続けられる環境づくりに総合的に取り組む地域経営活動の立ち上げ支援を行う。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一 ズ	<p>○総務大臣の主催する定住自立圏構想研究会が平成20年5月に報告書を取りまとめ、定住自立圏の必要性が提言された。</p> <p>○定住自立圏構想の推進は、平成20年6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」において、地方再生の重要項目として掲げられている。</p>		

	<p>○定住自立圏構想の推進は、長期的にみても、平成20年7月4日に閣議決定された国土形成計画（全国計画）で示された新しい国土像である「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」の実現に大きく貢献するものである。</p>
行政の関与	<p>○生活に必要な機能は行政と民間それぞれが提供しているが、特に医療・福祉、教育、交通など行政の関わる部分が大きく、行政が民間と連携して関わる必要がある。</p> <p>○また、まちづくりなどハード整備と合わせて総合的な観点から事業を実施し、最大限の効果を引き出すためには、行政の関与が不可欠である。</p>
国の関与	<p>○地方圏から東京圏への一方的な人口流出を防ぎ、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を形成することは国の責務であり、地方においても安定した生活を送ることができるような仕組みの構築を目指す定住自立圏構想はそのためにも欠かせない施策である。</p> <p>○「経済財政改革の基本方針2008」において、定住自立圏構想の実現のために各府省が協力して取り組むことが求められている。</p>
施策等の効率性	<p>○定住自立圏は、一市町村で提供していた機能を複数の市町村で協力して提供することにより、効率的な資源配分の仕組みを構築し、持続可能な地域づくりを行うものである。</p> <p>○定住自立圏等の形成を目指す地域において、地方公共団体が民間団体等と協力しながら自ら地域に必要なと考えられる事業をハード整備の状況等を勘案しつつ提案することにより、地域にとって最も必要性の高い分野に資源を投入することができるとともに、既存施設の有効活用等を図ることができ、効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>○本施策は、定住自立圏等の形成を考えている地方公共団体からの発意により行われるものであり、実施される事業については地域での関係者間の協力等が得られやすいこと、実証実験的な取組を実施するため実際に市民等が目にすることができ、成果を実感しやすいこと、それにより定住自立圏等の形成を目指す市町村も次のステップへ進むための判断材料が得られることから、定住自立圏等の形成に対して有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>○「経済財政改革の基本方針2008」において、定住自立圏構想の実現のために各府省が協力して取り組むことが求められている。</p> <p>○国土形成計画において、複数市町村を一体の圏域としてとらえその連携を推進し、地域の実情に応じた広域的な生活圏域の形成を図ることとしている。</p> <p>○平成25年度までに事後検証を実施。</p>

事前評価票【No. 58】

施策等名	モビリティサポートの推進	担当課 (担当課長名)	政策統括官付参事官付 (参事官 川西 寛)
施策等の概要	地域の発意による、ユビキタス技術等を活用して、あらゆる歩行者が移動に関する情報を手に入れることができる環境を街づくりの中に構築するための地域の先進的な取組のうち、全国的課題の解決に資するものなどについて、「モビリティサポートモデル事業」を創設し、地方公共団体等に対して支援する。(予算関係) 【予算要求額：140百万円】		
施策等の目的	地域の活性化を図るためには、より多くの人々が地域内外を快適にかつ安全で安心して移動し、積極的に活動することが重要である。このため、ユビキタス技術等を活用することによって、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報をいつでも、どこでも手に入れることができる環境を街づくりの中に構築することを目的とする。		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 我が国では急速な少子高齢化の進展により、地方では移動手段を自動車に極度に依存した地域構造が形成され、これまで地域の活動の中心部であった中心市街地は著しい人口減少と高齢化、生活機能の衰退を招いている。また、大都市部においても、国際・国内交流を増加することにより地域経済を活性化するため、外国人を含むその地域に不案内な来訪者の移動の円滑化が課題となっている。こういったことから、ユニバーサル社会の形成に向けたインフラづくりや都市中心部での魅力あるまちづくりのニーズは高く、その一環としてその地域を訪れる人々やあらゆる居住者の移動や交流を促進するため、ユビキタス技術を活用した移動支援システムの構築が強く求められている。しかしながら、どの地域においても、システムを構築するまでには至らない状況である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ その原因は、移動支援システムを構築するためのノウハウや技術が地方公共団体等には乏しく、また、財政状況等からも取り組む余力がないからであると考えられる。(=原因分析)</p> <p>○ このため、ユビキタス技術等を活用することによって、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報をいつでも、どこでも手に入れることができる環境を街づくりの中に構築するためには、国が意欲のある地方公共団体等を支援して、上記のような街づくりを全国的に展開する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 従って、地域の先進的な取組のうち、全国的課題の解決に資するもの、あるいは、多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて、「モビリティサポートモデル事業」を創設し、地方公共団体等に対して支援する。また、その成果を取りまとめ、全国への水平展開を図る。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	ユニバーサル社会の形成に向けたインフラづくりや都市中心部での魅力あるまちづくりのニーズは高い。その一環としてその地域を訪れる人々やあらゆる居住者の移動や交流を促進するため、ユビキタス技術を活用した移動支援システムの構築が強く求められている。
行政の関与	ユビキタス技術等を活用することによって、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報をいつでも、どこでも手に入れることができる環境を街づくりの中に構築するためには、行政の関与が必要不可欠である。
国の関与	地域の発意を受け地方公共団体や地域の関係者による協議会等が実施するモビリティをサポートする様々な取組に対して、立ち上がり段階の諸活動を支援することにより、地域の先進的な取組を推進するとともに、その成果を水平展開することで、全国的に普及・促進を図ることが必要不可欠であることから、国の関与が必要である。
施策等の効率性	モビリティサポートに係る計画の策定・事業の遂行において、地方公共団体、地元商工会、地元企業、地元研究機関など地域の連携が図られ、効率的な計画の遂行が可能となる。
施策等の有効性	モビリティサポートモデル事業により得られた成果を、広く周知、提供することにより、モビリティサポートに関する取組の水平展開を促進することができ、全国的な普及・促進を図ることが可能となる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土形成計画（平成20年7月4日閣議決定）において、「科学技術の振興に加え、既存制度の積極的見直しや、GIS、電子タグやセンサーネットワークなどの人・物・車と情報を結びつける基盤等、汎用性の高い社会的な基盤の構築をスピード感を持って行うことで、様々な分野においてイノベーションを同時に推進する。」と記載されている。 ○ IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、「電子タグを含むユビキタス技術等の最新技術を活用して、高齢者、障害者、外国人を含むあらゆる人が、自律的に円滑な移動を行うことを支援するシステムを実用化し、地域への展開を図る。」と記載されている。 ○ 平成25年度までに事後検証を実施。

事前評価票【No. 59】

施策等名	交通分野における地球環境・エネルギー対策に関する国際連携の強化	担当課 (担当課長名)	総合政策局国際企画室 (参事官 志村 格)
施策等の概要	<p>平成20年10月に我が国が主催する「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の成果を踏まえ、国際的な枠組が存在しない国内交通分野について、政策対話のための国際パートナーシップを形成し、各国の優良事例（ベストプラクティス）の共有、統計データの整備等の具体的な取組を強力に推進するとともに、特に、今後交通需要の急増が見込まれるアジア諸国の取組に対する支援を強化する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：51百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地球規模の課題となっている気候変動問題に対処すべく、交通分野からも積極的な貢献を図るため、大臣会合における合意事項の強力かつ着実な実施を図る。</p>		
政策目標	1 2 国際協力、連携等の推進		
施策目標	4 5 国際協力、連携等を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 気候変動問題については、地球規模での取組が求められており、世界全体のCO2排出量の約2割を占める交通分野においても、効果的な削減対策の実施が不可欠である。また、中国、インド等新興国においては、急速な経済成長に伴う交通分野からのCO2排出量の急増及び交通に起因する大気汚染の深刻化が懸念されており、喫緊の対応が必要となっている。さらに、平成21年12月のCOP15（気候変動枠組条約締約国会議）における平成25年以降のポスト京都枠組について合意することを目指し、現在、国際交渉が本格化しており、我が国の国益に合致した枠組の実現に向けて、交通分野においても戦略的対応が求められている。しかしながら、現状では、同分野における国際的な取組が進んでおらず、十分な対策が講じられていない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>○ 地球規模での取組に当たっては、先進国の経験やノウハウを環境保護より経済成長を優先したい途上国に効果的に移転させることが重要となるが、交通分野の対策は各国毎に講じられてきており、特に、途上国支援を含む同分野の対策を促進するような国際的枠組が存在していないこと等が原因と考えられる。（＝原因分析）</p> <p>○ このため、環境対策に知見とノウハウを有する我が国がリーダーシップを発揮し、我が国及び各国におけるエネルギー対策の推進に向けて、積極的な国際貢献を行っていくことが必要となっている。（＝課題の特定）</p> <p>○ 国土交通省では、本年10月の「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を通じ、我が国のリーダーシップの下、交通</p>		

	分野における環境・エネルギー対策に関する国際連携の具体的な方向性を示すこととしている。会合後は、これを更なる国際的な取組強化につなげるべく、大臣会合合意事項の具体化、関連する国際的枠組における取組強化等について強力に推進することとしている。(＝施策の具体的な内容)
社会的ニーズ	気候変動問題は、全ての社会・国民に影響を及ぼし得る地球規模の課題であり、その対策に当たっては、全地球的な取組が不可欠である。大臣会合では、米国、中国、インド等主要 CO2 排出国の参画を得て、交通分野からの排出削減に係る取組の方向性に合意し、国際連携を強化しつつ具体的取組を加速させることとしており、社会・国民のニーズに適っている。
行政の関与	気候変動を巡る国際交渉は、政府間で行われており、同交渉に交通分野からも参画し、我が国の国益を確保するためには、行政による戦略的な対応が不可欠である。また、気候変動問題対策に当たっては、特に経済成長著しい新興国・途上国を含めた全地球的な取組が不可欠であり、これら新興国・途上国の経済成長と環境保全の調和を図りながら対策を進めるため、民間部門の協力を得つつ、技術移転や人材協力等を効率的に行うことが重要である。
国の関与	気候変動を巡る国際交渉は政府間で行われており、同交渉に交通分野からも参画し、我が国の国益を確保するためには、国による戦略的な対応が不可欠である。また、環境・エネルギー対策のノウハウや技術等が不足する途上国に対して、各国の成長戦略の策定に関与しつつ政策企画・立案に係る効果的な支援を行い地球規模の取組を確保するには、国レベルの関与が必要である。
施策等の効率性	ベストプラクティスの共有や統計データの整備等の推進により、各国間で環境・エネルギー政策に係る知見が共有されるとともに、政策効果の比較・検証が可能となり、我が国を含めた各国における効率的・効果的な施策展開につながる。また、国際的な枠組の存在しない国内交通分野について、政策対話を促進する国際パートナーシップを形成することにより、大臣会合を契機とした継続的かつ実効的な取組促進が図られる。これらにより、アジア諸国を中心とした交通環境・エネルギー対策に係る国際連携・協力の強化が図られ、同分野における効率的な施策展開につながる。
施策等の有効性	ベストプラクティスの共有や統計データの整備等の推進により、各国間で環境・エネルギー政策に係る知見が共有されるとともに、政策効果の比較・検証が可能となり、我が国を含めた各国における効率的・効果的な施策展開につながる。また、国際的な枠組の存在しない国内交通分野について、政策対話を促進する国際パートナーシップを形成することにより、大臣会合を契機とした継続的かつ実効的な取組促進が図られる。これらにより、アジア諸国を中心とした交通環境・エネルギー対策に係る国際連携・協力の強化が図られる。 さらに、上記のような国際連携・協力を通じ、各国の CO2 削減ポテンシャルの発揮を促進することは、気候変動問題に係る日本政府の方針である「セクター別アプローチ」の交通分野における具体化であり、国際的な理解促進にも資するものである。
その他特記すべき事項	○ 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ポスト京都枠組を巡る国連における国際交渉 等 ○ 事後検証の実施方法及び時期 ・平成 23 年度までに事後検証を実施 ・国内交通分野における国際パートナーシップ（年 2 回を想定）や関連する国際的枠組（随時）における大臣会合合意事項のフォローアップ

事前評価票【No. 60】

施策等名	庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準の確立	担当課 (担当課長名)	官庁営繕部設備・環境課 営繕環境対策室 (室長 内野井 宗哉)
施策等の概要	<p>官庁施設整備におけるCO₂削減に関し、直接的な温室効果ガス排出削減効果以外にも、間接的な効果や環境以外の副次的効果を併せ持つ技術について、設計・施工・完成後の維持管理にあたっての評価事項を明確にした上で、効果の高い技術を積極的に導入するための指針を作成する。 (予算関係) 【予算要求額：23百万円】</p>		
施策等の目的	<p>官庁施設からの排出削減を進めることで、国自らの事務・事業における排出削減を促進し、京都議定書に定められた温室効果ガス削減目標の達成とともに、「2050年までに半減」という長期目標を見据えた低炭素社会の構築に資する。</p>		
政策目標	1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
施策目標	4 6 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
業績指標	2 1 6 保全状態の良好な官庁施設の割合等 (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)		
業績指標の目標値(目標年次)	②25 事項 (平成 23 年度)		
施策等の必要性	<p>○京都議定書の削減目標(6%減)に基づく政府実行計画では、政府の事務・事業に伴う温室効果ガス排出目標を平成13年度比8%減としているが、2050年までに世界全体の排出量を半減するため、我が国としては、現状から60~80%の削減を掲げる必要があり、官庁施設においても、新技術の積極的な導入等により、温室効果ガス排出削減を加速する必要がある。(=目標と現実のギャップ)</p> <p>○効果の高いグリーン化技術の導入には、直接的な温室効果ガス排出削減効果だけでなく、技術の間接的・副次的な効果を含め、総合的な判断が必要なため、新たな技術の導入が円滑に進まない。(=原因分析)</p> <p>○効果の高いグリーン化技術の導入により、官庁施設におけるCO₂削減を加速するためには、技術を適切かつ円滑に評価するための、間接的・副次的な効果を含めた総合的な評価手法を構築する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>○設計・施工・完成後の維持管理にあたっての評価事項を明確にし、採否評価の枠組みと環境負荷低減技術の評価尺度をとりまとめ、環境負荷低減技術導入のための指針を作成する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策の一層の推進が求められている。		
行政の関与	官庁施設における地球温暖化対策を自ら推進する必要がある。		
国の関与	官庁施設における指針の作成により、地方公共団体におけるCO ₂ 削減に関する技術導入・普及にも資する。		
施策等の効率性	本施策の実施により、限られた整備費・維持管理費の中で、省CO ₂ 対策の効率的な推進が可能となる。		

<p>施策等の有効性</p>	<p>我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設であるグリーン庁舎に、CO2削減対策の推進に資する技術の導入を更に進めることで、官庁施設の省CO2対策を推進することに加え、他の公共施設及び民間施設への波及効果が期待される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成21年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 61】

施策等名	大規模な河川災害対策の推進	担当課 (担当課長名)	河川局 治水課 (課長 青山 俊行)
施策等の概要	<p>○現在の整備水準を大きく上回る洪水による大規模災害に対し、再度災害防止に十分な効果が得られるよう、従前の災害復旧と合併して行う災害要因を除去する効果的・効率的な河川大規模災害関連事業を創設する。(予算関係)</p> <p>【概算要求額：1,100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○地球温暖化に伴う記録的な豪雨による大規模災害に対し、効果的・効率的に災害要因を除去する本施策を創設・実施することにより再度災害防止に十分な効果を発揮し、地域住民の生命の安全の確保と民生の安定を図る。</p>		
政策目標	—		
施策目標	—		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○地球温暖化に伴う記録的な豪雨が頻発し、現在の整備水準を大きく上回る洪水が頻発しており、従前の災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果を発揮することが困難である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○これまでの災害復旧事業は、原形復旧のみの対応となり、次期出水で重大な被害に繋がる恐れが高い場合や再度災害防止に十分な効果が期待できない場合においても災害要因を除去することができない。(=原因分析)</p> <p>○計画規模を超えるような大洪水では、例えば堤防の決壊が発生していなくとも越水や長期間にわたる洪水で一連区間の堤防等が実質上効用を失っている。(=課題の特定)</p> <p>○河川大規模災害関連事業により、これらの大規模災害に対し、再度災害防止に十分な効果が得られるよう従前の災害復旧と合併して効果的・効率的に災害要因の除去を実施する。(=施設の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○近年の地球温暖化により、現在の整備水準を大きく上回る洪水が頻発。</p> <p>○大規模災害に対応するには、現行制度の災害復旧費等では再度災害防止対策を実施することは困難。</p>		
行政の関与	<p>○水害等の災害から、国民の生命・財産を守ることは国の基本的な責務であり、それら対策については行政が主体的に対策を講じる必要がある。</p>		
国の関与	<p>○国直轄で管理している区間の大規模災害関連事業であり、国に実施の責務がある。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>○大規模災害に対し、再度災害防止に十分な効果を得られるよう従前の災害復旧とあわせ対策を実施することから、結果として長期的な視点で災害やそれに係る災害復旧費用の抑制が期待できる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○大規模災害に対し、再度災害防止に十分な効果を得られるよう従前の災害復旧とあわせ対策を実施するため、国民生活の安定が図られると共に、一定規模の次期出水による重大災害を回避できる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○平成 25 年度までに事後検証を実施</p>

事前評価票【No. 62】

施策等名	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備の推進	担当課 (担当課長名)	自動車交通局貨物課 (課長 一見 勝之)
施策等の概要	<p>地方運輸局が中心となって、荷主とトラック運送事業者等の関係者が協働で検討する場を設定し、関係者の合意を形成しつつ、適正取引に係る望ましいパートナーシップを構築するための環境を整備する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：80百万円】</p>		
施策等の目的	<p>燃料高騰を背景とした適正運賃転嫁の問題をはじめとし、輸送効率の向上、騒音・排気ガスの抑制、交通事故の防止等トラック輸送をめぐる様々な課題を解決するため、荷主とトラック運送事業者等の関係者による適正取引に係る望ましいパートナーシップの構築を推進する。</p>		
政策目標	検討中※		
施策目標	検討中※		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ トラック運送業においては、規制緩和以後、新規参入事業者が増加し、中小零細化が進行している。また、激しい事業者間競争の中で、下請構造が多層化し、運送原価割れになる買いたたき、運賃の一方的な減額要請等不適正な取引も見られるようになってきている。このような中、本来、運送委託者と運送受託者の十分な協議を行うことで価格決定、運送契約等を行うべきであるところ、燃油価格の高騰が運送依頼者による一方的な価格据え置き等の深刻な影響を与えている。(=目標と現状のギャップ) ○ 不適正な取引が顕在化していることの原因として、トラック運送事業者が荷主に対して運賃交渉力が弱いなど力関係において大きな差があるなかで、両者の適正取引に向けた十分な理解が不足してきた等が挙げられる。(=原因分析) ○ このため、荷主とトラック運送事業者等による適正取引に係る望ましいパートナーシップを構築するとともに、共同輸配送や運行計画の見直しなど物流効率化に向けたノウハウを関係者が共有し、その普及を促進していくなど、トラック運送業の構造改善を推進する必要がある。(=課題の特定) ○ 具体的には、地方運輸局が中心となって、荷主とトラック運送事業者等の関係者による検討の場を設置し、トラック輸送をめぐる問題認識、ルール等の共有化を行うとともに、全国の先進事例の提供なども行いつつ、関係者間の模範的な協働の取り組み事例等を研究・調査し、その普及方法等今後あるべき姿を検討する。(=施策の具体的な内容) 		
社会的二一ズ	<p>トラック輸送は我が国の国内物流を支える基幹的輸送機関であり、生活物資の輸送等国民生活に大きな影響を与える重要な産業であることから、その安定化と健全な発達が社会的に求められている。</p>		

行政の関与	トラック運送事業者は中小事業者が多数を占め、荷主との力関係において極めて不利な状況にあることから、その自主性のみでは課題解決に向けた取組みが十分に進まないため、行政が関与することにより、物流効率化をはじめとする全国の様々な成功事例等のノウハウを関係者が共有できるような仕組みを構築していく必要がある。
国の関与	貨物自動車運送事業法に基づくトラック運送事業者の適正な運営を確保するための方策に反映していく必要がある。
施策等の効率性	喫緊の課題である燃油価格高騰、省エネルギー等の課題に対応するため、荷主・運送事業者等トラック運送に係る関係者が連携して燃油消費量の減少、輸送の効率化等を行う模範的な取組みを抽出し、普及することにより、効果的にトラック運送業のパートナーシップ構築を推進することが可能となる。
施策等の有効性	本事業により、トラック輸送をめぐる様々な課題を解決するための情報、知見を関係者間で共有することが可能となり、トラック輸送に係る関係者の望ましいパートナーシップを構築するための環境を整備することが可能となる。
その他特記すべき事項	平成25年度までに事後検証を実施 ※新たに施策目標を立てることを含め検討中。

事前評価票【No. 63】

施策等名	タクシー事業の構造改善に関する調査	担当課 (担当課長名)	自動車交通局旅客課 (課長 奥田哲也)
施策等の概要	<p>タクシー事業における競争促進を通じた利便性の向上に向け、事業者に対する評価制度の確立等に係る調査を行う。(予算関係) 【予算要求額：31百万円】</p>		
施策等の目的	<p>交通政策審議会の議論等を踏まえ、利用者に良質のサービスを提供することはもとより、産業としての健全性、労働者の生活確保、地域社会への貢献等の視点から、すべての関係者にとって望ましいタクシー事業の在り方に関する調査を行い、タクシー事業の更なる発展を目指す。</p>		
政策目標	検討中※		
施策目標	検討中※		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、過疎地における高齢者等の生活に密着した移動手段として、また、鉄道やバスとともに総合的な公共交通体系を構築する交通機関として、安全で安心なタクシーサービスの提供が求められている。しかしながら、需要の増加が見られない、過剰な輸送力が供給されているなどによりタクシー事業者の経営は大変厳しい状況にあり、その結果、安全性・サービスの質の低下が懸念されている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○タクシー事業においては、利用者によるサービスの選択を通じた事業者の淘汰が進みづらく、また、利用者を選択されるためのサービスの向上というインセンティブが事業者に起きづらいという構造的な課題を抱えている。(=原因分析)</p> <p>○こうした課題を克服し、利用者の選択性の向上を通じた不良事業者の淘汰、サービスの向上を促進するため、例えば、事業者に対する評価制度を確立し、利用者がこうした評価情報を踏まえてタクシーを選択する仕組みを創設すること等により、サービスの向上や不良事業者の淘汰を促進することが求められている。 また、福祉輸送をはじめ新たなタクシー需要に適切に対応し、地域交通の重要な一翼を担う主体としてさらなる利便性の増進を図ることが求められている。(=課題の特定)</p> <p>○このため、タクシー事業における競争促進を通じた利便性の向上に向け、こうしたテーマに関する調査を行っていくものである。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>タクシーは、年間21億人の輸送を担い、各地域の経済、社会、日常生活を支える公共交通機関であり、その利用者サービスの向上は、社会・</p>		

	国民から望まれる重要な課題である。
行政の関与	本調査は、公共交通機関としてのタクシー事業全体の構造的な課題を解決していくことを目的とした極めて公共性の高いものであり、行政において調査を行う必要がある。
国の関与	タクシー事業における輸送の安全や利用者の利便の確保については全国的な課題となっているものであり、国において全国的な見地から調査を行う必要がある
施策等の効率性	タクシー事業における様々な構造的な問題を把握した上で、競争促進を通じた利便性向上を図るための具体的手法を採るためには、調査という手段をとることが効率的である。
施策等の有効性	本調査により、競争促進を通じたタクシー事業の構造改善のための基本的手法を指導することが可能となり、すべての関係者にとって望ましいタクシー事業の実現が図られる。
その他特記すべき事項	<p>○「物価問題に関する関係閣僚会議（平成19年10月18日）」において、タクシー問題について政府として早急に検討することとされたことを踏まえ、国土交通大臣が交通政策審議会にタクシー事業を巡る諸問題について諮問。</p> <p>○平成20年7月、交通政策審議会に国土交通省の現時点での「考え方」を示したところ。今後、年末までに具体的な制度設計の審議が行われ、平成20年12月に答申の予定。</p> <p>○平成25年度までに事後検証を実施。</p> <p>※新たに施策目標を立てることを含め検討中。</p>